

君津地域・安房地域 循環型社会形成推進地域計画 第1次計画

木更津市
君津市
富津市
袖ヶ浦市
館山市
鴨川市
南房総市
鋸南町

鋸南地区環境衛生組合
安房郡市広域市町村圏事務組合

平成30年11月27日 作成
令和2年3月31日 変更
令和2年11月18日 変更
令和3年3月31日 変更
令和3年11月30日 変更
令和4年12月19日 変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項-----	1
(1)	対象地域 -----	1
(2)	計画期間 -----	1
(3)	基本的な方向 -----	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況-----	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容-----	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状 -----	3
(2)	生活排水の処理の現状 -----	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標 -----	5
(4)	生活排水の処理の目標 -----	6
3	施策の内容 -----	7
(1)	発生抑制、再使用の推進 -----	7
(2)	処理体制 -----	8
(3)	処理施設等の整備 -----	16
(4)	施設整備に関する計画支援事業 -----	19
(5)	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業 -----	20
(6)	その他の施策 -----	20
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	20
(1)	計画のフォローアップ -----	20
(2)	事後評価及び計画の見直し -----	20

[添付資料]

・添付資料 1	対象地域図 -----	21
・添付資料 2	目標の設定に関するグラフ等 -----	22
・添付資料 3	構成市町におけるごみ発生抑制・再使用に係る施策 --	24
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 -----	39
・添付資料 4	地域内の施設の現況と予定（位置図） -----	47
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 -----	48
【参考資料様式 1】	施設概要（マテリアルリサイクル施設系） -----	52
【参考資料様式 2】	施設概要（エネルギー回収施設系） -----	58
【参考資料様式 4】	施設概要（廃棄物運搬中継施設系） -----	60
【参考資料様式 6】	施設概要（し尿処理施設系） -----	62
【参考資料様式 7】	施設概要（浄化槽系） -----	64
【参考資料様式 8】	計画支援概要 -----	72

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名：木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町

面積：1,334.72 km²

人口：448,765 人（平成30年9月1日現在）

（内訳）

市町名	君津地域				
	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	
面積 (km ²)	138.95	318.81	205.53	94.93	
人口 (人)	135,505	83,561	43,946	62,467	
市町名	安房地域				計
	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町	
面積 (km ²)	110.05	191.14	230.12	45.19	1,334.72
人口 (人)	45,953	32,671	37,093	7,569	448,765

人口：千葉県ウェブサイトより平成30年9月1日の人口(総数)の値を使用
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/joujuu/geppou/2018/documents/geppou1809.pdf>)

(2) 計画期間

本計画は、平成29年度から令和5年度までの7年間の計画期間とする。

ただし、複数の施設整備を長期にわたって継続的に実施するものであることから、本計画を第1次計画としたうえで、令和6年度から令和10年度の5年間の計画期間とする第2次計画を策定する予定である。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合は計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市で構成する君津地域並びに館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町で構成する安房地域は、千葉県の南西部に位置し、総面積は1,334.72km²で、千葉県全域面積の25.9%を占めており、温暖な気候風土を持つ自然環境に恵まれた地域であるため、年間の観光客数は3,500万人にのぼる。

また、公共用水域をみると、構成区域は太平洋及び東京湾に面しており、これらの海域は、豊富な漁場を有するとともに、関東圏有数の観光地域でもある。

これら公共用水域の保全を図るため、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市及び館山市では、公共下水道の整備を推進し、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図り、鴨川市、南房総市及び鋸南町は合併処理浄化槽の普及促進にそれぞれ努めるものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

君津地域では、君津地域4市で発生する一般廃棄物の中間処理を目的に第3セクター方式により設立された株式会社かずさクリーンシステム（以下、「KCS」という。）を事業主体とする広域一般廃棄物処理施設（君津地域広域廃棄物処理施設）の稼働が開始から20年経過し、地元住民との合意事項である事業期間25年が令和8年度末で終了し、令和9年度以降の新たな中間処理施設の整備を検討している。

一方、安房地域3市1町では、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）において、一般廃棄物（ごみ）の共同処理に向け、中間処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及び最終処分場の整備に向けて事業の推進を図ってきた。

しかし、協議を重ねた結果、館山市は単独で既存清掃センターの基幹的設備改良事業により、施設の長寿命化を図ることとなった。

鴨川市、南房総市及び鋸南町においては、君津地域4市が計画する新たな中間処理施設整備事業へ参加することとなり、更なる広域化に向けたごみ処理を展開すべく事業を推進することとなった。

なお、上記に際し、安房地域の鴨川市、南房総市及び鋸南町では、収集範囲が約466km²にも及ぶため、今後は収集運搬効率及び費用対効果等を考慮し、廃棄物運搬中継施設及びマテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）の建設に向けた検討を行い、併せて既存焼却施設の撤去も行う予定である。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

容器包装プラスチックについては、既に資源化を実施している木更津市、君津市、富津市及び南房総市の一部の地域を除き、当面の間可燃ごみとしての処理を継続し、製品プラスチックについては、南房総市の一部の地域を除いて、当面の間可燃ごみとしての処理を継続する。

なお、プラスチック資源の分別収集及び再商品化については、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら実施方法や実施時期について検討を行う予定である。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

構成区域における平成 29 年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図 1 のとおりである。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 152,074 トンである。焼却施設のうち、KCS では、発生するエネルギーを回収して発電し、施設消費電力及び給湯に活用している。

また、余剰電力は電力会社に売却している。

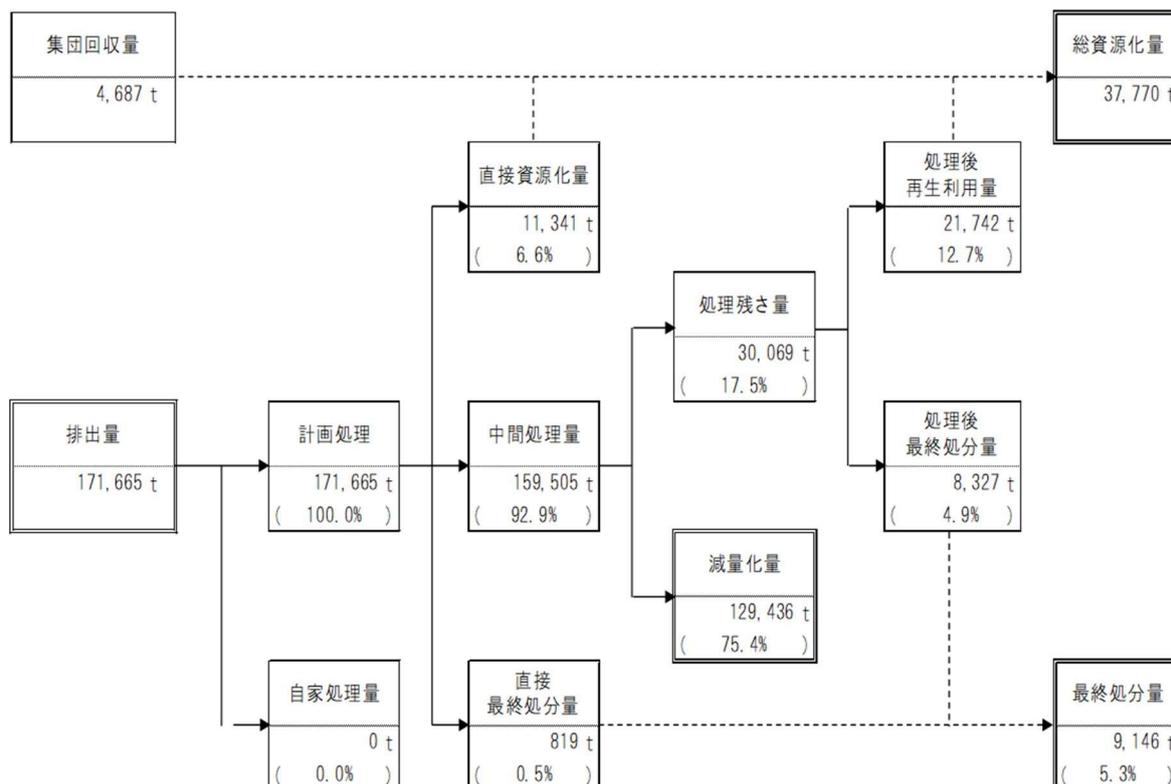
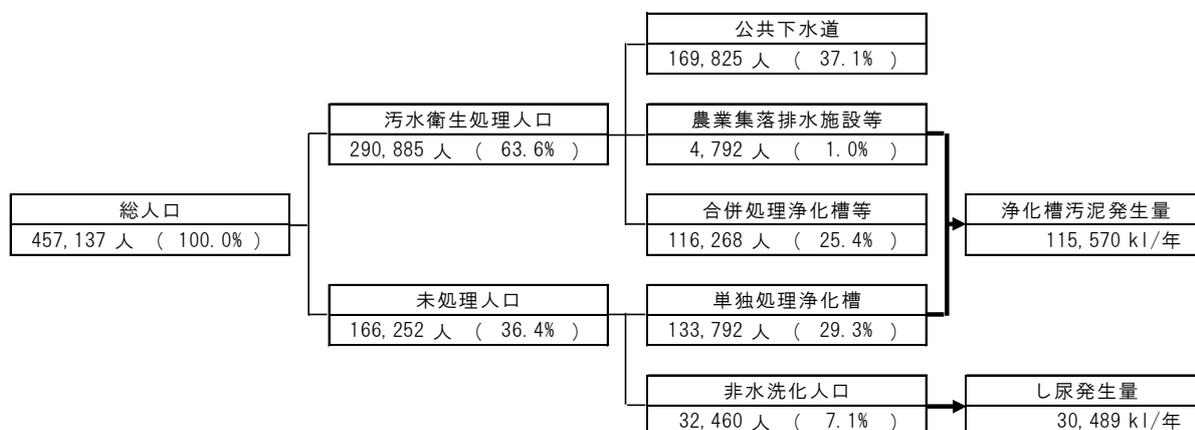


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 29 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

構成区域における平成 29 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥の排出量は、図 2 のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 ^{※1}) (平成29年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和6年度)
排出量	事業系 総排出量	61,184 トン	52,713 トン (-13.8%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	3.04 トン/事業所	2.66 トン/事業所 (-12.5%)
	生活系 総排出量	110,481 トン	106,264 トン (-3.8%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	211.9 kg/人	197.4 kg/人 (-6.8%)
合計	事業系生活系排出量合計	171,665 トン	158,977 トン (-7.4%)
再生利用量	直接資源化量	11,341 トン (6.6%)	13,945 トン (8.8%)
	総資源化量	37,770 トン (21.4%)	42,594 トン (26.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	38,854 MWh	37,678 MWh
	(年間の発電電力量及び熱利用量)	— GJ	— GJ
最終処分量	埋立最終処分量	9,146 トン (5.3%)	8,086 トン (5.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+ 集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

(用語の定義)

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

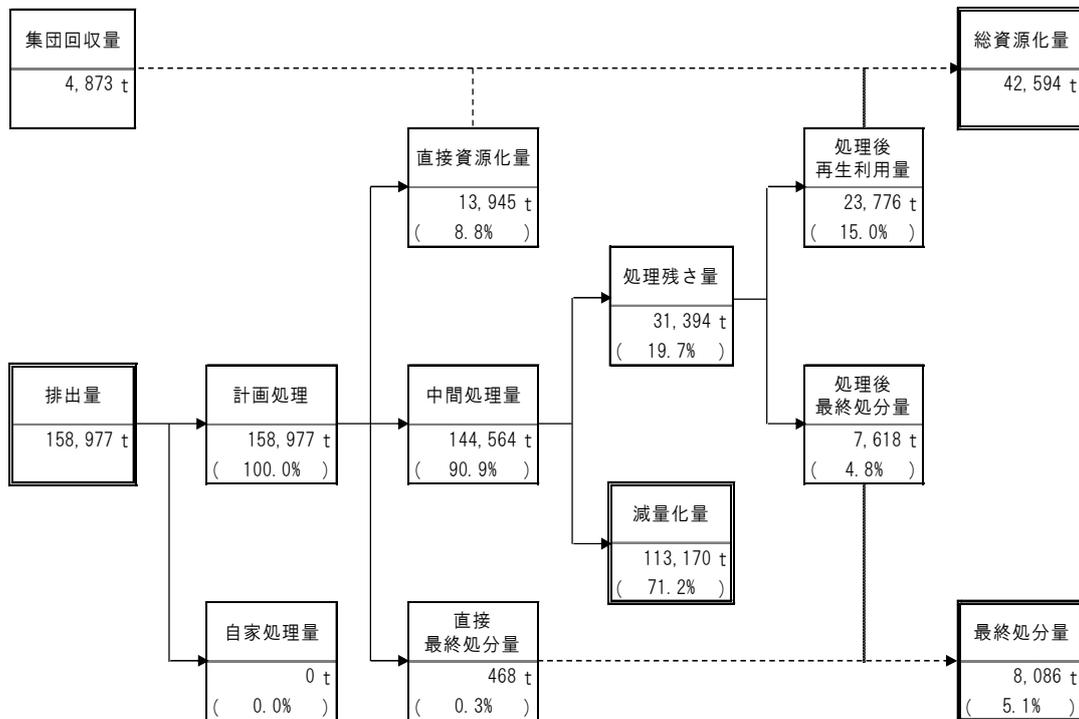


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和6年度)

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備を推進し、合併処理浄化槽の普及促進を図るものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	169,825人 (37.1%)	194,594人 (44.0%)
	農業集落排水施設等	4,792人 (1.0%)	4,579人 (1.0%)
	合併処理浄化槽等	116,268人 (25.4%)	120,617人 (27.3%)
	未処理人口	166,252人 (36.4%)	122,276人 (27.7%)
合計		457,137人	442,066人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	30,968キロリットル	20,718キロリットル
	浄化槽汚泥量	115,570キロリットル	111,605キロリットル
	合計	146,538キロリットル	132,323キロリットル

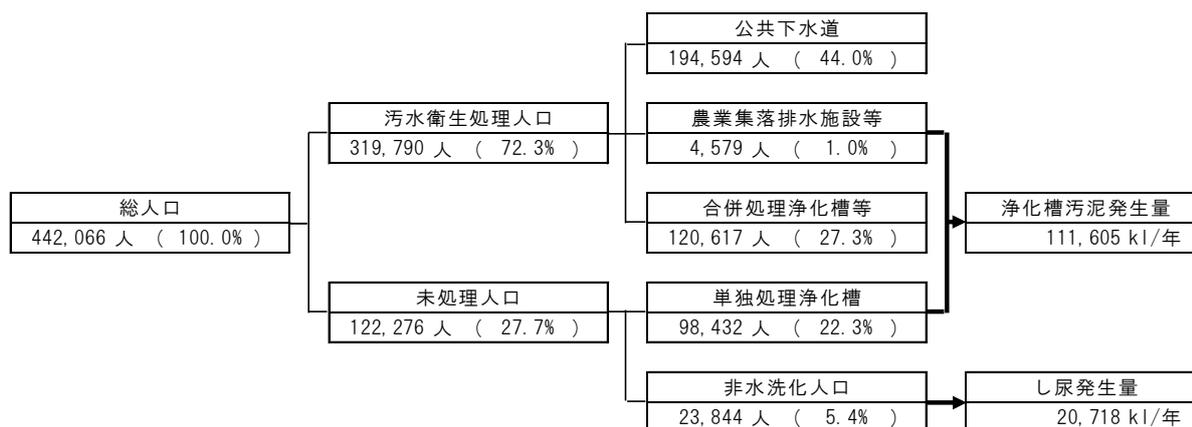


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和6年度）

3 施策の内容

構成市町の行政区域は、関東でも有数の観光地であり、ごみの排出量原単位は、全国平均及び千葉県平均と比較して高い。

したがって、発生抑制は、構成区域におけるごみ問題の大きな課題である。

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみ処理の有料化

構成市町では、ごみ処理の有料化に取り組んでいるが、その料金設定は構成市町が独自に行っている状況である。ごみ処理の広域化に向けて、今後、安房地域の鴨川市、南房総市及び鋸南町においては、ごみ処理料金の統一に向けた制度の見直しを図る。

また、その他の構成市では、手数料水準の検証や、先進事例等を勘案し、必要に応じて料金の見直しを行う。

イ 家庭における排出抑制と再使用の推進

家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、排出抑制に努め、ごみを出さないライフスタイルの実践に向け、次のことについて推進していく。

○生ごみの排出抑制と堆肥化の促進

生ごみを排出する際は、水切りを徹底してごみの減量化を図るとともに、コンポストや生ごみ処理機による生ごみの堆肥化を促進する。

○集団回収への積極的参加

地域や学校等で行う集団回収に積極的に参加、協力をを行い再資源化の向上に努める。

ウ 住民への情報提供

循環型社会を形成するための取組に関する情報や、地域ごとの特性を踏まえた情報などを広報、ホームページ、ガイドブック、カレンダーや各種イベントなどを介して提供する。

エ 環境教育の推進

地球・生活・ごみの関係性等について、一人ひとりがすべきことを理解する機会を拡充するため、住民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために、講演会の開催、職員が出向く説明会や出前講座、施設見学会、イベントなどの各種の学習機会を設ける。

また、教育委員会、社会教育団体、小・中学校等と連携し、幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進する。

オ 事業者への情報提供と発生抑制・再資源化の促進

国及び構成市町における減量化施策や適正処理について速やかに情報提供を行い、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえ、発生抑制、分別の徹底、排出ルールの指導などを通じて、ごみの排出抑制と再資源化の向上を推進する。

また、多量排出事業者自らが再資源化・減量化計画を策定する場合には、助言・指導を行う。

なお、構成市町単独で実施している環境教育・普及啓発・助成等によるごみ減量化施策については添付資料5に示す。

カ 生活排水対策

良好な生活環境の確保と河川及び海浜の汚濁防止の観点から、家庭等から排出される汚濁負荷量削減のため、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市及び館山市では、公共下水道の整備及び接続の促進を行い、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。また、鴨川市、南房総市及び鋸南町では、合併処理浄化槽の普及促進を図る。

なお、生活排水に関して、啓発活動を以下のとおり実施する。

- ・水辺の見学会、学習会、講習会などを行い、公共下水道及び合併処理浄化槽を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策について、広く知識・情報の提供を行う。
- ・広報、チラシ、ホームページ等を活用し、生活排水処理の重要性や利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

君津地域構成市のごみ焼却施設の状況は、KCSを事業主体とする広域一般廃棄物処理施設（君津地域広域廃棄物処理施設（450 t /日、稼働後 20 年経過））が稼働している。なお、袖ヶ浦市では搬入された可燃ごみを袖ヶ浦クリーンセンターごみ処理施設にて積替えを行い、KCSに搬出している。

また、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの処理については、木更津市では木更津市クリーンセンター（不燃ごみ：25t/5h、粗大ごみ 25t/5h、稼働後 34 年経過）で、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及び可燃ごみの積み替えを行っており、資源ごみのうち、びん・かん・ペットボトル及び容器包装プラスチックは、民間のリサイクル処理施設で選別・圧縮・梱包処理したのち再資源化され、紙類・衣類については、直接資源化され

る。君津市では、君津市リサイクルプラザ（44t/日、稼働後 25 年経過）で、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別、資源ごみのうち、アルミ缶・スチール缶等の圧縮と一部の粗大ごみの再生処理を行っている。富津市では、富津市環境センター（12t/6h、稼働後 46 年経過）で、資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを選別・減容処理している。袖ヶ浦市では、袖ヶ浦クリーンセンター粗大ごみ処理施設（粗大 8.5t/日、資源 7.5 t/日稼働後 33 年経過）にて、搬入された不燃ごみ及び粗大ごみを破碎選別処理し、金属類等の再資源化を図るとともに、有害ごみ及び資源物については選別・保管により適正処理及び再資源化を図っている。

なお、君津地域構成市の最終処分については、富津市の民間処分場を除き、君津地域で発生した溶融飛灰を埋め立てている最終処分場は無く、発生した溶融飛灰の 90% 近くを県外に搬出している状況である。

このように、君津地域では、各市の粗大ごみ処理施設等が稼働後 20 年以上経過し、施設の老朽化と最終処分量の削減が重要な課題となっている。

今後の君津地域構成市のごみ処理については、最終処分量の削減を考慮した次期中間処理施設の整備を進めるとともに、各市の粗大ごみ処理施設等については、今後の社会環境の変化等を踏まえ、効率的な処理のあり方を検討する。

安房地域構成市町のごみ焼却施設の現状は、館山市清掃センター（100t/日、稼働後 38 年経過）、鋸南地区環境衛生組合大谷クリーンセンター（80 t/日、稼働後 39 年経過）が稼働している。一方で、天津小湊清掃センター（20 t/日）については、平成 22 年 3 月に稼働を終え、施設を廃止した。また、南房総市千倉清掃センター（60 t/日）が平成 20 年 1 月、南房総市白浜清掃センター（54 t/日）が平成 14 年 2 月にそれぞれ稼働を休止し、当該地区（白浜・千倉・丸山・和田）のごみの処理は、現在、民間委託している状況である。また、粗大ごみ処理施設（50t/日、稼働後 37 年経過）は、広域的な処理施設として組合が管理・運営を行っている。なお、最終処分場については、館山市一般廃棄物最終処分場、天津小湊一般廃棄物最終処分場、千倉一般廃棄物最終処分場及び鋸南地区環境衛生組合青木山一般廃棄物最終処分場が埋立処理を行っており、鴨川市の一部の灰は路盤材として再資源化している。

また、資源ごみについては、安房地域構成市町及び鋸南地区環境衛生組合がそれぞれ独自に再資源化を行っている。

このように安房地域においては、稼働中の施設は、全てが稼働から 30 年以上経過しており、また、最終処分場の残余容量にも限りがあることから、資源ごみの再資源化向上も必要な状況である。

鴨川市のごみ焼却施設は、経年劣化が進行し、早期に安定したごみ処理の確保を目指し、一般廃棄物中継施設を整備し効率的な収集運搬と外部搬出を行う。鴨川清掃センターは令和 4 年 8 月に稼働を休止し、9 月から一般廃棄物中継施設クリーンステーション鴨川に搬入しその処理を民間委託している。また、令和 9 年度以降は第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設にて処理をする。なお、不燃ごみ及び資源ごみは収集後、一時保管が必要なことから、中継施設内にストックヤードを整備し一時貯留した後、委託により再資源化を図る。

南房総市は、鋸南町と共同で廃棄物運搬中継施設を整備し、効率的な収集運搬を行う。既存施設（鋸南地区環境衛生組合大谷クリーンセンター）は令和 8 年度末をもって稼働を休止し、令和 9 年度以降は第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設にて処理をする。不燃ごみ及び資源ごみは収集後、一時保管が必要なことから、中継施設に資源ごみストックヤードを併設整備し、一時貯留した後、再資源化を図る。

以上のことから、今後の安房地域構成市町のごみ処理については、構成市町と組合の役割を明確にし、構成市町及び鋸南地区環境衛生組合では可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの中間処理並びに最終処分、ごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの再資源化及び住民への啓発活動を行う。組合では可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの中間処理並びに最終処分を行うとともに施設の維持管理を行うこととする。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、排出者責任に基づき事業者の責任による適正処理を原則とする。事業系ごみを排出している事業所に対して、減量化・再資源化について指導を行うとともに、周知徹底を図り、やむを得ずごみとして排出する場合も分別の徹底、再資源化を指導している。

なお、君津地域では、事業者自らによる適正処理が困難な場合は、ごみの分別を徹底したうえで、許可業者による収集または各市のごみ処理施設等へ直接搬入を行うものとしている。

今後は、君津地域及び安房地域の構成市町は、引き続き事業者に対し、減量化・再資源化について徹底するよう啓発活動を推進する。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状、君津地域構成市では、KCSにて、一部産業廃棄物の処理を実施している。館山市では、紙・木類に限り、処理に支障のない範囲で産業廃棄物の処理を実施しており、その他安房地域の鴨川市、南房総市及び鋸南町では、産業廃棄物は受け入れていない。

今後は、産業廃棄物を受け入れしないことを原則とするが、「併せ産廃」と認定できる廃棄物に関しては受け入れる方向で検討し、事業者には、再資源化を徹底したうえで受け入れることを条件とする。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市及び館山市では公共下水道の整備を推進し、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。また、鴨川市、南房総市及び鋸南町では合併処理浄化槽の普及促進を進めていく。

君津地域のし尿・浄化槽汚泥処理について、木更津市では、し尿処理施設で処理を行っているほか、浄化槽汚泥の一部は下水処理場の浄化槽汚泥投入施設に希釈投入している。君津市及び富津市では、し尿処理施設にて処理し、袖ヶ浦市では、袖ヶ浦クリーンセンター「し尿等積替え施設」に搬入され、前処理後に、汚水は希釈し下水道に放流し、袖ヶ浦市下水道終末処理場にて処理される。君津地域構成市では、これらの処理により発生した汚泥はKCSに搬入され、可燃ごみと共に熔融処理・再資源化している。

君津市では、し尿処理施設の更新を行い、KCSで助燃剤として活用し、今後は、新たな中間処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）においても助燃剤として活用することを計画している。その他、老朽化が進んでいる木更津市及び袖ヶ浦市ではし尿処理施設の更新等の検討を行う。

一方、安房地域構成市町では、し尿処理施設において処理し、館山市及び鋸南地区環境衛生組合では、その大部分を堆肥化している。

また、鴨川市では、し尿処理施設の更新を計画する意向があるが、具体的な計画は、今後、検討されることとなっている。

南房総市では、鋸南町との共同処理を進めるために、し尿処理施設の更新を行い、含水率を70%以下としたうえで、KCS及び君津地域構成市による新たな中間処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）で助燃剤として活用することを計画している。

表3 君津地域及び安房地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

<木更津市>

【平成29年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	最終処分場(民間) 処理施設等
可燃ごみ	熔融	KCS	埋立	最終処分場(民間)
不燃ごみ	破碎選別	木更津市 クリーンセンター	リサイクル	KCS
			リサイクル	民間業者
資源ごみ	紙類	民間業者	溶融(可燃残渣)	KCS
	びん	リサイクル施設(民間)	リサイクル	民間業者
	缶類			民間業者
	ペットボトル	民間業者	民間業者	
	プラスチック製容器包装	民間業者	民間業者	
	繊維類	リサイクル	民間業者	民間業者
使用済小型家電	積替え、保管	木更津市クリーンセンター	リサイクル	民間業者
粗大ごみ	破碎選別	木更津市クリーンセンター	リサイクル	民間業者

【令和6年度】

分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	最終処分場(民間) 処理施設等
可燃ごみ	焼却・熔融	KCS	埋立	最終処分場(民間)
不燃ごみ	破碎選別	木更津市 クリーンセンター	リサイクル	KCS
			リサイクル	民間業者
資源ごみ	紙類	民間業者	溶融(可燃残渣)	KCS
	びん	リサイクル施設(民間)	リサイクル	民間業者
	缶類			民間業者
	ペットボトル	民間業者	民間業者	
	プラスチック製容器包装	民間業者	民間業者	
	繊維類	リサイクル	民間業者	民間業者
使用済小型家電	積替え、保管	木更津市クリーンセンター	リサイクル	民間業者
粗大ごみ	破碎選別	木更津市クリーンセンター	リサイクル	民間業者

<君津市>

【平成29年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	最終処分場(民間) 処理施設等
可燃ごみ	熔融	KCS	埋立	最終処分場(民間)
不燃ごみ (使用済小型家電)	破碎選別	君津市リサイクルプラザ	リサイクル	KCS
			リサイクル	民間業者
有害ごみ(乾電池)	拠点回収		溶融(可燃残渣)	KCS
資源ごみ	紙類	民間業者	リサイクル	民間業者
	びん	君津市リサイクルプラザ	リサイクル	指定法人
	缶類			民間業者
	ペットボトル	民間業者	リサイクル	指定法人
	プラスチック製容器包装	民間業者	リサイクル	指定法人
	繊維類	リサイクル	民間業者	リサイクル
剪定枝	保管	君津市リサイクルプラザ	堆肥化※	民間業者
粗大ごみ	破碎選別	君津市リサイクルプラザ	リサイクル	民間業者

※現在堆肥化事業を中止

【令和6年度】

分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	最終処分場(民間) 処理施設等
可燃ごみ	熔融	KCS	埋立	最終処分場(民間)
不燃ごみ (使用済小型家電)	破碎選別	君津市リサイクルプラザ	リサイクル	KCS
			リサイクル	民間業者
有害ごみ(乾電池)	拠点回収		溶融(可燃残渣)	KCS
資源ごみ	紙類	民間業者	リサイクル	民間業者
	びん	君津市リサイクルプラザ	リサイクル	指定法人
	缶類			民間業者
	ペットボトル	民間業者	リサイクル	指定法人
	プラスチック製容器包装	民間業者	リサイクル	指定法人
	繊維類	リサイクル	民間業者	リサイクル
剪定枝	保管	君津市リサイクルプラザ	堆肥化※	民間業者
粗大ごみ	破碎選別	君津市リサイクルプラザ	リサイクル	民間業者

<富津市>

【平成29年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	最終処分場(民間) 処理施設等
可燃ごみ	熔融	KCS	埋立	最終処分場(民間)
不燃ごみ	選別、圧縮	富津市環境センター	リサイクル	KCS
			リサイクル	民間業者
資源ごみ	紙類	民間業者	溶融(可燃残渣)	KCS
	びん	富津市環境センター	リサイクル	指定法人
	缶類			民間業者
	ペットボトル	民間業者	リサイクル	指定法人
	プラスチック製容器包装	民間業者	リサイクル	指定法人
	繊維類	リサイクル	民間業者	リサイクル
有害ごみ(乾電池等)	選別・保管	富津市環境センター	処理・リサイクル	民間業者
粗大ごみ	選別	富津市環境センター	リサイクル	民間業者

【令和6年度】

分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	最終処分場(民間) 処理施設等
可燃ごみ	焼却・熔融	KCS	埋立	最終処分場(民間)
不燃ごみ	選別、圧縮	富津市環境センター	リサイクル	KCS
			リサイクル	民間業者
資源ごみ	紙類	民間業者	溶融(可燃残渣)	KCS
	びん	富津市環境センター	リサイクル	指定法人
	缶類			民間業者
	ペットボトル	民間業者	リサイクル	指定法人
	プラスチック製容器包装	民間業者	リサイクル	指定法人
	繊維類	リサイクル	民間業者	リサイクル
有害ごみ(乾電池等)	選別・保管	富津市環境センター	処理・リサイクル	民間業者
粗大ごみ	選別	富津市環境センター	リサイクル	民間業者

＜袖ヶ浦市＞

【平成29年度】					
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	積み替え	袖ヶ浦クリーンセンター	溶融	KCS	
不燃ごみ	選別、保管、資源化		溶融(可燃残渣)	KCS	
粗大ごみ			リサイクル	民間業者 業者	
資源ごみ	紙類		選別、保管	リサイクル	民間業者
	びん		選別、保管	リサイクル	民間業者
	布類		選別、保管	リサイクル	民間業者
	ペットボトル		圧縮・梱包	リサイクル	民間業者
	繊維類		保管	リサイクル	民間業者
使用済み小型家電	保管・積み替え		リサイクル	民間業者	
有害ごみ(蛍光灯)	選別、保管		処理	民間業者	
その他	保管・積み替え		民間業者		

【令和6年度】

【令和6年度】					
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	積み替え	袖ヶ浦クリーンセンター	溶融	KCS	
不燃ごみ	選別、保管、資源化		溶融(可燃残渣)	KCS	
粗大ごみ			リサイクル	民間業者	
資源ごみ	紙類		選別、保管	リサイクル	民間業者
	びん		選別、保管	リサイクル	民間業者
	布類		選別、保管	リサイクル	民間業者
	ペットボトル		圧縮・梱包	リサイクル	民間業者
	繊維類		保管	リサイクル	民間業者
使用済み小型家電	保管		リサイクル	民間業者	
刈草・刈草	保管		リサイクル	民間業者	
有害ごみ(蛍光灯)	選別、保管	処理	民間業者		
その他	保管・積み替え		民間業者		

＜館山市＞

【平成29年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	館山市清掃センター	埋立	館山市一般廃棄物最終処分場、民間業者
金属類 (粗大ごみ含む)	破碎	安房広域粗大ごみ処理施設	リサイクル	民間業者
ガラス類	選別	民間業者	埋立	館山市一般廃棄物最終処分場、民間業者
			焼却	館山市清掃センター
資源ごみ	ペットボトル	民間業者	リサイクル	民間業者
	プラスチック製容器包装	民間業者	リサイクル	民間業者
	古紙類	民間業者	リサイクル	民間業者
	飲料用紙パック	民間業者	リサイクル	民間業者
	粗大ごみ	破碎	安房広域粗大ごみ処理施設	リサイクル
			埋立	館山市一般廃棄物最終処分場、民間業者
			焼却	館山市清掃センター

【令和6年度】

【令和6年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	館山市清掃センター	埋立	館山市一般廃棄物最終処分場、民間業者
金属類	選別・圧縮・破碎	(仮称)館山市清掃センター粗大ごみ処理施設	リサイクル	民間業者
ガラス類	選別	民間業者	埋立	館山市一般廃棄物最終処分場、民間業者
			焼却	館山市清掃センター
資源ごみ	ペットボトル	民間業者	リサイクル	民間業者
	プラスチック製容器包装	民間業者	リサイクル	民間業者
	古紙類	民間業者	リサイクル	民間業者
	飲料用紙パック	民間業者	リサイクル	民間業者
	粗大ごみ	選別・圧縮・破碎	(仮称)館山市清掃センター粗大ごみ処理施設	リサイクル
			埋立	館山市一般廃棄物最終処分場、民間業者
			焼却	館山市清掃センター

＜鴨川市＞

【平成29年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	鴨川清掃センター	リサイクル	民間業者
金物類	選別	民間業者	リサイクル	民間業者
ガラス・セトモノ類	選別埋立	鴨川市天津小湊一般廃棄物最終処分場	リサイクル	民間業者
有害ごみ	処理	民間業者		
資源ごみ	空ビン	民間業者(保管は鴨川清掃センター)	リサイクル	民間業者
	空カン			
	ペットボトル	鴨川清掃センター	リサイクル	民間業者
	古着	鴨川清掃センター	リサイクル	民間業者
	古紙	鴨川清掃センター	リサイクル	民間業者
白色トレイ・発泡スチロール	溶解処理、保管	鴨川清掃センター	リサイクル	民間業者
小型家電	選別	民間業者	リサイクル	民間業者
乾電池	保管	鴨川清掃センター	リサイクル	民間業者
粗大ごみ	選別	鴨川清掃センター	焼却(可燃系)	鴨川清掃センター
			破碎・選別(不燃系)	安房広域粗大ごみ処理施設

【令和6年度】

【令和6年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	民間業者	リサイクル	民間業者
金物類	選別	民間業者	リサイクル	民間業者
ガラス・セトモノ類	選別埋立	鴨川市天津小湊一般廃棄物最終処分場	リサイクル	民間業者
有害ごみ	処理	民間業者		
資源ごみ	空ビン	クリーンステーション鴨川(中継施設) 民間業者(保管はクリーンステーション鴨川(中継施設))	リサイクル	民間業者
	空カン			
	ペットボトル			
	古着	クリーンステーション鴨川(中継施設)	リサイクル	民間業者
	古紙	クリーンステーション鴨川(中継施設)	リサイクル	民間業者
	白色トレイ・発泡スチロール	溶解処理、保管	クリーンステーション鴨川(中継施設)	リサイクル
小型家電	選別	民間業者	リサイクル	民間業者
乾電池	保管	クリーンステーション鴨川(中継施設)	リサイクル	民間業者
粗大ごみ	選別	クリーンステーション鴨川(中継施設)	破碎・選別	鴨川清掃センター

<南房総市:富浦、富山及び三芳地区>

【平成29年度】					
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却	大谷クリーンセンター	埋立	青木山一般廃棄物最終処分場	
不燃ごみ・小型家電製品	選別	大谷クリーンセンター	リサイクル	民間業者	
ガラス・セトモノ類	選別	民間業者	破砕	大谷クリーンセンター	
資源ごみ	空ビン	選別	民間業者	保管、リサイクル	民間業者
	空カン	選別、圧縮、保管	大谷クリーンセンター	リサイクル	民間業者
	ペットボトル	選別	民間業者	保管、リサイクル	民間業者
	古紙・布類	選別、保管	大谷クリーンセンター	リサイクル	民間業者
粗大ごみ	選別	大谷クリーンセンター	破砕、焼却(可燃物) 破砕、選別	大谷クリーンセンター 安房広域粗大ごみ処理施設	



【令和6年度】					
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却	大谷クリーンセンター	埋立	青木山一般廃棄物最終処分場	
不燃ごみ・小型家電製品	選別	大谷クリーンセンター	リサイクル	民間業者	
ガラス・セトモノ類	選別	民間業者	破砕	大谷クリーンセンター	
資源ごみ	空ビン	選別	民間業者	保管、リサイクル	民間業者
	空カン	選別、圧縮、保管	大谷クリーンセンター	リサイクル	民間業者
	ペットボトル	選別	民間業者	保管、リサイクル	民間業者
	古紙・布類	選別、保管	大谷クリーンセンター	リサイクル	民間業者
粗大ごみ	選別	大谷クリーンセンター	破砕、焼却(可燃物) 破砕、選別	大谷クリーンセンター 民間業者	

<南房総市:白浜地区>

【平成29年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	民間業者		
金物類	選別	白浜清掃センター	リサイクル	民間業者
ガラス・セトモノ類	破砕	白浜清掃センター	埋立	千倉一般廃棄物最終処分場
資源ごみ	空ビン	選別	リサイクル	民間業者
	空カン		リサイクル	民間業者
	ペットボトル		リサイクル	民間業者
	プラスチック製容器包装		リサイクル	民間業者
	その他プラスチック		リサイクル	民間業者
	古紙・布類		リサイクル	民間業者
	乾電池		リサイクル	民間業者
	処理困難物		リサイクル	民間業者
小型家電	リサイクル	民間業者		
粗大ごみ	選別	白浜清掃センター	焼却(可燃系) リサイクル	民間業者 民間業者
			破砕、選別(不燃系)	安房広域粗大ごみ処理施設



【令和6年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	民間業者		
金物類	選別	白浜清掃センター	リサイクル	民間業者
ガラス・セトモノ類	破砕	白浜清掃センター	埋立	千倉一般廃棄物最終処分場
資源ごみ	空ビン	選別	リサイクル	民間業者
	空カン		リサイクル	民間業者
	ペットボトル		リサイクル	民間業者
	プラスチック製容器包装		リサイクル	民間業者
	その他プラスチック		リサイクル	民間業者
	古紙・布類		リサイクル	民間業者
	乾電池		リサイクル	民間業者
	処理困難物		リサイクル	民間業者
小型家電	リサイクル	民間業者		
粗大ごみ	選別	白浜清掃センター	焼却(可燃系) リサイクル	民間業者 民間業者
			破砕、選別(不燃系)	民間業者

<南房総市:千倉、丸山及び和田地区>

【平成29年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	積み替え	白浜清掃センター	焼却(可燃系)	民間業者
金物類	選別	千倉清掃センター	リサイクル	民間業者
ガラス・セトモノ類	破砕	千倉清掃センター	埋立	千倉一般廃棄物最終処分場
資源ごみ	空ビン	選別	リサイクル	民間業者
	空カン		リサイクル	民間業者
	ペットボトル		リサイクル	民間業者
	プラスチック製容器包装		リサイクル	民間業者
	その他プラスチック		リサイクル	民間業者
	古紙・布類		リサイクル	民間業者
	乾電池		リサイクル	民間業者
	処理困難物		リサイクル	民間業者
小型家電	リサイクル	民間業者		
粗大ごみ	選別	千倉清掃センター	焼却(可燃系) リサイクル	民間業者 民間業者
			破砕、選別(不燃系)	安房広域粗大ごみ処理施設



【令和6年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	積み替え	白浜清掃センター	焼却(可燃系)	民間業者
金物類	選別	千倉清掃センター	リサイクル	民間業者
ガラス・セトモノ類	破砕	千倉清掃センター	埋立	千倉一般廃棄物最終処分場
資源ごみ	空ビン	選別	リサイクル	民間業者
	空カン		リサイクル	民間業者
	ペットボトル		リサイクル	民間業者
	プラスチック製容器包装		リサイクル	民間業者
	その他プラスチック		リサイクル	民間業者
	古紙・布類		リサイクル	民間業者
	乾電池		リサイクル	民間業者
	処理困難物		リサイクル	民間業者
小型家電	リサイクル	民間業者		
粗大ごみ	選別	千倉清掃センター	焼却(可燃系) リサイクル	民間業者 民間業者
			破砕、選別(不燃系)	民間業者

< 鋸南町 >

【平成29年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	大谷クリーンセンター	埋立	青木山一般廃棄物最終処分場
			埋立	民間業者
不燃ごみ・小型家電製品	選別	大谷クリーンセンター	リサイクル	民間業者
			破碎、選別	安房広域粗大ごみ処理施設
ガラス・セトモノ類	選別	民間業者	破碎	大谷クリーンセンター
資源ごみ	空ビン	選別	民間業者	民間業者
	空カン	選別、圧縮、保管	大谷クリーンセンター	リサイクル
	ペットボトル	選別	民間業者	保管、リサイクル
	古紙・布類	選別、保管	大谷クリーンセンター	リサイクル
粗大ごみ	選別	大谷クリーンセンター	破碎、焼却(可燃物)	大谷クリーンセンター
			破碎、選別	安房広域粗大ごみ処理施設



【令和6年度】				
分別区分	1次処理方法	処理施設等	2次処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	大谷クリーンセンター	埋立	青木山一般廃棄物最終処分場
			埋立	民間業者
不燃ごみ・小型家電製品	選別	大谷クリーンセンター	リサイクル	民間業者
			破碎、選別	民間業者
ガラス・セトモノ類	選別	民間業者	破碎	大谷クリーンセンター
資源ごみ	空ビン	選別	民間業者	保管、リサイクル
	空カン	選別、圧縮、保管	大谷クリーンセンター	リサイクル
	ペットボトル	選別	民間業者	保管、リサイクル
	古紙・布類	選別、保管	大谷クリーンセンター	リサイクル
粗大ごみ	選別	大谷クリーンセンター	破碎、焼却(可燃物)	大谷クリーンセンター
			破碎、選別	民間業者

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

本地域内の廃棄物処理施設は老朽化が著しく、効率的なエネルギーや資源の回収・有効利用が困難なことから、廃棄物の安定処理とより一層の資源循環型社会構築のため、表4のとおり必要な施設の整備を行う。

なお、第2次計画にて整備する施設も併せて示す。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業期間 (全体事業 期間)	国土 強靱化
1	第2期君津地域広域廃棄物処理施設	君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	486 t/日	富津市	R4~R5 (R4~R8)	袖ヶ浦市 国土強靱化 地域計画
2	館山市清掃センター	館山市清掃センター基幹的設備改良事業	100 t/日	館山市	R3~R5	—
3	袖ヶ浦市ストックヤード	袖ヶ浦市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	200.00 m ²	袖ヶ浦市	H30	—
4	(仮称)館山市清掃センター粗大ごみ処理施設	館山市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	3 t/日	館山市	R4	—
5	クリーンステーション鴨川(中継施設)ストックヤード	鴨川市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	282 m ²	鴨川市	R3	鴨川市 国土強靱化 地域計画
6	(仮称)南房総市資源ごみストックヤード	南房総市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	200 m ²	南房総市	(R6~R8)	—
7	クリーンステーション鴨川(中継施設)	鴨川市廃棄物運搬中継施設整備事業	42 t/日	鴨川市	R2~R4	鴨川市 国土強靱化 地域計画
8	(仮称)南房総市可燃ごみ中継施設	南房総市廃棄物運搬中継施設整備事業	59 t/日	南房総市	(R6~R8)	—
9	(仮称)南房総市汚泥再生処理センター	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	67kL/日	南房総市	R3~R5	南房総市 国土強靱化 地域計画
10	君津市衛生センター(汚泥再生処理センター)	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	60kL/日	君津市	R2~R4	君津市 国土強靱化 地域計画

(整備理由)

- 事業番号 1 : 既存施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進
- 事業番号 2 : 既存施設の老朽化、延命化
- 事業番号 3 : 建築当初と比べリサイクル品目の細分化（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づくリサイクル等）やリサイクルの推進に伴う搬入量の増加による処理能力の不足ため
- 事業番号 4 : 既存施設の老朽化に伴うマテリアルリサイクルの推進
- 事業番号 5 : 中継施設整備に伴うマテリアルリサイクルの推進
- 事業番号 6 : 中継施設整備に伴うマテリアルリサイクルの推進
- 事業番号 7 : 既存施設の老朽化に伴う処理の集約・効率化及び広域化
- 事業番号 8 : 既存施設の老朽化に伴う処理の集約・効率化及び広域化
- 事業番号 9 : 既存施設の老朽化、処理の集約・効率化、汚泥の助燃剤化・有効利用の促進
- 事業番号 10 : 既存施設の老朽化、汚泥の助燃剤化・有効利用の促進

イ 合併処理浄化槽の整備

構成区域の合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業		直近の整備済 基数(基) (平成29年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
木更津市	浄化槽設置整備事業	38	360	1,864	H28~R5	木更津市 国土強靱化 地域計画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		
	その他地方単独事業	0	0	0		
	計	38	360	1,864		
君津市	浄化槽設置整備事業	29	140	390	R2~R5	君津市 国土強靱化 地域計画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		
	その他地方単独事業	0	0	0		
	計	29	140	390		
富津市	浄化槽設置整備事業	7	150	790	R1~R5	富津市 国土強靱化 地域計画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		
	その他地方単独事業	0	0	0		
	計	7	150	790		
袖ヶ浦市	浄化槽設置整備事業	25	175	623	H29~R5	袖ヶ浦市 国土強靱化 地域計画
	公共浄化槽等整備推進事業					
	その他地方単独事業					
	計	25	175	623		
館山市	浄化槽設置整備事業	8	210	443	H29~R5	館山市 国土強靱化 地域計画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		
	その他地方単独事業	0	0	0		
	計	8	210	443		
鴨川市	浄化槽設置整備事業	27	370	1,168	H29~R5	鴨川市 国土強靱化 地域計画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		
	その他地方単独事業	0	0	0		
	計	27	370	1,168		
南房総市	浄化槽設置整備事業	30	570	1,492	H29~R5	南房総市 国土強靱化 地域計画
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		
	その他地方単独事業	0	0	0		
	計	30	570	1,492		
鋸南町	浄化槽設置整備事業	4	45	225	H29~R5	—
	公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		
	その他地方単独事業	0	0	0		
	計	4	45	225		
合計		168	2,020	6,995		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備(事業番号1)に係る事業者選定アドバイザー業務	アドバイザー業務	R1
	君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備(事業番号1)に係る環境影響評価事業	環境影響評価	R2~R4
32	館山市清掃センター基幹的設備改良(事業番号2)に係る発注準備・入札支援事業	基幹的設備改良工事実施設計	R2
33	南房総市資源ごみストックヤード整備(事業番号6)に係る測量及び地質調査事業	測量、地質調査	R4
	南房総市資源ごみストックヤード整備(事業番号6)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R4~R5
	南房総市資源ごみストックヤード整備(事業番号6)に係る計画支援事業	基本設計、発注支援、事業者選定業務	R4~R5 (R4~R6)
34	南房総市廃棄物運搬中継施設整備(事業番号8)に係る測量及び地質調査事業	測量、地質調査	R4
	南房総市廃棄物運搬中継施設整備(事業番号8)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R4~R5
	南房総市廃棄物運搬中継施設整備(事業番号8)に係る計画支援事業	基本設計、発注支援、事業者選定業務	R4~R5 (R4~R6)
35	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号9)に係る測量及び地質調査事業	測量、地質調査	H30~R1
	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号9)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H30~R1
	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号9)に係る造成設計事業	造成設計	H30~R2
	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号9)に係る計画支援事業	基本計画、基本設計、発注支援業務	H30~R2
36	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号10)に係る測量及び地質調査事業	測量、地質調査	H30
	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号10)に係る基本計画事業	基本計画	H30
	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号10)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H30
	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号10)に係る事業者選定支援事業	事業者選定支援	R1

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり長寿命化計画支援事業を行う。

表7 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
37	館山市清掃センター基幹的設備改良（事業番号2）に係る調査事業	長寿命化総合計画策定	R1

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していく。

ア 構成市町が収集・処理を行わないごみについての対応・普及啓発

家庭から排出される一般廃棄物であっても、構成市町で処理することが困難な消火器、タイヤ、バッテリー等の処理困難物や、家電リサイクル法に基づくリサイクル品目などについては、適正な処理方法や処理が可能な民間業者等の情報提供など、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

構成市町では、不法投棄は美観を損ねるだけでなく、環境汚染の原因にもなることから、投棄物の早期撤去を図っている。

また、県と関係機関による合同パトロール、環境保全指導員等と構成市町による監視活動などを実施するとともに、多発箇所に不法投棄防止看板や不法投棄防止用監視カメラを設置するなど未然防止に努めており、今後も、こうした施策を推進していく。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

構成市町はそれぞれが定める災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の一般廃棄物及び災害により発生する廃棄物について収集・運搬、処理・処分が迅速に行えるよう、災害時の仮置き場の候補地を検討するなど災害時の相互協力に備えるとともに、県、近隣自治体との連携を図りながら対策を講じていく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

構成市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間の最終年度において、計画の進捗状況を把握し、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の検証・評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

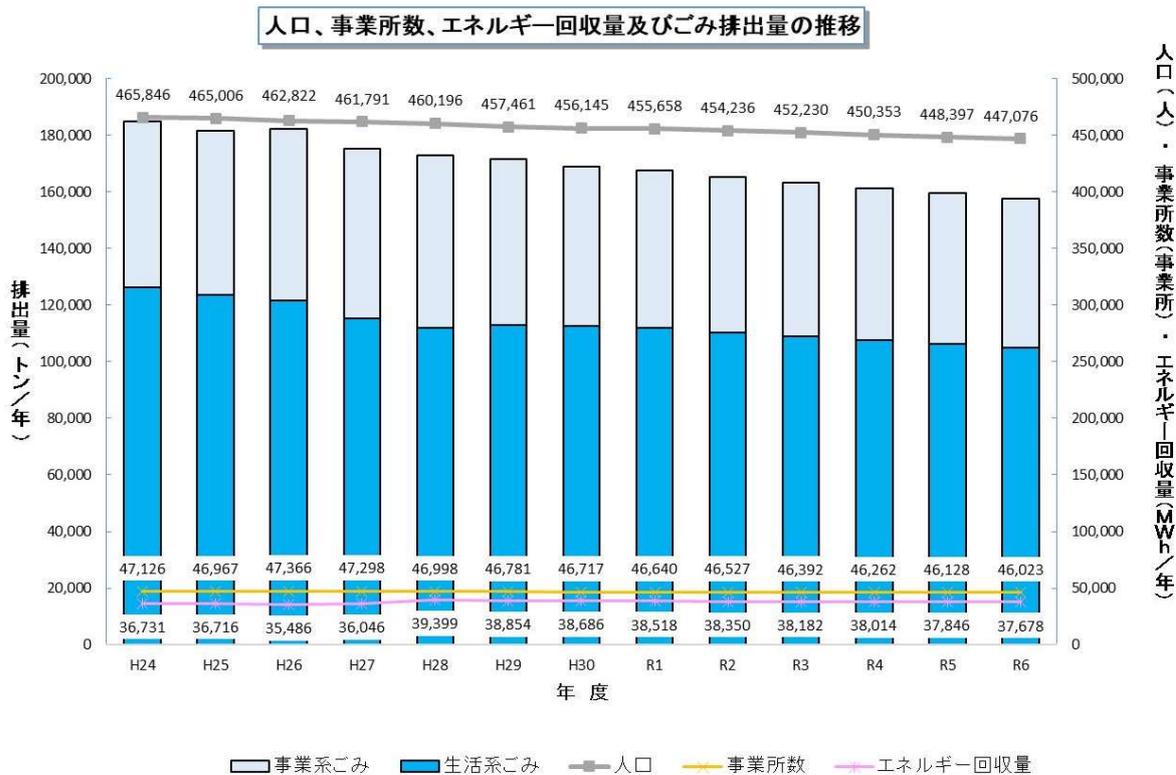
添付資料 1 対象地域図



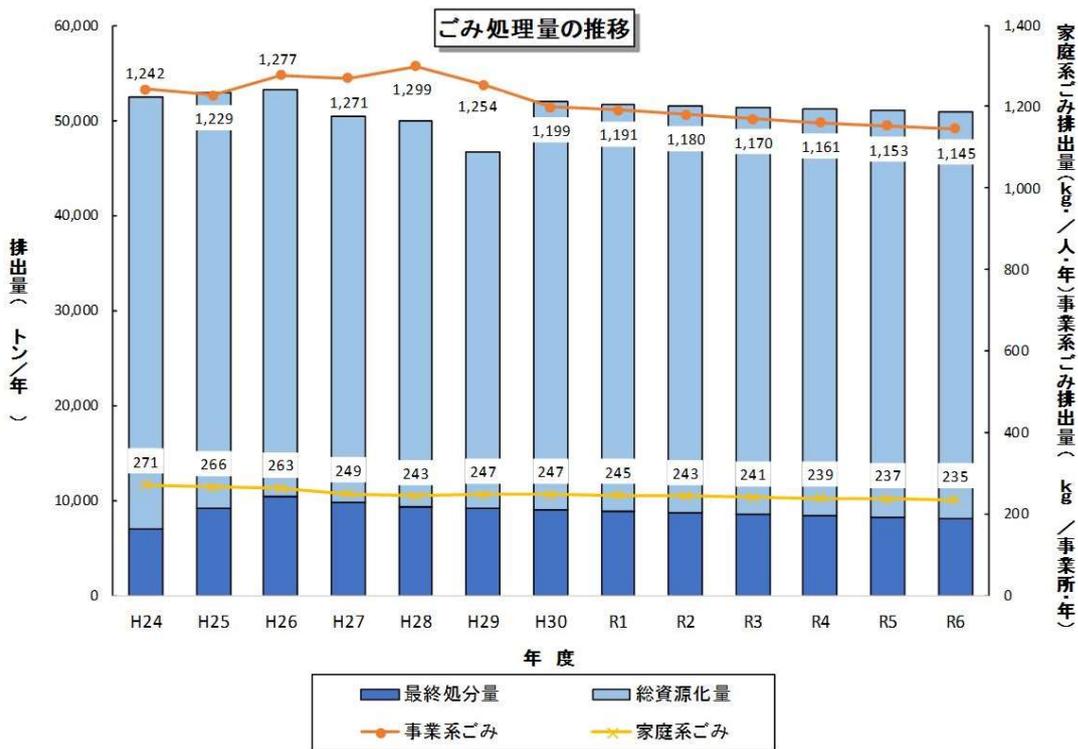
対象地域	木更津市・君津市・富津市 袖ヶ浦市・館山市・鴨川市 南房総市・鋸南町
面積	1,334.72 km ²
人口	448,765 人 (平成 30 年 9 月 1 日現在)

添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等

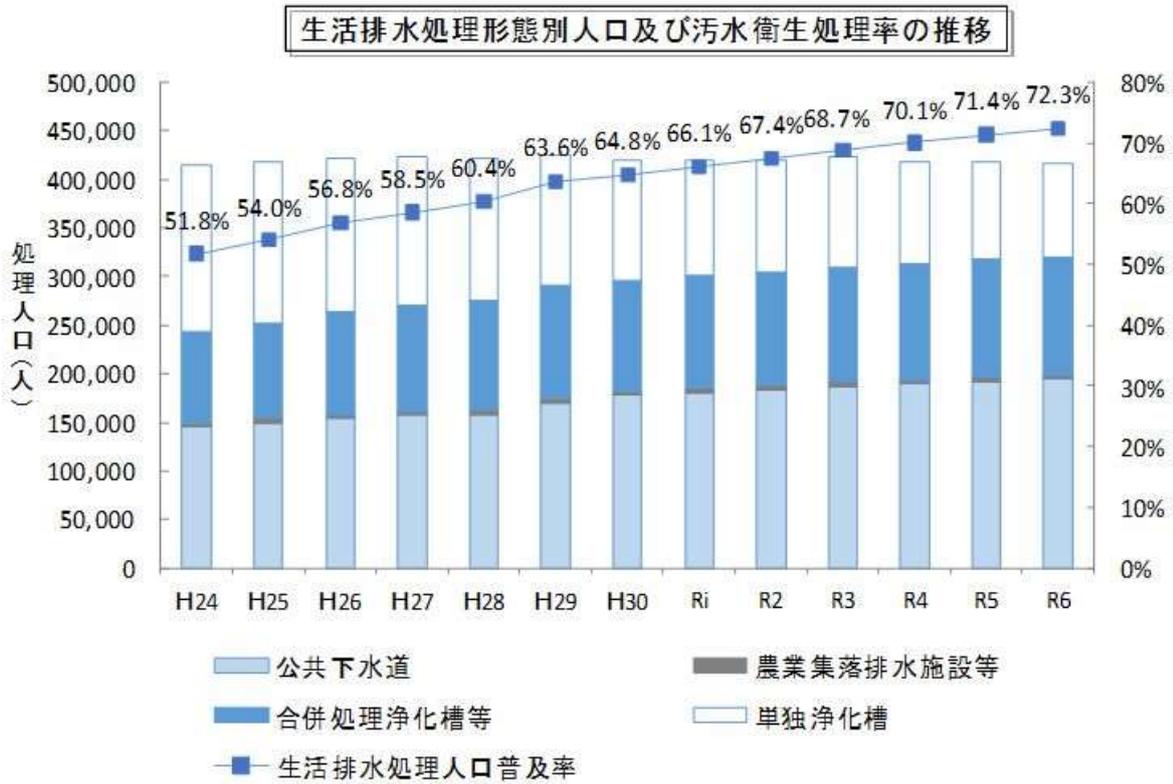
1 人口、事業所数、エネルギー回収量及びごみ排出量の推移



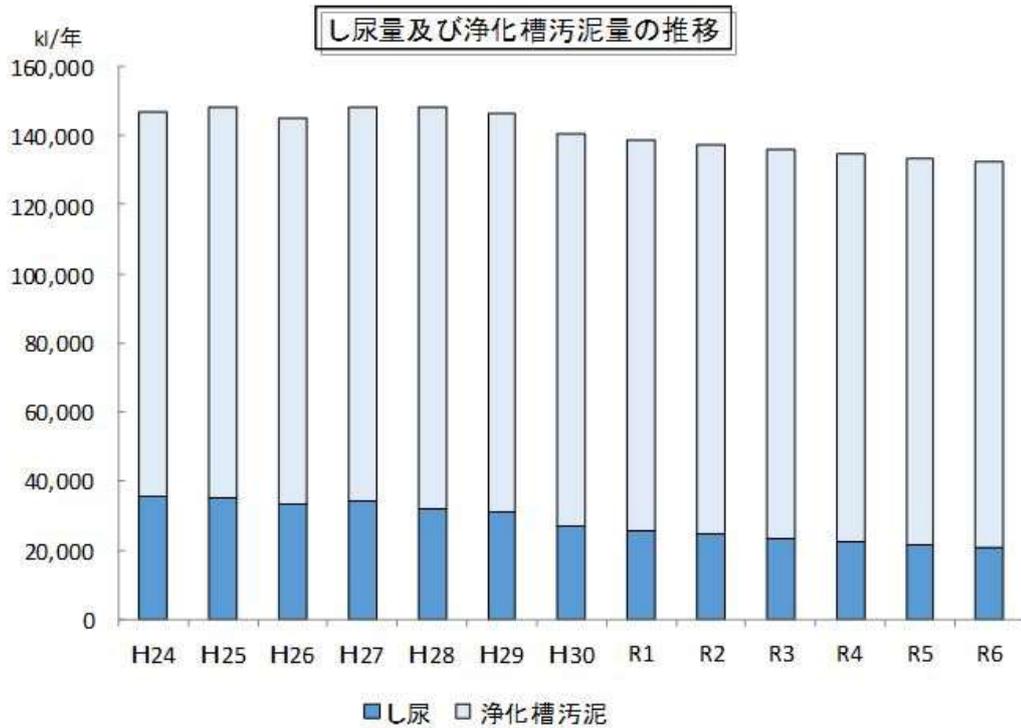
2 ごみ処理量の推移



3 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移



4 し尿量及び浄化槽汚泥量の推移



添付資料3 構成市町におけるごみ発生抑制・再使用に係る施策

構成市町で実施している環境教育・普及啓発・助成等のごみ減量化施策を以下に示す。

ア 木更津市

① 生活系ごみの減量化・資源化の推進

○減量化・資源化への意識啓発

積極的な情報発信、リサイクルフェア・施設見学会・講演会・出前講座等の開催による意識啓発の取組みを行うとともに、未来の木更津市を担う市内小中学校の児童・生徒へ現在の木更津市のごみ処理の現状、今後の環境への取組みでの課題などの情報を積極的に発信し、環境教育の充実を図り、その他さまざまな啓発普及の取組みを積極的に行っていきます。

○資源ごみ集団回収の促進

子供会等の登録団体及び回収品引取事業者組合に対して、資源ごみ集団回収助成金を交付し、資源ごみ集団回収活動を支援します。

なお、資源ごみ集団回収量が減少傾向となっていることから、実施団体数や回収量の増加に向けた啓発等の取組みを強化します。

○食品ロス削減についての取組み

本市で現在掲げている「オーガニックなまちづくり」の一環でもある“食品ロス削減”に向けた取組みを、千葉県で実施している「千葉食べきりエコスタイル」をもとに、食品ごみを減らす取組みを進めていきます。具体的な取組みとして、家庭での食事や、レストラン、宴会など食事の際に「食べきり」を意識すること、たくさん量を必要としないときは「ばら売り」、「量り売り」、「少量パック」などを有効に利用して必要以上に購入しないよう心がけること、などの啓発をしていきます。

○生ごみの減量化の推進

現在、市内の保育園の調理過程で発生する生ごみや、食べ残しの堆肥化処理を行っており、今後、小中学校から発生する生ごみについても堆肥化処理を進めるとともに、食品ロス削減に向け、更なる生ごみの減量化を推進します。

また、生ごみ肥料化容器（肥料化容器・機械式処理機）を購入設置した市民に対して、助成金を交付し、生ごみの減量化を推進します。

○レジ袋等の減量の推進

買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないことや、過剰包装を断る、使い捨ての商品を買わないようにすることなど、一人の消費者としてできる取組みを啓発し、生活系ごみの中で大量に排出されているレジ袋等の減量を推進します。

○指定ごみ袋制度・ごみ有料化の継続実施

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「びん・かん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」の指定ごみ袋制度を継続していきます。

また、「燃やせるごみ袋」及び「燃やせないごみ袋」に対する有料化については、今後も手数料水準の検証等を行いながら現行制度を維持していきます。

○粗大ごみの有料戸別収集制度の継続実施

「粗大ごみ」の電話予約による有料個別収集については、耐久消費財を安易に

廃棄物として排出することを抑制し、大切に使用する意識を高めることを目的としており、引き続き制度を継続していきます。

② 事業系ごみの減量化・資源化の推進

○事業系ごみの減量化・資源化の徹底

事業活動によって生じるごみは、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないこと、ごみの減量化・資源化に努め、国や市の施策に積極的に協力しなければならないことについて周知徹底するとともに、排出や分別、資源化、生活系ごみへの混入抑制等についての指導を強化します。

○小規模事業所への指導の徹底

従業員数が1～4人の小規模事業所に対して、ごみステーションへのごみ排出の禁止や、分別、資源化、生活系ごみへの混入抑制等についての指導を強化、徹底します。

○多排出事業所への指導の徹底

事業用大規模建築物（大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗及び事業の用に供する部分の床面積が3,000㎡以上の建物）の所有者に対し、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた「事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画」の提出を求め、計画に沿った適正な処理と減量化・資源化目標の達成について指導を行います。

○事業系ごみ搬入車両の展開・開被検査等の実施

ア 不適正搬入の防止と、事業系ごみの分別の徹底を図るため、収集運搬許可業者が君津地域広域廃棄物処理施設に搬入する際に、車両の展開・開被検査を実施します。

イ 事業系ごみをクリーンセンターに搬入する際に、搬入されるごみの確認を行い、不適正な搬入を行っている事業者に対しては指導を行います。

○拡大生産者責任の徹底

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、事業者は自らの責任において、ごみそのものを発生させない製品の開発や販売、製品や容器が再使用・再生利用されやすいような仕組みの整備、販売した製品で使用後に再使用・再生利用可能なものの自主回収に努めることなど、拡大生産者責任の徹底を働きかけます。

○事業所アンケート調査の実施

市内の事業所のごみ減量やリサイクルに関する取組み等の実態を把握し、今後の施策展開の参考とするため、事業所アンケート調査を継続的に実施します。

○事業系ごみ処理手数料の適正化

ごみ処理経費（コスト）に対する負担率や、近隣自治体とのバランス等を考慮しながら、負担の適正化を図るための定期的な見直しを行っていきます。

なお、見直しに当たっては、現行の料金体系にとらわれることなく、資源化に対するインセンティブ導入等についても検討し、事業系ごみの減量化・資源化を推進していきます。

③ 市民参加による減量化・資源化の推進

○各種団体への支援

ごみの減量やリサイクルに自主的に取り組んでいる団体・グループ等の活動内容を紹介し、活動への参加を呼びかけるとともに、その活動に対する支援を行います。

○市民や各種団体によるイベント等への支援

市民及び各種団体等が主催するフリーマーケットやバザーなどのイベントを支援し、ごみの排出抑制と再使用（リユース）を推進します。

○リサイクルフェアの開催

ごみに対する市民の関心を高め、ごみの減量化・資源化等の取組みに理解と協力を得るため、毎年 1 回リサイクルフェアを開催します。

○市民意見の聴取

ア 一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、木更津市廃棄物減量等推進審議会を設置します。

イ 平成 28 年 9 月に実施した「ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査」を継続的に実施し、市民の日常生活におけるごみ減量やリサイクルに関する取組み、ごみ処理に対する市民のさまざまな意見を把握し、これを施策に反映させていきます。

ウ 施設見学会・講演会・出前講座等において意見交換の場を設けることや、イベント来場者やクリーンセンター利用者へのアンケート実施など、市民や事業者の声を聞く機会を積極的に作り、市民の視点に立った施策展開を図っていきます。

○環境美化活動の推進

ア 「まちをきれいにする条例」に基づき、ごみの散乱防止と地域の生活環境美化の促進及び美観風致維持のため、市が清掃活動を計画し、市民、地域団体等と連携し「ゴミゼロ運動」をはじめとする「まちをきれいにする運動」を推進します。

イ 地域住民・団体・法人等が自主的に取り組む、地域による、まちをきれいにしていく実質的な美化活動を市が支援し、環境美化を推進していきます。

④ 事業者との連携

○事業者による自主回収ルートの活用

食品トレイ、紙パック、廃食油、プリンタートナー、充電式電池など、小売店等の店頭回収や民間事業者による自主回収ルートを活用します。また、このルートが市民に積極的に活用されるよう、さまざまな媒体による情報提供を行います。

○リサイクル協力店の普及と利用促進

マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の実施、資源物の自主回収など、自らがごみの減量化・資源化に積極的に取り組むよう、事業者に対して要請していきます。また協力していただける店・事業所を「リサイクル協力店」として把握し、市民に積極的に利用されるよう、PRを行います。

○事業者との意見交換

排出事業者や収集運搬業者等との意見交換会の開催や、事業所アンケートの実施など、事業者の意見を聞く機会を積極的に作り、これを施策に反映させていきます。

⑤ 情報共有の推進

○情報提供の充実

- ア 「ごみ出しカレンダー」及び「ごみ分別ガイドブック」を発行し、ごみの分別やごみ出しのルール、リサイクルに関する情報を提供します。
- イ 毎月発行されている「広報きさらづ」に、減量化・資源化をPRするためのコーナーを継続掲載するとともに、必要に応じた情報提供を行います。
- ウ 木更津市ホームページにより発信する情報を、質・量ともに充実させます。
- エ 毎年開催する「リサイクルフェア」や各種会合等においても、積極的な啓発活動を行います。

○中間処理施設・再商品化施設等の見学会の開催

君津地域広域廃棄物処理施設やリサイクル施設など、ごみや資源が実際にどのように処理されているのか、市民に直接見ていただくために、施設見学会を開催します。

○ごみ減量とリサイクルの出前講座の開催

ごみの減量化、資源化やさまざまなごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうため、自治会や学校、その他各種グループ等からの要請に応じて、出前講座を開催します。

イ 君津市

① 家庭系ごみの対策

○指定ごみ袋の有料化

ごみ処理に係る排出者の費用負担は、排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革を進めるとともに、ごみの排出抑制や再生利用促進の効果が期待されていますが、費用負担は排出者に影響もあることから、手数料水準の検証や、先進事例等を勘案し、必要に応じて料金の見直しを検討します。

○グリーンコンシューマーの推進

環境に配慮した計画的・合理的な消費行動を実践するため、グリーンコンシューマーに関する情報提供を推進します。

○生ごみ処理機等の購入費助成

生ごみ減量化対策の一環として肥料化容器（コンポスト及び生ごみ処理容器）及び家庭用生ごみ処理機を購入する市民に対して購入費の一部を助成しています。

○生ごみ等の水切りの徹底

生ごみ等の水切りを徹底することで、ごみ重量の減量を図ることができます。市民・事業者への周知を図ります。

○ごみ減量化・再資源化協力店の拡大

市内において簡易包装等の減量化策を積極的に実施する「ごみ減量化・再資源化協力店」への参加を呼びかけるとともに、市民に対してPRし、消費者と協力店の相互協力によるごみの減量化・再資源化を推進します。

② 資源ごみの対策

○資源ごみ分別収集事業

資源ごみの収集量に応じ、当該ステーションを管理する自治会に対し、「資源ごみ回収事業推進協力団体交付金」を交付しています。

リサイクル率の向上のためには、資源ごみ収集量の増加が必要であり、分別方法やリサイクルに関する情報を発信し、市民の意識啓発を図ります。

○集団回収推進事業

P T Aや子ども会等の団体で、有価物となる新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、生きびん、アルミ缶、スチール缶を集めて回収業者に引き渡した場合、収集量に応じて回収団体及び回収組合に助成金を交付しています。

集団回収は、親のみならず子どもたちも回収に参加することにより、環境学習の場となり、リサイクル意識の向上に役立っています。

実施団体の増加を目指し、引き続き、周知を図ります。

○リサイクル品情報交換コーナーの設置

市役所にリサイクル品情報交換コーナーを設け、市民から寄せられたリサイクル情報を公開するとともに、ホームページに掲載することで、市民間の不用品の再使用を促進しています。

○使用済み小型家電の回収

ごみの減量化・再資源化を促進するため、小型家電を回収しています。

今後、リサイクル率の向上のため、品目の拡大について検討します。

○中間処理施設での再資源化

君津市リサイクルプラザにおいて、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理を行うとともに、資源ごみとして収集したアルミ缶・スチール缶の圧縮処理を行い、金属類等の有価物を取り出し、再資源化しています。

可燃ごみ及び残渣等は、君津地域広域廃棄物処理施設にて熔融処理を行い、熔融処理に伴って発生するスラグは路盤材等、メタルは重機のカウンターウエイト等に再資源化されています。

引き続き、中間処理施設での再資源化を実施します。

③ 事業系ごみの対策

○事業系一般廃棄物の減量計画書の提出

多量排出事業者又は事業用大規模建築物の所有者に対して、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出を求めています。

事業者ごとに減量計画を立てていますが、提出された計画の内容を精査し、減量化・再資源化に向けた指導を行います。

○リサイクル品の利用促進

事業者に対して、積極的にリサイクル製品や環境に配慮した製品を活用するよう要請します。

○事業者の主体的な再資源化

事業所から排出される資源ごみについてもリサイクル業者等を紹介し、主体的な再資源化への取組を要請します。

○食品ロスの削減

事業系ごみからは、可食部分を残した食品や賞味期限切れの食品が排出されているため、数量や作業工程等の見直しを要請します。

○事業系ごみの分別の徹底

事業者に対して、排出者責任や生産者責任を踏まえ、事業系一般廃棄物について、排出抑制と再資源化の向上を推進します。

また、一般廃棄物・産業廃棄物の分別を徹底させるために周知を行います。

④ 排出ルールの適正化

○きみつくクリーンカレンダー

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集日を記載したきみつくクリーンカレンダーを作成し、自治会回覧及び市内のアパート・自治会未加入世帯へポスティングすることで適正排出を促進します。

○きみつくクリーンガイドブック

きみつくクリーンガイドブックを作成し、分別方法や排出方法、リサイクル対象家電等の処分方法について周知を図ります。

○転入者等への対策

新たに市民となった方にも、きみつくクリーンカレンダー及びきみつくクリーンガイドブックを配布し、ごみの適正処理について周知を図ります。

○処理困難物の処理

市で処理することができない一般廃棄物について、きみつくクリーンガイドブックやホームページ等により、適正な処理方法の周知に努めます。

○資源ごみステーション管理物品の貸与

資源ごみ飛散防止用のネットを貸与し、資源ごみステーションの適正管理を推進します。

また、収集車両及び中間処理施設での火災防止の観点から、エアゾール缶のガス抜き用物品も貸与し、適正処理を推進します。

○公共用ごみ袋

自治会の役員や君津市廃棄物減量等推進員などに、地域のごみステーションの管理を目的として公共用ごみ袋を配布しています。

また、公共用ごみ袋は、公共用地のボランティア清掃を行う際にも配布しています。

○警告シール

違反ごみが排出された場合、ごみステーションへ違反ごみを残し、警告シール貼り、ごみの適正排出を促進します。

○違反者指導

違反ごみの排出者が特定できた際は、違反者に対し、適正処理に努めるよう指導します。

○ごみステーションの管理

資源ごみの分別収集開始に伴い、自治会にて「立ち当番」の実施をお願いし、適正処理にご協力いただいておりますが、当番者の負担にもなっていることから、今後のごみステーションの管理方法等について検討します。

○特別管理一般廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されます。医療系廃棄物については、適正な処理・回収ルートを活用するよう啓発します。

⑤ 廃棄物の処理体制

○収集運搬の許可

ごみ量の変化を捉え、将来の推計を見極めながら、過不足等を考慮して許可の可否を判断します。

○収集頻度の見直し

ごみの種類ごとの収集頻度について、市民の意見を踏まえながら、見直しについて検討します。

○ごみ処理の安定化

可燃ごみ及び不燃ごみ、粗大ごみの残渣については、君津地域広域廃棄物処理施設にて、安全で安定したごみ処理を実施します。

○最終処分量の削減

ごみの発生抑制や分別の強化により、埋立量の削減を図ります。
溶融処理で発生した飛灰を埋め立てする最終処分場の確保に努めます。

⑥ 環境学習

○きれいな街づくり推進事業啓発ポスター

市内の小中学生から、ごみの減量化、リサイクルの推進、地域の環境美化の促進と保護に対する意識を高めるためのポスターを募集し、意識啓発に努めます。

○まちづくりふれあい講座

職員が出向くまちづくりふれあい講座により、ごみの適正処理等に関する情報提供、意識啓発に努めます。

○施設見学

処理施設等の施設見学を実施し、ごみの減量化、分別徹底の必要性について啓発活動を行います。

○コミュニケーションの充実

市民・事業者から意見等を募集し、今後の取組を検討します。

○学校における環境学習

子どもたちに循環型社会の構築に向けた知識と行動を習得してもらうため、学校での環境学習を推進します。

⑦ その他の対策

○君津市廃棄物減量等推進員の委嘱

廃棄物の排出の抑制、再利用及び一般廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策への協力その他の活動を行う、君津市廃棄物減量等推進員を委嘱しています。

○君津市廃棄物減量等推進審議会の設置

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に関する事項等について、市長の諮問に応じ調査及び審議をするため、君津市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。委員は、市議会議員、学識経験者、事業者の代表及び市民の代表などで構成されています。

○環境美化の推進

ごみの散乱を防止し、よりよい環境づくりを目的として、環境美化の日前後に「散乱ごみ一掃クリーン作戦」を実施するとともに、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組みます。

○不法投棄対策

不法投棄を防止するため、環境監視員や不法投棄監視員によるパトロールを行い、不法投棄多発重点地区には移動式の監視カメラを設置します。また、行為者が判明した場合は、県及び警察と連携して厳しく対処する等、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

土地所有者・管理者に、柵や看板の設置を促す等、不法投棄に対する注意を呼びかけます。

○災害廃棄物処理計画の策定

国の防災基本計画、県の地域防災計画及び君津市地域防災計画等に基づき、災害時の廃棄物の処理に関する具体的な行動に関する計画を策定しました。

ウ 富津市

① 行政における方策

○教育、啓発活動の充実

・学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

・学習機会の創造

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

・情報提供

市民・事業者に、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供します。

・地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進します。

・事業者の発生抑制・資源化

市は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

○手数料の見直し

可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックについては、指定袋制により手数料を徴収していますが、ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進するために手数料の見直しを検討します。

○多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

本市では条例に基づき事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行います。

○飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

○グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

○草木等のバイオマスのリサイクル

千葉県、市内の研究機関、リサイクル事業者等と連携し、刈草、剪定枝等のバイオマスの有効利用の方法について調査・研究します。

○食用油の資源化

食用油は、可燃ごみとして処理していますが、分別し軽油代替燃料等に再資源化することが可能であることから、民間事業者等と連携し資源化の方策について調査・研究を進めていきます。

② 市民における方策

○集団回収の活用

市民は、市民団体及びリサイクル組合が協働で行っている紙類、繊維類、アルミ缶、生きびんの集団回収に参加し、資源化を推進します。

市は、実施の状況及び補助制度について周知を図り、その活用を促進します。

○生ごみのコンポスト化

市民は、生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化を行い畑や家庭菜園等での利用を推進します。

市は、生ごみ削減の方法や工夫について広報やホームページへ掲載し、市民への周知を図ります。

また、料理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコクッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。

○過剰包装等の自粛

市民は、マイバックの使用や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制します。

○使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民は、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。

市は、市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

③ 事業者における方策

○発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

○過剰包装の抑制

事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

○流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、発泡プラスチック緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

○使い捨て容器の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

○製品の長寿命化

事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

○店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

○ごみ減量化・資源化協力店制度の導入

市は、ごみ発生抑制、資源化等環境に配慮した活動に取り組んでいる店舗、事業所をごみ減量化・資源化協力店制度に認定し、循環型社会の形成を推進します。事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと市民への啓発を推進します。

○事業者間の協力

事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

○優良事業者の表彰

市は、環境に配慮した活動及び市民との協働事業等に取り組む優良事業者を表彰するなど成果を評価できる体制を整備します。事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと他の事業者への導入を促進します。

エ 袖ヶ浦市

① ごみの排出抑制に向けた取り組み

○ごみ減量化・資源化教育、普及啓発の充実

学校や地域社会において、ごみ処理施設の見学や、職員出前講座による啓発活動を行い、環境教育に積極的に取り組みます。また、地域や事業者の自主的な取り組みを促します。

○生ごみの排出抑制

水切り等の家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ肥料化容器等の購入費用について補助金制度を継続するとともに、地域との協働による普及活動を推進します。

○剪定枝の排出抑制

剪定枝の排出抑制を図るため、剪定枝のチップ化や堆肥化等、自らできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、チップ化・堆肥化に必要な剪定枝粉碎機の貸し出しを継続します。

○生活系ごみ処理手数料の見直し

経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しについて、平成 25 年度に開始された粗大ごみ有料化制度による排出抑制効果を見極めて検討するものとします。

○事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系一般廃棄物の排出削減が進展していないことから、事業者の自己処理責任の原則や排出削減等の観点から手数料の見直しを検討します。

○ごみ収集日の見直し

特に可燃ごみは、収集回数を減らすことで、ごみを減らそうという動機付けとなり、指定袋の使用量も含めて、ごみ減量化・資源化が期待できますが、利便性の低下やごみステーションの容量不足等が懸念されることから、排出者である市民の意見を踏まえて検討するものとします。

○一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導徹底

事業系ごみの減量化・資源化対策として、事業者に対してごみ排出指導や再資源化のPRをより一層徹底するとともに、大規模建築物を所有又は占有する事業者については、引き続き減量化・資源化計画書等の提出を求めます。

○ごみガイドブックの作成

「ごみと資源物の正しい分け方・出し方ガイドブック」について定期的に刊行し、ごみ減量化・資源化の啓発とごみ分別の周知を図ります。

○ごみ出しルール遵守の指導

市街地や田園地域など地域特性に応じて、地域との協働によりごみの排出抑制・分別排出に関する指導を行うとともに、不適正排出については適格に対応し、ごみ排出ルールの遵守を推進します。

○障がい者へのごみ出しルール周知

目や耳が不自由な方に対して、引き続き市内障がい者団体への説明や、音読ボランティア等を通じて、ごみ排出ルールの周知を図ります。

○外国人へのごみ出しルール周知

市内に居住する外国人に対して、ごみの正しい分別のみならず、排出抑制や再

資源化に協力してもらえよう、外国語版リーフレットの配布やホームページでの周知の充実を図ります。

② ごみ分別排出に係る取り組み

○資源物収集方法のあり方検討

本市では、従前より資源物のごみステーション収集と、資源回収自治会事業による資源物回収を展開してきましたが、資源回収を実施する自治会が増加したことにより、両者の取り組みが近接していることから、費用対効果を勘案し、将来の資源物収集のあり方について、統一化を含めて検討します。

○住民団体による集団回収の促進

ごみを出さないライフスタイルへの第一歩として資源回収へ積極的な参加を促します。また、資源回収活動推進助成金交付事業については、家庭ごみ処理手数料の見直しに併せて、助成額の適正化について検討します。

○小型家電リサイクルの推進

平成26年度からクリーンセンター持込回収及びイベント回収を開始したところですが、市民への周知徹底を図るとともに、必要に応じて回収品目の見直しを図ります。

○容器包装プラスチックリサイクルの検討

「容器包装リサイクル法」に基づく容器包装のうち、現在未収集となっているプラスチック製容器包装の分別収集については、国の動向を注視しながら、引き続き検討します。

○生ごみリサイクルの検討

バイオマス資源としての利活用及び生ごみの分別収集について、費用対効果を勘案しながら検討します。

○ごみカレンダーの配布

広告主の協賛により寄贈されているごみカレンダーについて、引き続き自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ分別及び収集日の周知を図ります。

オ 館山市、南房総市及び鋸南町

① 有料化

各市町では、ごみ処理の有料化に取り組んでいるが、その料金設定は各市町が独自に行っている状況である。ごみ処理の広域化に向けて今後、南房総市及び鋸南町においては、ごみ処理料金の統一に向けた制度の見直しを図る。また、館山市では、手数料水準の検証や、先進事例等を勘案し、必要に応じて料金の見直しを行う。

② 家庭における排出抑制と再使用の推進

○マイバッグ運動と過剰包装の辞退

各市町ではレジ袋の使用の抑制するため、住民にマイバッグ持参を奨励している。買い物時にはマイバッグを持参すると共に、過剰包装を断るなど、家庭内へのごみの持ち込みを極力減らす。

○フリーマーケット・バザー等の活用

地域や学校、民間団体で開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及

び協力し、衣料や家庭用不用品の資源化に努める。

○生ごみの減量化と堆肥化

生ごみを排出する際は水切りを徹底してごみの減量化をする。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化に努める。

○集団回収への積極的参加

地域や学校等で行う集団回収に積極的に参加、協力を行い資源化の向上に努める。

○廃食用油の回収 ※南房総市のみ

家庭から排出される植物性廃食用油の回収に協力し、資源化及び河川等の水質保全に努める。

○剪定枝等の資源化 ※南房総市のみ

家庭から排出される剪定枝等は、原料として活用し、再生事業者等と連携しながら資源化に努める。

③ 事業者における排出抑制と再使用等の推進

○排出者や拡大生産者責任に基づく3Rと適切な処理

ごみの適正な処理及び3Rの推進は事業者の方策を実行することはもとより、国、県及び地方公共団体の施策に連携・協力を行う。

○排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用

ごみになりにくい製品、3Rに適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進し、資源化への取組を図る。また、生産事業者、流通事業者等のその販売過程において個々の方策を実行することにより効果的な減量化、資源化の促進を図る。

○従業員意識の高揚

従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図ると共に、消費者の目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努める。

④ 行政における排出抑制と再使用等の推進

○住民への情報提供

環境にやさしい生活の実践などについての情報を、広報等を通じて行い、ごみの減量化方策をわかりやすく、継続的に行う。また、集団回収を活性化させるための支援に努める。

○事業者への情報提供

国及び各市町における減量化施策や適正処理に関し、速やかに情報提供を行い、自主回収品目の指導等を行う。

また、多量排出事業者自らが減量化・資源化計画を策定する場合には助言・指導を行う。

○公共施設での施策

各市町庁舎及び関係公共施設でのごみの排出抑制、分別徹底はもちろんのこと、事務用品の購入等においては詰め替え製品や再生素材を使用した製品を優先して選定する。また、ロビー等を活用したポスター掲示など環境啓発普及活動に努め

る。

○生ごみ処理機の普及促進

生ごみ処理機の設置を推進し、住民による生ごみの堆肥化を支援に努める。

○食用油再生利用 ※南房総市のみ

食用油の再生利用を推進する。

⑤ 環境教育の推進

○ごみ処理施設見学会の実施

ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。また、小中学校単位で実施している社会科見学などの行先として積極的に選定してもらうように努める。

○環境学習の提供

各市町の教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。また、ごみの処理方法の講習やリサイクルの体験学習などの講座の開催等の活動の推進を検討する。

⑥ 非定住者に対する施策

各市町の地域特性として、夏には海水浴観光、冬から春にかけては花観光と多くの観光客が訪れ、観光客から発生するごみは地域的な特質した問題となっている。このため、ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進などを積極的・継続的に行い協力を呼びかける。

カ 鴨川市

① 有料化

ごみ指定袋制度により、ごみ排出量の減量化と処理費用の負担の公平化を図る。

② 家庭におけるリデュース・リユースの推進

○マイバック運動と過剰包装の辞退

レジ袋の使用を抑制するため、買い物時にはマイバックを持参するとともに、過剰包装を断る等家庭内へのごみの持ち込みを極力減らすよう過剰包装の辞退とマイバック運動の取組みを奨励する。

○フリーマーケットやバザー等の活用

地域で開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及び協力し、衣料や家庭用不用品の資源化に努める。

○生ごみの減量化と堆肥化

生ごみを排出する際は、水切りを徹底して減量化に務める。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化を推奨する。

③ 事業者における排出抑制と再使用等の推進

○排出者や生産者責任に基づく3Rと適切な処理

事業者は、ごみの適正な処理及び3Rの推進の方策を決定し、本市はその方策に連携・協力を行う。

○排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用

ごみになりにくい製品、3Rに適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進し、資源化への取組みを図る。

○従業員意識の高揚

従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図るとともに、消費者目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努める。

④ 行政における排出抑制と再使用等の推進

○住民への情報提供

環境にやさしい生活の実践等についての情報を、広報等を通じて行い、ごみの減量化方策をわかりやすく、継続的に行う。

○「ごみのお話出前講座」の開催

市民にごみ処理について理解を深めてもらうため、「ごみのお話出前講座」を開催する。これは、市の職員が地域のサロンや集会に出向いて、排出されるごみの量や種類、処分にかかる経費、ごみ処理施設の現状について説明するほか、家庭でできる減量化・資源化の取組み等を詳しく解説する。

○事業者への情報提供

国、県及び広域化構成市町における減量化施策や適正処理について速やかに情報提供を行う。また、多量排出事業者自らが減量化・資源化計画を策定する場合においては助言・指導を行う。

○公共施設での施策

行政のごみ排出抑制、分別徹底はもちろんのこと、事務用品の購入等においては詰替製品や再生素材を使用した製品を優先して選定する。また、ロビー等を活用したポスター掲示等により環境啓発普及活動に努める。

○ごみの減量化等に関する啓発の推進

ごみの減量化の更なる推進を図るため、市民への情報提供やリサイクルマーケットの開催等により意識啓発を行う。

⑤ 環境教育の推進

○ごみ処理施設見学会の実施

ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。

また、小中学校単位で実施している社会科見学等の行先として積極的に選定してもらうように努める。

○環境学習の提供

教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。

また、ごみの排出抑制、再資源化の必要性及びそれに伴う温室効果ガスに関する講習、リサイクルの体験学習等の推進を検討する。

⑥ 非定住者の対する施策

本市の地域特性として、夏には海水浴観光、冬から春にかけては花観光と多くの観光客が訪れ、観光客から発生するごみは地域的な特質した問題となっている。ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進等を積極的・継続的に行い協力を呼びかける。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	君津地域・安房地域	(2) 地域内人口	448,765 人	(3) 地域面積	1,334.72 km ²
(4) 構成市町村等名	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、鋸南地区環境衛生組合、安房郡市広域市町村圏事務組合	(5) 地域の要件	(人口) (面積) 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 (半島) (過疎) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合名：安房郡市広域市町村圏事務組合	組合を構成する市町村：館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町			
	設立年月日：昭和45年9月10日	共同処理事務：ごみ処理施設等の建設			
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合名：鋸南地区環境衛生組合	組合を構成する市町村：南房総市、鋸南町			
	設立年月日：昭和40年1月5日	共同処理事務：一般廃棄物の収集・処理			

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目 標	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度	
排 出 量	事業系 総排出量（トン）	57,720	60,668	60,203	61,146	61,184	52,713	（ H29比 -13.8% ）
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.88	3.00	2.98	3.03	3.04	2.66	（ H29比 -12.5% ）
	生活系 総排出量（トン）	123,716	122,438	115,439	112,446	110,481	106,264	（ H29比 -3.8% ）
	1人当たりの排出量（kg/人）	221.0	214.3	210.0	214.3	211.9	197.4	（ H29比 -6.8% ）
	合計 事業系生活系排出量合計（トン）	181,436	183,106	175,642	173,592	171,665	158,977	（ H29比 -7.4% ）
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）	15,399 （ 8.5% ）	14,052 （ 7.7% ）	12,803 （ 7.3% ）	12,498 （ 7.2% ）	11,341 （ 6.6% ）	13,945 （ 8.8% ）	
	総資源化量（トン）	43,721 （ 23.3% ）	43,841 （ 23.2% ）	41,464 （ 22.9% ）	41,758 （ 23.4% ）	37,770 （ 21.4% ）	42,594 （ 26.0% ）	
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	36,716	35,486	36,046	39,399	38,854	37,678	
	（年間の熱利用量 GJ）	—	—	—	—	—	—	
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）	9,147 （ 5.0% ）	10,264 （ 5.6% ）	9,634 （ 5.5% ）	9,205 （ 5.3% ）	9,146 （ 5.3% ）	8,086 （ 5.1% ）	

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

自治体や指標によって一般廃棄物処理計画と目標値と異なる場合がある。理由としては、近年の排出量の状況から目標値の達成が難しいと考えられるため、地域計画では現状に合った目標値に設定したことや、安房地域では一般廃棄物処理基本計画の中間年度に目標値の見直しを行ったが、その推計方法が現在の状況と異なる過程での推計方法であることによる。よって、今回の目標値はより現実的な目標値としている。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
エネルギー回収型廃棄物処理施設	君津地域広域廃棄物処理施設	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	シャフト炉式 ガス化溶融 全連続式	450t/日	第1工場 H14.4 第2工場 H18.4	R9. 3 休止予定		災害対策(該当なし)	
ごみ処理施設	鴨川市清掃センター	鴨川市	流動床式 准連続式	95t/日	S61. 4	R4. 8 休止		災害対策(該当なし)	中継施設の稼働に伴い休止
	大谷クリーンセンター	鯨南地区 環境衛生組合	ストーカ式 准連続式	80t/日	S58. 4	R9. 4 廃止予定		災害対策(該当なし)	中継施設の稼働に伴い廃止予定
	袖ヶ浦クリーンセンター	袖ヶ浦市	流動床式 全連続式	120t/日	H1. 4			災害対策(該当なし)	H18年4月より焼却施設を休止し、積み替え施設として運用
	君津市清掃工場	君津市	流動床式 全連続式	180t/日	H4.4	H18. 4 休止		災害対策(該当なし)	
マテリアルリサイクル推進施設	木更津市 クリーンセンター	木更津市	破碎・選別・圧縮	25t/5t	S63. 4			災害対策(該当なし)	
	君津市 リサイクルプラザ	君津市	破碎・選別・圧縮	44t/日	H9. 4			災害対策(該当なし)	
	富津市環境センター 不燃物処理施設	富津市	選別・圧縮・一時保管	資源・粗大・不燃 12t/6h ペットボトル 1t/日	S51. 4			災害対策(該当なし)	
	袖ヶ浦クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	袖ヶ浦市	剪断式・回転式	粗大: 8. 5t/日 資源: 7. 5t/日	H1. 4			災害対策(該当なし)	
	粗大ごみ処理施設	安房郡市広城市町 村園事務組合	破碎・選別・圧縮	50t/日	S60. 4	R5. 3廃止		災害対策(該当なし)	
	粗大ごみ処理施設	君津市	破碎・選別・圧縮	30t/日	S57.4	H9.3休止		災害対策(該当なし)	

(つづき)

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
最終処分場	君津市清掃工場 最終処分場	君津市	その他	129,950m ³	S44	R2.8 廃止		災害対策(該当なし)	埋立終了
	富津市一般廃棄物 最終処分場	富津市	嫌気性	60,000m ³	S59.11			災害対策(土のう袋)	
	袖ヶ浦市クリーンセン ター 最終処分場	袖ヶ浦市	准好気性	22,500m ³	H1.4			災害対策(該当なし)	
	久保田最終処分場	袖ヶ浦市	准好気性	38,400m ³	S46.7			災害対策(該当なし)	埋立終了(H10)
	館山市一般廃棄物 最終処分場	館山市	准好気性	60,000m ³	S60.4			災害対策(該当なし)	
	千倉一般廃棄物 最終処分場	南房総市	准好気性	30,900m ³	H10.3			災害対策(該当なし)	
	天津小湊一般廃棄物 最終処分場	鴨川市	准好気性	10,420m ³	H10.4			災害対策(該当なし)	埋立終了
	青木山一般廃棄物 最終処分場	鋸南地区 環境衛生組合	准好気性	30,000m ³	H12.4			災害対策(該当なし)	
し尿処理施設 (汚泥再生処理 センター)	新川園衛生処理場	木更津市	好気性消化・活性汚 泥法処理方式	110kl/日	S48.4			災害対策(土のう袋)	
	君津市衛生センター	君津市	湿式酸化・活性汚泥 法処理方式	100kl/日	S48.4	R4.3	R5.3	災害対策(該当なし)	新施設の稼働に伴い廃止及び 解体予定
	富津市クリーンセンタ ー	富津市	高負荷脱窒素処理	68kl/日	H18.4			災害対策(該当なし)	
	袖ヶ浦クリーンセン ター し尿積み替え施設	袖ヶ浦市	前処理	50kl/日	H4.4			災害対策(該当なし)	

(つづき)

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	館山市衛生センター	館山市	高負荷脱窒素処理	100kl/日	S57.4			災害対策(該当なし)	
	鴨川市衛生センター	鴨川市	高負荷脱窒素処理	66kl/日	S57.3			災害対策(該当なし)	H6.4 更新
	千倉衛生センター	南房総市	標準脱窒素処理	70kl/日	S59.4	R6.4 廃止予定	R6.4 解体予定	災害対策(該当なし)	
	提ヶ谷クリーンセンター	鋸南地区 環境衛生組合	高負荷脱窒素処理	50kl/日	S62.4	R6.4 廃止予定	R6.4 解体予定	災害対策(該当なし)	
浄化槽汚泥投入施設	浄化槽汚泥投入施設	木更津市	希釈投入方式	16kl/日	H12.7			災害対策(該当なし)	
ストックヤード	袖ヶ浦クリーンセンター ストックヤード	袖ヶ浦市	テント式倉庫建築物	200㎡	H31			災害対策(該当なし)	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有 無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対 策	プラスチック再商品 化を実施するための 施設整備事業	備 考
エネルギー回収 型廃棄物処理施設	第2期君津広域 廃棄物処理施設	木更津市、君津市、富 津市、袖ヶ浦市、鴨川 市、南房総市、鋸南町	シャフト炉式 ガス化溶融 全連続式	486t/日	R9. 3	広域施設として新設	有 (君津地域広域廃棄物 処理施設)	未定	浸水深:最大1m未満 対策:約1mの盛り土 予定	—	
ごみ処理施設	館山市清掃センター	館山市	ストーカ式 准連続式	100t/日	R6. 3	老朽化に伴う更新	—	—	災害対策(該当なし)	—	基幹改良
マテリアルリサイクル 推進施設	袖ヶ浦クリーンセン ター粗大ごみ処理施 設	袖ヶ浦市	剪断式・回転式	粗大:8.5t/日 資源:7.5t/日	H1. 4	老朽化のため剪断式破砕機 の更新	—	—	災害対策(該当なし)	—	
マテリアルリサイクル 推進施設	(仮称)館山市清掃ク リーンセンター粗大ごみ処 理施設	館山市	選別・圧縮	3t/日	R5. 3	広域処理施設の老朽化に伴 う新設	—	—	災害対策(該当なし)	—	
廃棄物運搬 中継施設	クリーンステーション 鴨川(中継施設)	鴨川市	コンパクト方式	42t/日	R4. 9	既存焼却施設の老朽化に伴 う中継施設の整備	—	—	災害対策(該当なし)	—	
廃棄物運搬 中継施設	(仮称)南房総市可燃 ごみ中継施設	南房総市	コンパクト方式	59t/日	R9. 3	既存焼却施設の老朽化に伴 う中継施設の整備	—	—	災害対策(該当なし)	—	
し尿処理施設 (汚泥再生処理 センター)	君津市衛生センター	君津市	生物学的脱窒素 処理方式	60kl/日	R4. 3	老朽化に伴い資源化施設と して整備	—	—	災害対策(該当なし)	—	
	(仮称)南房総市 汚泥再生処理セン ター	南房総市	高負荷脱窒素処理・ 高度処理方式	67kl/日	R5. 12	広域処理施設として新設	—	—	災害対策(該当なし)	—	
ストックヤード	クリーンステーション 鴨川(中継施設)ストック ヤード	鴨川市	鉄筋コンクリート 構造建築物	282㎡	R4. 3	中継施設に併設するストック ヤード	—	—	災害対策(該当なし)	—	
ストックヤード	(仮称)南房総市資源 ごみストックヤード	南房総市	未定	200㎡	R9. 3	中継施設に併設するストック ヤード	—	—	災害対策(該当なし)	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		年	過去の状況・現状					目標
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度
木更津市	総人口		132,163	132,928	133,923	132,334	135,243	140,486
	公共下水道	汚水衛生処理人口	56,628	57,703	59,941	60,234	71,503	85,482
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(42.8%)	(43.4%)	(44.8%)	(45.5%)	(52.9%)	(60.8%)
	農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	20,070	21,568	23,083	24,632	26,258	27,274	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(15.2%)	(16.2%)	(17.2%)	(18.6%)	(19.4%)	(19.4%)	
	未処理人口	汚水衛生未処理人口	55,465	53,657	50,899	47,468	37,482	27,730
君津市	総人口		88,810	88,221	87,581	86,815	85,769	81,538
	公共下水道	汚水衛生処理人口	40,267	43,068	43,441	43,184	42,939	43,918
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(45.3%)	(48.8%)	(49.6%)	(49.7%)	(50.1%)	(53.9%)
	農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	280	276	269	254	255	224
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	14,440	14,230	13,790	14,210	14,613	15,499	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(16.3%)	(16.1%)	(15.7%)	(16.4%)	(17.0%)	(19.0%)	
	未処理人口	汚水衛生未処理人口	33,823	30,647	30,081	29,167	27,962	21,897
富津市	総人口		47,411	46,865	46,275	45,743	45,169	41,000
	公共下水道	汚水衛生処理人口	7,370	7,569	7,788	8,016	8,130	13,726
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(15.5%)	(16.2%)	(16.8%)	(17.5%)	(18.0%)	(33.5%)
	農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	11,864	12,413	14,207	14,980	15,494	15,426	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(25.0%)	(26.5%)	(30.7%)	(32.7%)	(34.3%)	(37.6%)	
	未処理人口	汚水衛生未処理人口	28,177	26,883	24,280	22,747	21,545	11,848
袖ヶ浦市	総人口		61,895	61,928	62,147	62,390	63,251	59,000
	公共下水道	汚水衛生処理人口	42,106	42,101	42,120	42,325	43,111	43,885
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(68.0%)	(68.0%)	(67.8%)	(67.8%)	(68.2%)	(74.4%)
	農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	3,696	4,007	4,431	4,556	4,537	4,355
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(6.0%)	(6.5%)	(7.1%)	(7.3%)	(7.2%)	(7.4%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	11,508	11,472	11,263	11,406	11,310	10,760	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(18.6%)	(18.5%)	(18.1%)	(18.3%)	(17.9%)	(18.2%)	
	未処理人口	汚水衛生未処理人口	4,585	4,348	4,333	4,103	4,293	0

指標・単位		年	過去の状況・現状					目標
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度
館山市	総人口		49,297	48,877	48,460	47,642	46,978	46,298
	公共下水道	汚水衛生処理人口	3,542	3,670	3,734	3,918	4,142	7,583
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(7.2%)	(7.5%)	(7.7%)	(8.2%)	(8.8%)	(16.4%)
	農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	12,982	13,170	13,418	14,987	15,111	13,078	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(26.3%)	(26.9%)	(27.7%)	(31.5%)	(32.2%)	(28.2%)	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	32,773	32,037	31,308	28,737	27,725	25,637	
鴨川市	総人口		35,402	34,998	34,539	33,891	33,396	30,657
	公共下水道	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
	農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	10,322	14,133	14,726	14,687	14,765	15,299	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(29.2%)	(40.4%)	(42.6%)	(43.3%)	(44.2%)	(49.9%)	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	25,080	20,865	19,813	19,204	18,631	15,358	
南房総市	総人口		41,809	41,161	40,490	39,884	39,219	35,989
	公共下水道	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
	農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	14,110	15,539	15,646	15,930	16,216	19,991	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(33.7%)	(37.8%)	(38.6%)	(39.9%)	(41.3%)	(55.5%)	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	27,699	25,622	24,844	23,954	23,003	15,998	
鋸南町	総人口		8,795	8,600	8,382	8,261	8,112	7,098
	公共下水道	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
	農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	2,444	2,471	2,492	2,480	2,501	3,290	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(27.8%)	(28.7%)	(29.7%)	(30.0%)	(30.8%)	(46.4%)	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	6,351	6,129	5,890	5,781	5,611	3,808	

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備 考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	木更津市	1,495	9,260	H3.4	360	1,864	R5	平成28年度生排計画を引き継ぐ。
	君津市	1,516	10,601	H4.4	140	390	R5	
	富津市	773	4,252	H3.4	150	790	R5	
	袖ヶ浦市	1,082	5,410	H3.4	175	623	R5	
	館山市	7,362	15,111	H1.4	210	443	R5	
	鴨川市	5,062	14,765	H17.2	370	1,168	R5	
	南房総市	6,249	16,216	H18.3	570	1,492	R5	
	鋸南町	2,582	2,501	H6.4	45	225	R5	

46 注) 合併前の開始年月日は、以下のとおりである。

	旧市町	開始年月日
鴨川市	(旧) 鴨川市	S63.9
	(旧) 天津小湊町	H1.4

	旧町村	開始年月日
南房総市	(旧) 富浦町	S63.4
	(旧) 富山町	H1.4
	(旧) 三芳村	H2.4
	(旧) 白浜町	H1.4
	(旧) 千倉町	S63.4
	(旧) 丸山町	H2.4
	(旧) 和田町	H3.4

添付資料4 地域内の施設の現況と予定（位置図）



様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間	国土強靱化地域計画	総事業費(千円)										交付対象事業費(千円)										備考	
						単位	開始	終了	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
○ エネルギー回収等に関する事業						240,690	0	0	0	0	0	0	9,431	231,259	8,886	0	0	0	0	0	0	0	1,831	7,055			
君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、館山市	486 t/日	R4	R5	○	240,690	0	0	0	0	0	9,431	231,259	8,886	0	0	0	0	0	0	0	1,831	7,055	全体事業 R4~R5		
○ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良(ごみ焼却施設)に関する事業						3,120,700	0	0	0	0	0	123,000	1,162,000	1,835,700	2,314,000	0	0	0	0	0	0	123,000	711,000	1,480,000			
館山市清掃センター基幹的設備改良事業	2	館山市	100 t/日	R3	R5	-	3,120,700	0	0	0	0	123,000	1,162,000	1,835,700	2,314,000	0	0	0	0	0	0	123,000	711,000	1,480,000			
○ マテリアルリサイクル等に関する事業						230,942	0	0	41,872	0	0	138,939	50,131	0	225,530	0	0	36,460	0	0	138,939	50,131	0	0			
袖ヶ浦市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	3	袖ヶ浦市	200 m ³	H30	H30	-	41,872	0	0	41,872	0	0	0	0	36,460	0	0	36,460	0	0	0	0	0	0	0		
館山市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	4	館山市	3 t/日	R4	R4	-	50,131	0	0	0	0	0	0	50,131	0	0	0	0	0	0	0	0	50,131	0	0		
鴨川市マテリアルリサイクル推進施設整備事業(ストックヤード)	5	鴨川市	282 m ³	R3	R3	○	138,939	0	0	0	0	138,939	0	0	138,939	0	0	0	0	0	138,939	0	0	0	0		
南房総市マテリアルリサイクル推進施設整備事業(ストックヤード)	6	南房総市	200 m ³	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全体事業 R6~R8	
○ 廃棄物運搬中継に関する事業						1,656,539	0	0	0	0	167,080	1,283,538	205,921	0	1,309,547	0	0	0	0	0	1,121,774	187,773	0	0			
鴨川市廃棄物運搬中継施設整備事業(サテライトセンター)	7	鴨川市	42 t/日	R2	R4	○	1,656,539	0	0	0	167,080	1,283,538	205,921	0	1,309,547	0	0	0	0	0	1,121,774	187,773	0	0			
南房総市廃棄物運搬中継施設整備事業	8	南房総市	59 t/日	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全体事業 R6~R8	
○ し尿処理に関する事業						7,011,242	0	0	0	0	496,938	2,187,726	2,292,206	2,034,372	4,511,006	0	0	0	0	0	463,809	1,744,260	701,904	1,601,033			
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	9	南房総市	67 kl/日	R3	R5	○	3,397,742	0	0	0	0	0	50,784	1,312,586	2,034,372	2,353,721	0	0	0	0	0	50,784	701,904	1,601,033			
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	10	君津市	60 kl/日	R2	R4	○	3,613,500	0	0	0	496,938	2,136,942	979,620	0	2,157,285	0	0	0	0	0	463,809	1,693,476	0	0	0		
○ 浄化槽に関する事業						830,928	19,980	65,136	66,816	75,756	90,720	93,694	209,014	209,812	830,799	19,980	65,136	66,816	75,756	90,720	93,694	209,014	209,683				
浄化槽設置整備事業		木更津市	360 基	H28	R5	○	168,420	19,980	19,980	19,980	19,980	22,840	22,840	22,840	168,420	19,980	19,980	19,980	19,980	19,980	22,840	22,840	22,840	22,840	H28生排計画から引き継ぐ		
		君津市	140 基	R2	R5	○	72,194	0	0	0	0	14,964	15,078	21,118	21,034	72,194	0	0	0	0	14,964	15,078	21,118	21,034			
		富津市	150 基	R1	R5	○	45,000	0	0	0	9,000	9,000	9,000	9,000	45,000	0	0	0	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000		
		袖ヶ浦市	178 基	H29	R5	○	62,454	0	8,796	8,796	8,796	8,796	8,796	8,796	62,325	0	8,796	8,796	8,796	8,796	8,796	8,796	8,796	8,796	8,796	9,549	
		館山市	210 基	H29	R5	○	25,200	0	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	25,200	0	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	
		鴨川市	370 基	H29	R5	○	122,100	0	19,800	19,800	16,500	16,500	16,500	16,500	122,100	0	19,800	19,800	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	
		南房総市	570 基	H29	R5	○	324,760	0	12,000	12,000	16,440	16,440	16,440	125,720	324,760	0	12,000	12,000	16,440	16,440	16,440	125,720	125,720	125,720	125,720		
	館南町	45 基	H29	R5	-	10,800	0	960	2,640	1,440	1,440	1,440	1,440	10,800	0	960	2,640	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440			

(様式2つづき)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規 模	事業期間	国土強靱化地域計画	総事業費(千円)										交付対象事業費(千円)										備考
						単位	開始	終了	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
○ 施設整備に関する計画支援に関する事業						1,112,847	0	0	41,640	78,194	529,072	225,015	205,926	33,000	395,113	0	0	41,640	78,194	97,379	85,728	59,172	33,000			
君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る事業者選定アドバイザー業務	31	木更津市、君津市、富津市、鴨川市、南房総市、網走町		R1	R1	-	35,420	0	0	0	35,420	0	0	0	0	35,420	0	0	0	35,420	0	0	0	0		
君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価事業				R2	R4	-	874,527	0	0	0	492,438	225,015	157,074	0	156,793	0	0	0	60,745	85,728	10,320	0	0			
館山市清掃センター基幹的設備改良に係る発注準備・入札支援事業	32	館山市		R2	R2	-	11,000	0	0	0	11,000	0	0	0	11,000	0	0	0	11,000	0	0	0	0			
南房総市マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備に係る測量及び地質調査事業				R4	R4	-	5,461	0	0	0	0	0	5,461	0	5,461	0	0	0	0	0	0	5,461	0			
南房総市マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備に係る生活環境影響調査事業	33	南房総市		R4	R5	-	11,000	0	0	0	0	0	6,600	4,400	11,000	0	0	0	0	0	0	6,600	4,400			
南房総市マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備に係る計画支援事業				R4	R5	-	16,280	0	0	0	0	0	7,480	8,800	16,280	0	0	0	0	0	0	7,480	8,800	全体事業 R4~R6		
南房総市廃棄物運搬中継施設整備に係る測量及び地質調査事業				R4	R4	-	8,190	0	0	0	0	0	8,190	0	8,190	0	0	0	0	0	0	8,190	0			
南房総市廃棄物運搬中継施設整備に係る生活環境影響調査事業	34	南房総市		R4	R5	-	16,500	0	0	0	0	0	9,900	6,600	16,500	0	0	0	0	0	0	9,900	6,600			
南房総市廃棄物運搬中継施設整備に係る計画支援事業				R4	R5	-	24,421	0	0	0	0	0	11,221	13,200	24,421	0	0	0	0	0	0	11,221	13,200	全体事業 R4~R6		
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る測量及び地質調査事業				H30	R1	○	15,802	0	7,202	8,600	0	0	0	0	15,802	0	0	7,202	8,600	0	0	0	0			
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る生活環境影響調査事業	35	南房総市		H30	R1	○	16,070	0	8,196	7,874	0	0	0	0	16,070	0	0	8,196	7,874	0	0	0	0			
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る造成設計事業				H30	R2	○	24,462	0	3,920	3,921	16,621	0	0	0	24,462	0	0	3,920	3,921	16,621	0	0	0			
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る計画支援事業				H30	R2	○	27,371	0	9,179	9,179	9,013	0	0	0	27,371	0	0	9,179	9,179	9,013	0	0	0			
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る測量及び地質調査事業				H30	H30	○	5,724	0	5,724	0	0	0	0	0	5,724	0	0	5,724	0	0	0	0	0			
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る基本計画事業	36	君津市		H30	H30	○	4,860	0	4,860	0	0	0	0	0	4,860	0	0	4,860	0	0	0	0	0			
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る生活環境影響調査事業				H30	H30	○	2,559	0	2,559	0	0	0	0	0	2,559	0	0	2,559	0	0	0	0	0			
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る事業者選定支援事業				R1	R1	○	13,200	0	0	13,200	0	0	0	0	13,200	0	0	0	13,200	0	0	0	0			
○ 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業							10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	0	0	0	10,000	0	0	0	0			
館山市清掃センター基幹的設備改良に係る調査事業	37	館山市		R1	R1	-	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	0	0	0	10,000	0	0	0	0			
合 計							14,213,888	19,980	65,136	150,328	163,950	1,283,810	4,051,912	4,134,629	4,344,143	9,604,881	19,980	65,136	144,916	163,950	651,908	3,307,395	1,920,825	3,330,771		

※1 事業番号について、計画本文表4、表5及び表6に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致する。

(参考) 第2次循環型社会形成推進地域計画の概要

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模			事業期間			総事業費(千円)			交付対象事業費(千円)			備考
			単位	開始	終了		第1次計画 H28~R5	第2次計画 R6~R10		第1次計画 H28~R5	第2次計画 R6~R10				
○ エネルギー回収等に関する事業									43,576,273	240,690	43,335,583	36,226,424	8,886	36,217,538	
君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町	486	t/日	R4	(R8)			43,576,273	240,690	43,335,583	36,226,424	8,886	36,217,538	全体事業 R4~R8
○ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良(ごみ焼却施設)に関する事業									3,120,700	3,120,700	0	2,314,000	2,314,000	0	
館山市清掃センター基幹的設備改良事業	2	館山市	100	t/日	R3	R5			3,120,700	3,120,700	0	2,314,000	2,314,000	0	
○ マテリアルリサイクル等に関する事業									527,942	230,942	297,000	522,530	225,530	297,000	
袖ヶ浦市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	3	袖ヶ浦市	200	m ³	H30	H30			41,872	41,872	0	36,460	36,460	0	
館山市マテリアルリサイクル推進施設整備事業	4	館山市	3	t/日	R4	R4			50,131	50,131	0	50,131	50,131	0	
鴨川市マテリアルリサイクル推進施設整備事業(ストックヤード)	5	鴨川市	282	m ³	R3	R3			138,939	138,939	0	138,939	138,939	0	
南房総市マテリアルリサイクル推進施設整備事業(ストックヤード)	6	南房総市	200	m ³	(R6)	(R8)			297,000	0	297,000	297,000	0	297,000	全体事業 R6~R8
○ 廃棄物運搬中継に関する事業									3,118,539	1,656,539	1,463,000	2,772,547	1,309,547	1,463,000	
鴨川市廃棄物運搬中継施設整備事業(サテライトセンター)	7	鴨川市	42	t/日	R2	R4			1,656,539	1,656,539	0	1,309,547	1,309,547	0	
南房総市廃棄物運搬中継施設整備事業	8	南房総市	59	t/日	(R6)	(R8)			1,463,000	0	1,463,000	1,463,000	0	1,463,000	全体事業 R6~R8
○ し尿処理に関する事業									7,011,242	7,011,242	0	4,511,006	4,511,006	0	
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	9	南房総市	67	kl/日	R3	R5			3,397,742	3,397,742	0	2,353,721	2,353,721	0	
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	10	君津市	60	kl/日	R2	R4			3,613,500	3,613,500	0	2,157,285	2,157,285	0	
○ 浄化槽に関する事業									1,772,298	830,928	941,370	1,772,169	830,799	941,370	
浄化槽設置整備事業		木更津市	360	基	H28	R5			268,320	168,420	99,900	268,320	168,420	99,900	
		君津市	140	基	R2	R5			177,364	72,194	105,170	177,364	72,194	105,170	
		富津市	150	基	R1	R5			45,000	45,000	未定	45,000	45,000	未定	
		袖ヶ浦市	178	基	H29	R5			62,454	62,454	未定	62,325	62,325	未定	
		館山市	210	基	H29	R5			43,200	25,200	18,000	43,200	25,200	18,000	
		鴨川市	370	基	H29	R5			204,600	122,100	82,500	204,600	122,100	82,500	
		南房総市	570	基	H29	R5			953,360	324,760	628,600	953,360	324,760	628,600	
		鋸南町	45	基	H29	R5			18,000	10,800	7,200	18,000	10,800	7,200	

(参考表 つづき)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間			総事業費(千円)			交付対象事業費(千円)			備考
			単位	開始	終了		第1次計画 H28~R5	第2次計画 R6~R10		第1次計画 H28~R5	第2次計画 R6~R10			
○ 施設整備に関する計画支援に関する事業								1,134,847	1,112,847	22,000	417,113	395,113	22,000	
君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る事業者選定アドバイザー業務	31	木更津市、君津市、富津市、鴨川市、南房総市、館山市		R1	R1		35,420	35,420	0	35,420	35,420	0		
君津地域4市及び安房地域2市1町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価事業				R2	R4		874,527	874,527	0	156,793	156,793	0		
館山市清掃センター基幹的設備改良に係る発注準備・入札支援事業	32	館山市		R2	R2		11,000	11,000	0	11,000	11,000	0		
南房総市マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備に係る測量及び地質調査事業	33	南房総市		R4	R4		5,461	5,461	0	5,461	5,461	0		
南房総市マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備に係る生活環境影響調査事業			R4	R5		11,000	11,000	0	11,000	11,000	0			
南房総市マテリアルリサイクル推進施設(ストックヤード)整備に係る計画支援事業			R4	R5		25,080	16,280	8,800	25,080	16,280	8,800	全体事業 R4~R6		
南房総市廃棄物運搬中継施設整備に係る測量及び地質調査事業	34	南房総市		R4	R4		8,190	8,190	0	8,190	8,190	0		
南房総市廃棄物運搬中継施設整備に係る生活環境影響調査事業			R4	R5		16,500	16,500	0	16,500	16,500	0			
南房総市廃棄物運搬中継施設整備に係る計画支援事業			R4	R5		37,621	24,421	13,200	37,621	24,421	13,200	全体事業 R4~R6		
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る測量及び地質調査事業	35	南房総市		H30	R1		15,802	15,802	0	15,802	15,802	0		
南房総市汚泥再生処理センター整備に係る生活環境影響調査事業			H30	R1		16,070	16,070	0	16,070	16,070	0			
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る造成設計事業			H30	R2		24,462	24,462	0	24,462	24,462	0			
南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る計画支援事業			H30	R2		27,371	27,371	0	27,371	27,371	0			
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る測量及び地質調査事業	36	君津市		H30	H30		5,724	5,724	0	5,724	5,724	0		
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る基本計画事業			H30	H30		4,860	4,860	0	4,860	4,860	0			
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る生活環境影響調査事業			H30	H30		2,559	2,559	0	2,559	2,559	0			
君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る事業者選定支援事業			R1	R1		13,200	13,200	0	13,200	13,200	0			
○ 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業							10,000	10,000	0	10,000	10,000	0		
館山市清掃センター基幹的設備改良に係る調査事業	37	館山市		R1	R1		10,000	10,000	0	10,000	10,000	0		
合 計							60,272,841	14,213,888	46,058,953	48,545,789	9,604,881	38,940,908		

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	袖ヶ浦市
(2) 施設名称	袖ヶ浦市ストックヤード
(3) 工期	平成30年度
(4) 施設規模	保有能力 200.00 m ² 敷地面積 2,174 m ²
(5) 処理方式	
(6) 地域計画内の役割	資源の有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	<p>雑紙・新聞紙・ダンボール・布類・草・枝木・不法投棄物</p> <p>①資源物ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 テント式倉庫建築物 20m×10m×6.9m ・ストック対象物 雑誌 18.00m² 10日間分 新聞紙 27.00m² 7日間分 ダンボール 33.00m² 7日間分 布類 9.00m² 7日間分 <p>②草・枝木ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 コンクリート平場 84m² ・ストック対象物 草・枝木 <p>③不法投棄物ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 コンクリート平場 84m² ・ストック対象物 不法投棄物（タイヤ、家電リサイクル品、バッテリー等）
-------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラッグの利用計画	
----------------	--

(11) 総事業計画額	41,872 千円 (全体: 41,872 千円) うち、交付対象事業費 36,460 千円 (全体: 36,460 千円)
-------------	--

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	館山市
(2) 施設名称	(仮称) 館山市清掃センター粗大ごみ処理施設
(3) 工期	令和4年度
(4) 施設規模	処理能力3 t/日
(5) 処理方式	選別・圧縮
(6) 地域計画内の役割 ※1	地域内老朽化施設の代替施設 資源の有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラッグの利用計画	
----------------	--

(11) 総事業計画額	50,131 千円 (全体: 50,131 千円) うち、交付対象事業費 50,131 千円 (全体: 50,131 千円)
-------------	--

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	鴨川市
(2) 施設名称	クリーンステーション鴨川（中継施設）ストックヤード
(3) 工期	令和3年度
(4) 施設規模	保有能力 282 m ² 敷地面積（建築面積）538.80 m ²
(5) 処理方式	ストックヤード
(6) 地域計画内の役割 ※1	鴨川市一般廃棄物中継施設整備に伴い、ストックヤードを整備し、ストック対象物の適正保管並びに資源物等の有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	<p>○ストック対象物 ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、雑がみ、古着、空ビン、空カン、ペットボトル、小型家電、トレイ・発泡スチロール、乾電池、金物類、有害ごみ（蛍光灯等）、ペットボトルキャップ</p> <p>①資源物ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 鉄筋コンクリート構造建築物 262.6 m² ・ストック対象物 ダンボール（47.8 m²）、新聞紙（17.1 m²）、雑誌（20.1 m²）、古着（13.6 m²）、空カン（37.3 m²）、ペットボトル（34.0 m²）、小型家電（29.6 m²）、トレイ・発泡スチロール（21.3 m²）、雑がみ（12.1 m²）、空ビン・紙パック・乾電池（10.3 m²）、ペットボトルキャップ（19.4 m²） <p>②不燃物ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 鉄筋コンクリート構造建築物 18.9 m² ・ストック対象物 金物類（14.0 m²）、有害ごみ（蛍光灯等）（4.9 m²）
-------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別収集・処理方法 ・ 建築物の構造 ② 小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設規模 ・ スtock対象物 ③ 簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理方法 ・ 処理能力 ・ 設置場所 ④ 電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入台数（積載量） ・ 運行計画
----------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラガの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額	138,939 千円（全体：138,939 千円） うち、交付対象事業費 138,939 千円（全体：138,939 千円）
-------------	--

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	南房総市
(2) 施設名称	(仮称) 南房総市資源ごみストックヤード
(3) 工期	令和6年度～令和8年度
(4) 施設規模	保有能力 200 m ² 敷地面積（建築面積）1,000 m ²
(5) 処理方式	
(6) 地域計画内の役割 ※1	南房総市一般廃棄物中継施設整備に伴い、ストックヤードを整備し、ストック対象物の適正保管並びに資源物等の有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	○ストック対象物 ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、雑がみ、古着、空ビン、空カン、ペットボトル、小型家電、トレイ・発泡スチロール、乾電池、金物類、有害ごみ（蛍光灯等）、ペットボトルキャップ
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラッグの利用計画	
----------------	--

(11) 総事業計画額	0 千円（全体：297,000 千円） うち、交付対象事業費 0 千円（全体：297,000 千円）
-------------	--

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町
(2) 施設名称	第2期君津地域広域廃棄物処理施設
(3) 工期	令和4年度～令和5年度（全体：令和4年度～令和8年度）
(4) 施設規模	処理能力 486 t/日（162t/日×3炉）
(5) 形式及び処理方式	シャフト炉式ガス化溶融
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 %） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 %） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	地域内老朽化施設の代替施設、処理の集約、エネルギーの高効率回収及び有効利用の促進
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	240,690 千円（全体：43,576,273 千円） うち、交付対象事業費 8,886 千円（全体：36,226,424 千円）
-------------	--

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	館山市
(2) 施設名称	館山市清掃センター
(3) 工期	令和3年度～令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 100t/日（50t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（熱回収率 %） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	ごみ焼却施設の延命化
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	3,120,700 千円（全体：3,120,700 千円） うち、交付対象事業費 2,314,000 千円（全体：2,314,000 千円）
-------------	--

施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	鴨川市
(2) 施設名称	クリーンステーション鴨川（中継施設）
(3) 工期	令和2年度～令和4年度
(4) 施設規模	42t/日
(5) 処理方式	選別・圧縮・資源化
(6) 地域計画内の役割 ※1	既存焼却施設の老朽化に伴い、中継施設（サテライトセンター）を整備し、資源化の推進及び将来におけるごみ処理の広域化、施設の集約化を図る。
(7) 広域化・集約化内容	本施設は本市から排出される、燃やせるごみを受入れ、コンパクトにより、大型コンテナに積替え、所定の処理施設へ搬送するものである。
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

(9) 総事業計画額	1,656,539 千円（全体：1,656,539 千円） うち、交付対象事業費 1,309,547 千円（全体：1,309,547 千円）
------------	--

施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	南房総市
(2) 施設名称	(仮称) 南房総市可燃ごみ中継施設
(3) 工期	令和6年度～令和8年度
(4) 施設規模	59t/日
(5) 形式及び処理方式	ごみ種別 (可燃) 圧縮
(6) 地域計画内の役割 ※1	既存焼却施設の老朽化に伴い、廃棄物運搬中継施設を整備し、資源化の推進及び将来におけるごみ処理の広域化、施設の集約化を図る。
(7) 広域化・集約化内容	本施設は本市及び鋸南町から排出される、燃やせるごみを受入れ、コンパクトにより、大型コンテナに積替え、第2期君津地域広域廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）へ搬送する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(9) 総事業計画額	0 千円 (全体：1,463,000 千円) うち、交付対象事業費 0 千円 (全体：1,463,000 千円)

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	南房総市
(2) 施設名称	(仮称) 南房総市汚泥再生処理センター
(3) 工期	令和3年度～令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 67kl/日
(5) 形式及び処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式
(6) 地域計画内の役割	南房総市と鋸南地区環境衛生組合にある老朽化した2施設を統合し、効率性を図ると共にCO2発生抑制のために汚泥再生処理センターとして整備する。なお、鋸南町のし尿及び浄化槽汚泥は受託処理とする。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	ごみ処理施設で助燃剤として利用

「コミュニティプラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口： 人 面積： km ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額	3,397,742 千円 (全体：3,397,742 千円) うち、交付対象事業費 2,353,721 千円 (全体：2,353,721 千円)
-------------	--

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	君津市
(2) 施設名称	君津市衛生センター
(3) 工期	令和2年度～令和4年度
(4) 施設規模	処理能力 60kl/日
(5) 形式及び処理方式	生物学的脱窒素処理方式
(6) 地域計画内の役割	地域内で発生するし尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥及び鳥獣被害防止対策施設汚泥の資源化（助燃剤化）を行う。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	脱水汚泥の含水率を70%以下とし、ごみ焼却施設で助燃剤として可燃ごみと混焼することにより資源の有効活用を図る。

「コミュニティプラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口： 人 面積： km ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額	3,613,500千円（全体：3,613,500千円） うち、交付対象事業費 2,157,285千円（全体：2,157,285千円）
-------------	--

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	木更津市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、新規設置、単独浄化槽または汲み取り式便槽から合併処理浄化槽に転換設置する設置者に対して設置補助を行い、高度合併処理浄化槽の設置促進を図る。
(4) 事業期間	平成28年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)アの(ウ)に該当
(6) 事業計画額	交付対象事業費 168,420千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1,864人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	328基 (1,640人分)	153,449	153,449	153,449
6～7人槽	32基 (224人分)	18,915	14,971	14,971
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	360基 (1,864人分) ※基数の合計には、宅内配管費、改築費を除く。	172,364	168,420	168,420

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	君津市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、新規設置、単独浄化槽または汲み取り式便槽から合併処理浄化槽に転換設置する設置者に対して設置補助を行い、高度合併処理浄化槽の設置促進を図る。
(4) 事業期間	令和2年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)アの(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)に該当する地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 72,194 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (390人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	124基 (272人分)	51,780	51,780	51,780
6～7人槽	8基 (54人分)	3,213	3,213	3,213
8～10人槽	8基 (64人分)	4,059	4,059	4,059
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	77基	9,700	8,000	8,000
撤去費	77基	6,162	5,142	5,142
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	140基 (390人分) ※基数の合計には、宅内配管費、改築費を除く。	74,914	72,194	72,194

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	富津市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、新規設置、単独浄化槽または汲み取り式便槽から合併処理浄化槽に転換設置する設置者に対して設置補助を行い、高度合併処理浄化槽の設置促進を図る。
(4) 事業期間	令和元年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3 (1) アの (エ)、(カ) に基づく地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 45,000 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (790人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	130基 (650人分)	57,720	39,000	39,000
6～7人槽	20基 (140人分)	9,720	6,000	6,000
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	150基 (790人分) ※基数の合計には、宅内配管費、改築費を除く。	67,440	45,000	45,000

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	袖ヶ浦市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置するものに対し、工事費の一部を補助する。
(4) 事業期間	平成29年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)アの(イ)、(ウ)、(エ)及び第3(1)イの(イ)に基づく地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 62,325 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (701人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	147基 (455人分)	65,442	49,968	49,872
6～7人槽	31基 (246人分)	15,438	12,366	12,366
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	8基	87	120	87
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	178基 (701人分) ※基数の合計には、宅内配管費、改築費を除く。	80,967	62,454	62,325

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	館山市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽または汲み取り式便槽から合併処理浄化槽に転換設置する設置者に対して設置補助を行い、合併処理浄化槽の設置促進を図る。
(4) 事業期間	平成29年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)アの(ウ)に該当
(6) 事業計画額	交付対象事業費 25,200千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (443人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	182基 (383人分)	80,808	21,840	21,840
6～7人槽	14基 (30人分)	6,804	1,680	1,680
8～10人槽	14基 (30人分)	8,064	1,680	1,680
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	210基 (443人分) ※基数の合計には、宅内配管費、改築費を除く。	95,676	25,200	25,200

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	鴨川市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽または汲み取り式便槽から合併処理浄化槽に転換設置する設置者に対して設置補助を行い、合併処理浄化槽の設置促進を図る。
(4) 事業期間	平成29年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)アの(ウ)に該当
(6) 事業計画額	交付対象事業費 122,100千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1,168人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	325基(975人分)	107,900	107,250	107,250
6～7人槽	32基(128人分)	13,248	10,560	10,560
8～10人槽	13基(65人分)	7,124	4,290	4,290
11～20人槽	基(人分)			
21～30人槽	基(人分)			
31～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	370基(1,168人分) ※基数の合計には、宅内配管費、改築費を除く。	128,272	122,100	122,100

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	南房総市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽または汲み取り式便槽から合併処理浄化槽に転換設置する設置者に対して設置補助を行い、合併処理浄化槽及び高度合併処理浄化槽の設置促進を図る。
(4) 事業期間	平成29年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)アの(ウ)に該当
(6) 事業計画額	交付対象事業費 324,760 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 251,440 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1,492人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	448基 (1,034人分)	150,752	146,592	146,592
6～7人槽	76基 (246人分)	31,896	25,944	25,944
8～10人槽	46基 (212人分)	25,376	19,624	19,624
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	340基	102,000	102,000	102,000
撤去費	340基	30,600	30,600	30,600
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	570基 (1,492人分) ※基数の合計には、宅内配管費、改築費を除く。	340,624	324,760	324,760

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	鋸南町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、新規設置、単独浄化槽または汲み取り式便槽から合併処理浄化槽に転換設置する設置者に対して設置補助を行い、高度合併処理浄化槽の設置促進を図る。
(4) 事業期間	平成29年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)アの(ウ)に該当
(6) 事業計画額	交付対象事業費 10,800 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (225人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	45基 (225人分)	19,980	10,800	10,800
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費		基		
撤去費		基		
雨水貯留槽等再利用		基		
改築費(災害)		基		
改築費(長寿命化)		基		
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	45基 (225人分) ※基数の合計には、宅内配管費、改築費を除く。	19,980	10,800	10,800

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町	
(2) 事業目的	第 2 期期君津地域広域廃棄物処理施設整備のため	
(3) 事業名称	君津地域 4 市及び安房地域 2 市 1 町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1）に係る事業者選定アドバイザー業務	君津地域 4 市及び安房地域 2 市 1 町エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号 1）に係る環境影響評価事業
(4) 事業期間	令和元年度	令和 2 年度～令和 4 年度
(5) 事業概要	発注仕様書作成 アドバイザー業務	環境影響評価方法書 環境影響調査 環境影響評価準備書 環境影響評価書 手続き、資料作成等
(6) 総事業計画額	35,420千円(全体：35,420千円) うち、交付対象事業費 35,420千円(全体：35,420千円)	874,527千円(全体：874,527千円) うち、交付対象事業費 156,793千円(全体：156,793千円)

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	館山市	
(2) 事業目的	館山市清掃センター施設整備のため	
(3) 事業名称	館山市清掃センター基幹的設備改良（事業番号2）に係る調査事業	館山市清掃センター基幹的設備改良（事業番号2）に係る発注準備・入札支援事業
(4) 事業期間	令和元年度	令和2年度
(5) 事業概要	長寿命化総合計画策定	発注仕様書作成 基幹的設備改良工事実施設計
(6) 総事業計画額	10,000千円(全体：10,000千円) うち、交付対象事業費 10,000千円(全体：10,000千円)	11,000千円(全体：11,000千円) うち、交付対象事業費 11,000千円(全体：11,000千円)

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	南房総市		
(2) 事業目的	(仮称) 南房総市資源ごみストックヤード整備のため		
(3) 事業名称	南房総市マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）整備（事業番号6）に係る測量及び地質調査事業	南房総市マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）整備（事業番号6）に係る生活環境影響調査事業	南房総市マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）整備（事業番号6）に係る計画支援事業
(4) 事業期間	令和4年度	令和4年度～ 令和5年度	令和4年度～ 令和6年度
(5) 事業概要	計画地測量調査 計画地地質調査	生活環境影響調査	施設基本設計 発注仕様書作成 発注支援業務

(6) 総事業計画額	5,461千円 (全体：5,461千円) うち、交付対象事業費 5,461千円 (全体：5,461千円)	11,000千円 (全体：11,000千円) うち、交付対象事業費 11,000千円 (全体：11,000千円)	16,280千円 (全体：25,080千円) うち、交付対象事業費 16,280千円 (全体：25,080千円)
------------	--	--	--

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	南房総市		
(2) 事業目的	(仮称) 南房総市廃棄物運搬中継施設整備のため		
(3) 事業名称	南房総市廃棄物運搬中継施設整備(事業番号8)に係る測量及び地質調査事業	南房総市廃棄物運搬中継施設整備(事業番号8)に係る生活環境影響調査事業	南房総市廃棄物運搬中継施設整備(事業番号8)に係る計画支援事業
(4) 事業期間	令和4年度	令和4年度～ 令和5年度	令和4年度～ 令和6年度
(5) 事業概要	計画地測量調査 計画地地質調査	生活環境影響調査	施設基本設計 発注仕様書作成 発注支援業務

(6) 総事業計画額	8,190千円 (全体:8,190千円) うち、交付対象事業費 8,190千円 (全体:8,190千円)	16,500千円 (全体:16,500千円) うち、交付対象事業費 16,500千円 (全体:16,500千円)	24,421千円 (全体:37,621千円) うち、交付対象事業費 24,421千円 (全体:37,621千円)
------------	--	--	--

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	南房総市			
(2) 事業目的	(仮称) 南房総市汚泥再生処理センター施設整備のため			
(3) 事業名称	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号9)に係る測量及び地質調査事業	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号9)に係る生活環境影響調査事業	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号9)に係る造成設計事業	南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備(事業番号9)に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成30年度～令和元年度	平成30年度～令和元年度	平成30年度～令和2年度	平成30年度～令和2年度
(5) 事業概要	計画地測量調査 計画地地質調査	生活環境影響調査	敷地造成設計	施設基本計画 施設基本設計 発注仕様書作成 発注支援業務
(6) 総事業計画額	15,802千円 (全体:15,802千円) うち、交付対象事業費 15,802千円 (全体:15,802千円)	16,070千円 (全体:16,070千円) うち、交付対象事業費 16,070千円 (全体:16,070千円)	24,462千円 (全体:24,462千円) うち、交付対象事業費 24,462千円 (全体:24,462千円)	27,371千円 (全体:27,371千円) うち、交付対象事業費 27,371千円 (全体:27,371千円)

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	君津市			
(2) 事業目的	君津市衛生センター施設整備のため			
(3) 事業名称	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備（事業番号10）に係る測量及び地質調査事業	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備（事業番号10）に係る基本計画事業	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備（事業番号10）に係る生活環境影響調査事業	君津市有機性廃棄物リサイクル推進施設整備（事業番号10）に係る事業者選定支援事業
(4) 事業期間	平成30年度	平成30年度	平成30年度	令和元年度
(5) 事業概要	測量、地質調査	基本計画	生活環境影響調査	発注仕様書作成 事業者選定支援
(6) 総事業計画額	5,724 千円 (全体：5,724千円) うち、交付対象事業費 5,724 千円 (全体：5,724 千円)	4,860 千円 (全体：4,860千円) うち、交付対象事業費 4,860 千円 (全体：4,860 千円)	2,559 千円 (全体：2,559千円) うち、交付対象事業費 2,559 千円 (全体：2,559 千円)	13,200 千円 (全体：13,200千円) うち、交付対象事業費 13,200 千円 (全体：13,200 千円)

地域の危険度マップ

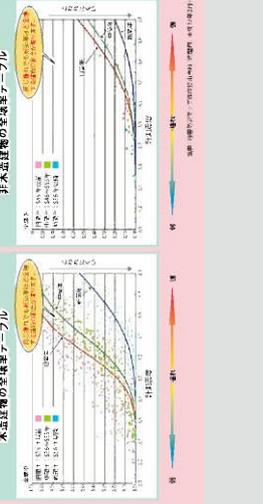
地域の危険度マップは、地震の揺れによる建物被害発生危険度の分布を示したもので、表部の「揺れやすさマップ」の揺れによって建物が震動すると予想される割合を「危険度」として表示したものである。危険度が高くなる地域や、町丁・大字内に古い住宅が多い地域などは、建物被害危険度の対象となる建物がないところで、分布は平均化の地図図から把握しました。



エリア図

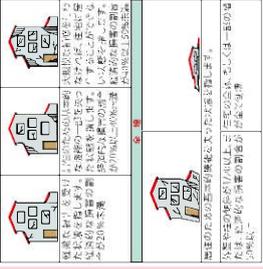
有効な耐震改修

昭和56年以降に建設された新築の建物は、強い揺れに耐いても旧築年・中築年の古い建物に比べて、壊れにくくなっています。また、旧築年・中築年の建物が耐震化されると、新築年と同様の耐震性を持つようになります。大震な揺れでも壊れにくくなり、地震時の建物被害による被害を減らすために有効な手段とされています。



全壊とは

「全壊」とは、当該建物及びその附属物の使用目的に適合しない状態の建物である。また、当該建物の使用目的に適合しない状態の建物である。また、当該建物の使用目的に適合しない状態の建物である。



家具や家電製品の地震対策も忘れずに

住居の被害を減らすには、家具や家電製品の地震対策も忘れずに実施する必要があります。家具や家電製品の地震対策は、家具や家電製品の地震対策です。



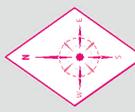
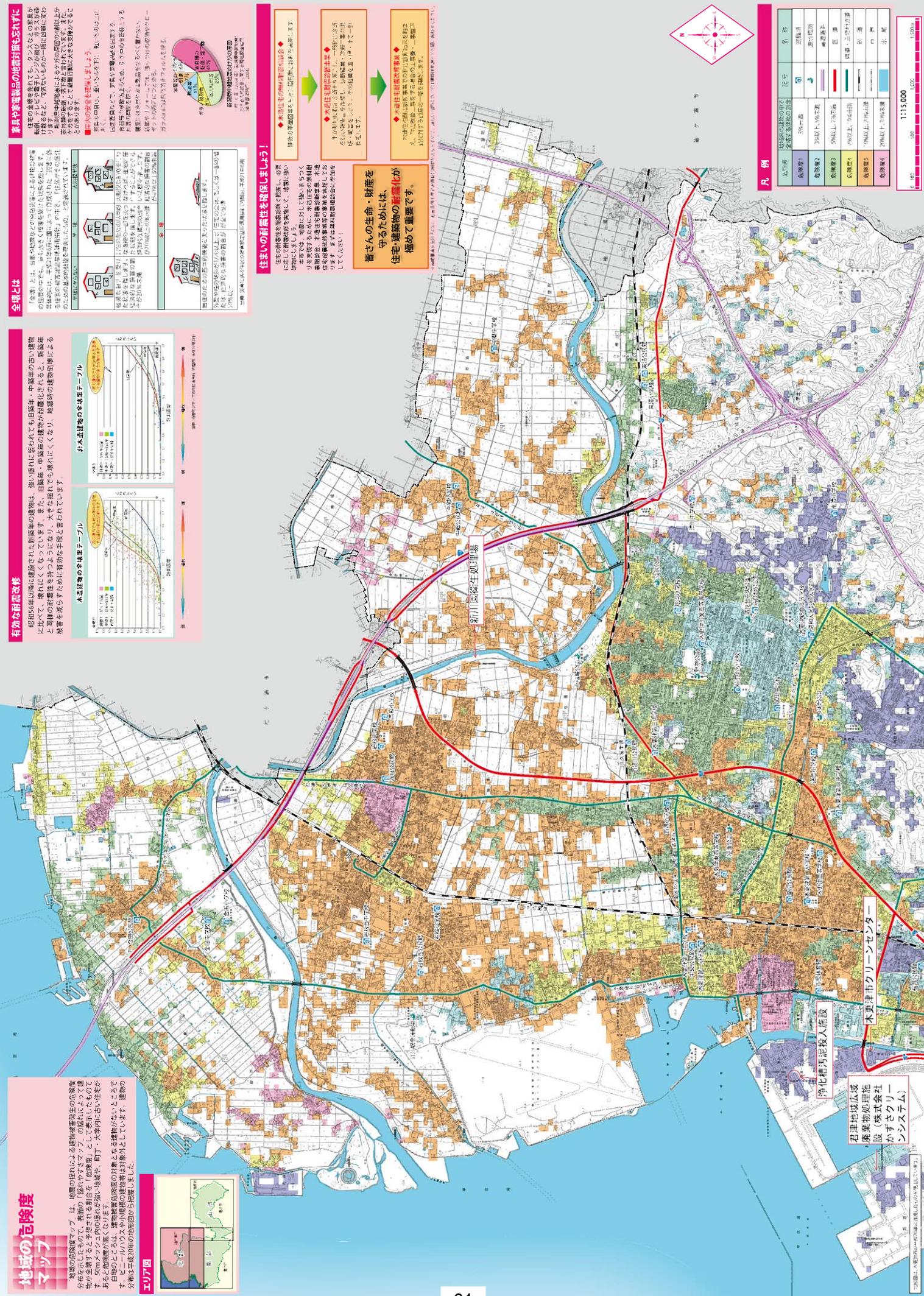
住まいの耐震性を確保しましょう！

住居の耐震性を確保することは、人命の確保に不可欠です。耐震性を確保するためには、耐震性を確保する必要があります。耐震性を確保するためには、耐震性を確保する必要があります。

- ◆木造住宅の耐震性向上の取組
 - 特約の耐震工法が、地震時に、揺れを吸収します。
- ◆木造住宅の耐震性向上の取組
 - 耐震工法が、地震時に、揺れを吸収します。
- ◆木造住宅の耐震性向上の取組
 - 耐震工法が、地震時に、揺れを吸収します。

皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。耐震化は、皆さんの生命・財産を守るための重要な手段です。



凡例

名称	色	説明
水防圏	水色	水防圏
危険度1	赤	危険度1
危険度2	赤	危険度2
危険度3	赤	危険度3
危険度4	赤	危険度4
危険度5	赤	危険度5
危険度6	赤	危険度6



木更津市津波ハザードマップ

この津波ハザードマップは、想定結果を基に最大の津水の深さと範囲を示していますが、実際の状況とは異なる可能性があります。

保存版

津波浸水予測区域の凡例

浸水深度	2.0m以上
	0.8m-2.0m未満
	0.5m-0.8m未満
	0.5m未満

施設の種類

- 避難所
- 津波避難ビル
- 中学校
- 小学校
- 公民館
- 公園

道路の種類

- 国道
- 主要地方道・県道
- 高速道路
- 鉄道
- 海岸表示 [m]



第一波到達時間とは
 地震発生から津波により浸水が20m以上するまでの時間を表しています。

浄化槽汚泥投入施設

木更津市クリーンセンター

君津地域広域廃棄物処理施設
 (株式会社かずさクリーンシステム)

新川園衛生処理場

満潮時の海面からの最大津波水位

ここに示す最大津波水位は、満潮時の海面を基準とした最大津波水位を示しています。

この図の「満潮時の海面」は、標準的な満潮を示しています。



君津市地震ハザードマップ (小糸・清和地区)

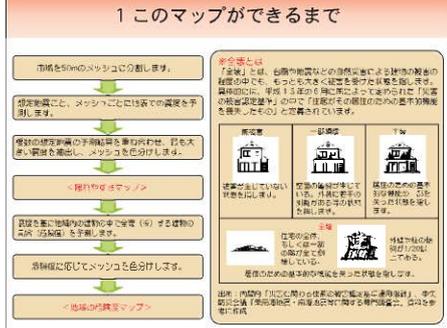
近年全国各地で、規模の大きな地震災害が多発しています。大地震から生命、財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

君津市では、市周辺で発生する恐れがある地震を想定し、震度を示した「揺れやすさマップ」と、建築物を相対的に示した「地域の危険度マップ」を作成し、地震対策に関する情報を記載した「君津市 地震ハザードマップ」を作成しました。

このマップから揺れやすさや危険度を把握し、ご家族の皆さんや地域の皆さんとともに、お住まいや職場等での地震対策を推進してください。

平成20年3月 君津市

※ 避難場所の見直しによる一部修正を行いました。(平成24年8月)



4 建物の耐震化が重要!

●木造住宅の耐震診断
木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるといわれています。

- 耐震診断基準(昭和56年施行)に基づき診断されています。
- 柱の太さや耐力が不足している場合があります。
- 柱の配置、筋交い、割増しなどが不足している場合があります。

作成した耐震診断の専門家に依頼してください。耐震診断を受けることで、耐震性を高めることができます。

●マンションの耐震診断
耐震診断を受けることで、マンションの耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を行うことができます。

●住宅の耐震診断や耐震化を行うには
国土地理院の建築物の耐震性データベース(※)を参照し、建築物の耐震性を算出します。

5 家具の転倒・落下防止が重要!

家具の転倒・落下防止は地震時の被害を軽減するために重要です。家具の転倒・落下防止は、地震発生時に家具が倒壊し、人や物を傷つける原因となります。

●家具の転倒・落下防止の対策
家具の転倒・落下防止の対策として、家具の転倒・落下防止器具の取付や、家具の転倒・落下防止の対策を行うことが重要です。

●家具の転倒・落下防止の対策
家具の転倒・落下防止の対策として、家具の転倒・落下防止器具の取付や、家具の転倒・落下防止の対策を行うことが重要です。

2 地震はなぜ起こるのか

●海溝型地震と内陸型(内陸部)地震
海溝型地震は、太平洋プレートが北米プレートに沈みこむことで発生します。内陸型(内陸部)地震は、太平洋プレートが北米プレートに沈みこむことで発生します。

●活断層型地震
活断層型地震は、地殻の断層がずれ動くことで発生します。活断層型地震は、地殻の断層がずれ動くことで発生します。

●直下型(内陸部)地震
直下型(内陸部)地震は、地殻の断層がずれ動くことで発生します。直下型(内陸部)地震は、地殻の断層がずれ動くことで発生します。

●震度
震度は、地震の揺れの強さを表す指標です。震度は、地震の揺れの強さを表す指標です。

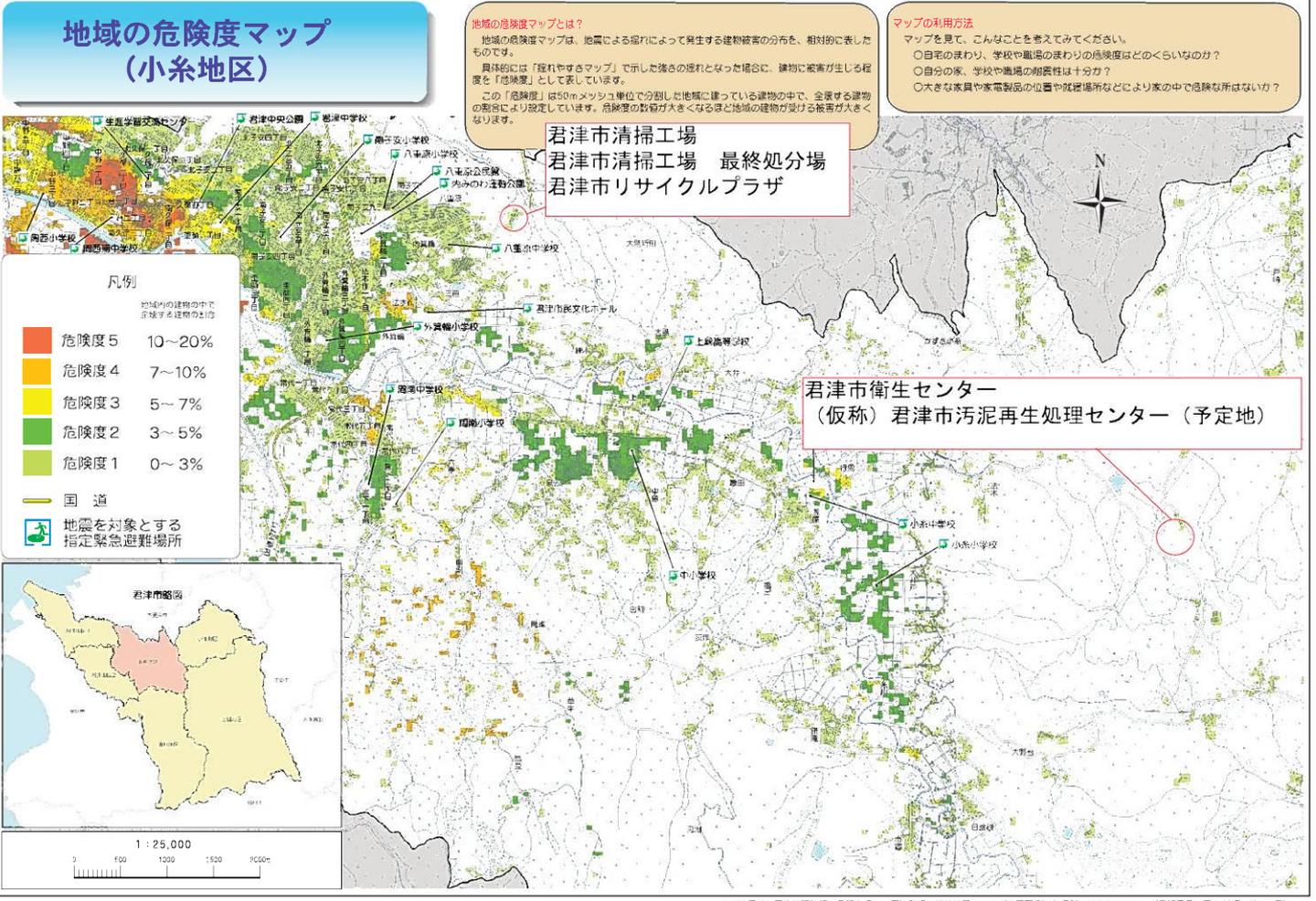
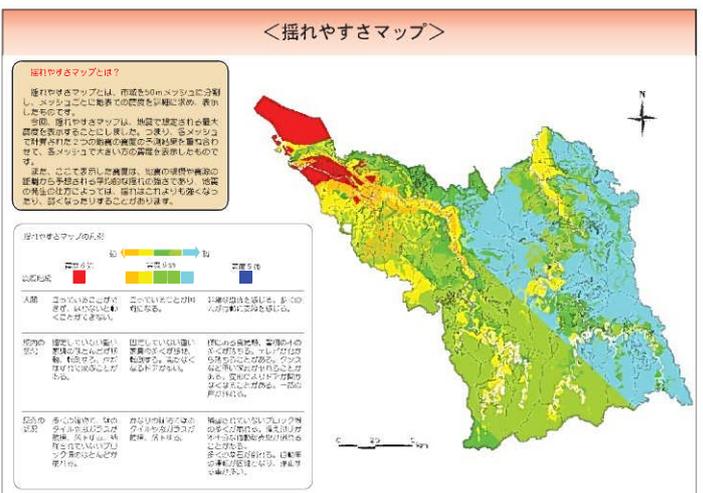
●マグニチュード(M)
マグニチュード(M)は、地震のエネルギーの大きさを表す指標です。マグニチュード(M)は、地震のエネルギーの大きさを表す指標です。

3 想定される地震

●想定される地震
君津市に大きな影響を及ぼすと考えられる地震として次の地震を想定しました。

- 元寇地震(マグニチュード8.2)の再来
- 全国どこでも起こりうる直下型地震(マグニチュード6.9)

これら2つの地震を想定し、君津市に及ぼす影響を想定しました。これら2つの地震を想定し、君津市に及ぼす影響を想定しました。



三島ダム ハザードマップ その2

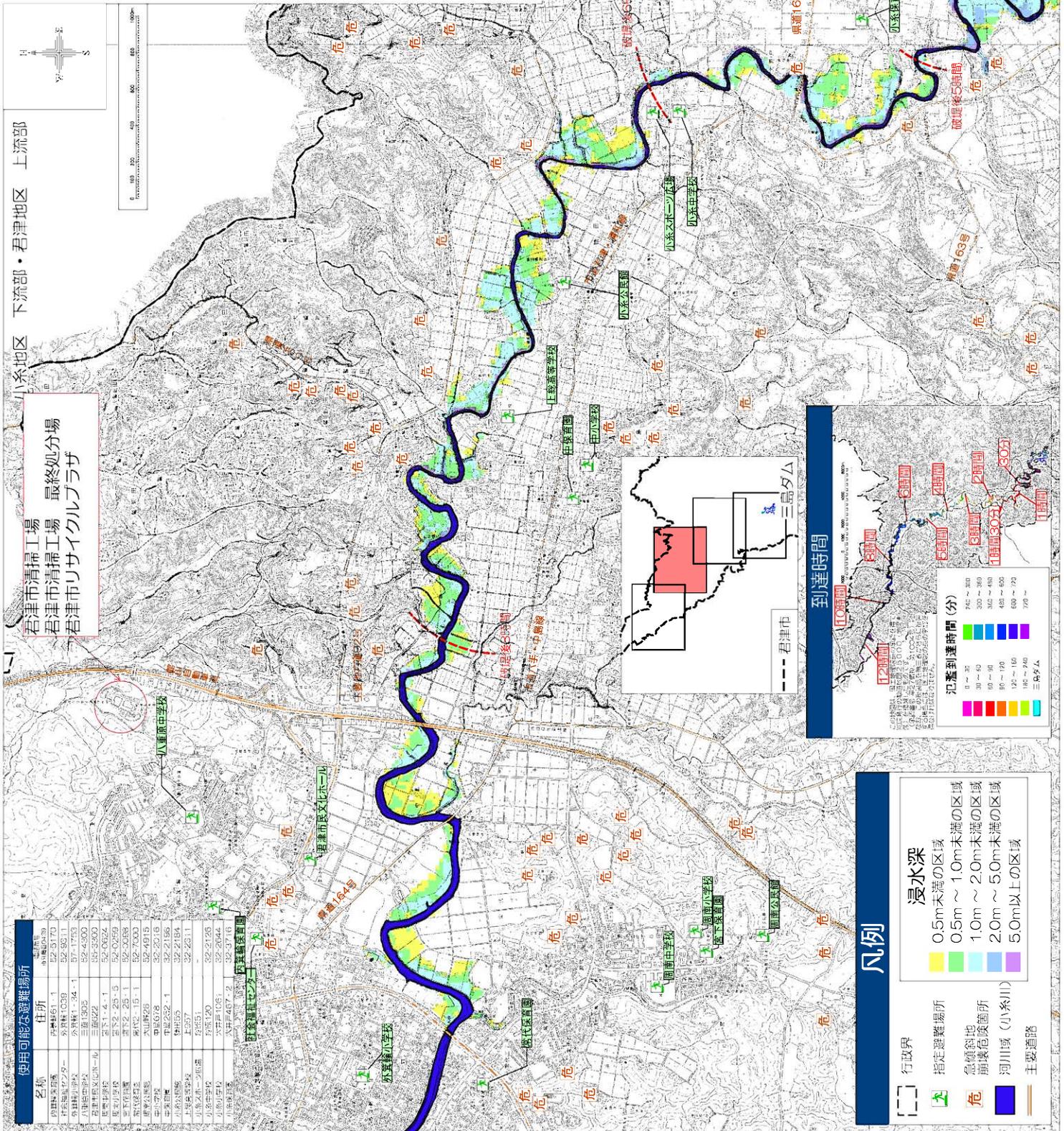


小糸地区 下流部・君津地区

小糸地区 下流部・君津地区 上流部

君津市清掃工場 最終処分場
君津市リサイクルプラザ

名称	住所	避難場所
西津田公民館	西津田1-1	52-3170
西津田公民館	西津田1-2	52-3170
西津田公民館	西津田1-3	52-3170
西津田公民館	西津田1-4	52-3170
西津田公民館	西津田1-5	52-3170
西津田公民館	西津田1-6	52-3170
西津田公民館	西津田1-7	52-3170
西津田公民館	西津田1-8	52-3170
西津田公民館	西津田1-9	52-3170
西津田公民館	西津田1-10	52-3170
西津田公民館	西津田1-11	52-3170
西津田公民館	西津田1-12	52-3170
西津田公民館	西津田1-13	52-3170
西津田公民館	西津田1-14	52-3170
西津田公民館	西津田1-15	52-3170
西津田公民館	西津田1-16	52-3170
西津田公民館	西津田1-17	52-3170
西津田公民館	西津田1-18	52-3170
西津田公民館	西津田1-19	52-3170
西津田公民館	西津田1-20	52-3170
西津田公民館	西津田1-21	52-3170
西津田公民館	西津田1-22	52-3170
西津田公民館	西津田1-23	52-3170
西津田公民館	西津田1-24	52-3170
西津田公民館	西津田1-25	52-3170
西津田公民館	西津田1-26	52-3170
西津田公民館	西津田1-27	52-3170
西津田公民館	西津田1-28	52-3170
西津田公民館	西津田1-29	52-3170
西津田公民館	西津田1-30	52-3170
西津田公民館	西津田1-31	52-3170
西津田公民館	西津田1-32	52-3170
西津田公民館	西津田1-33	52-3170
西津田公民館	西津田1-34	52-3170
西津田公民館	西津田1-35	52-3170
西津田公民館	西津田1-36	52-3170
西津田公民館	西津田1-37	52-3170
西津田公民館	西津田1-38	52-3170
西津田公民館	西津田1-39	52-3170
西津田公民館	西津田1-40	52-3170
西津田公民館	西津田1-41	52-3170
西津田公民館	西津田1-42	52-3170
西津田公民館	西津田1-43	52-3170
西津田公民館	西津田1-44	52-3170
西津田公民館	西津田1-45	52-3170
西津田公民館	西津田1-46	52-3170
西津田公民館	西津田1-47	52-3170
西津田公民館	西津田1-48	52-3170
西津田公民館	西津田1-49	52-3170
西津田公民館	西津田1-50	52-3170



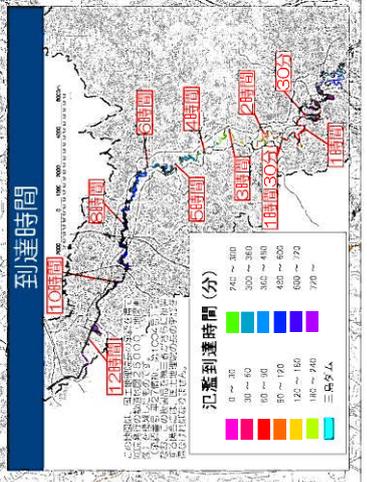
三島ダムについて
三島ダムは、小糸川の上流に位置し、昭和30年に完成した干預型所有のダムです。平成26年度から平成28年度にかけて、工事費で約1億5千万円を要し、当該地区の住民の安全確保を図るため、このマップを作成しています。

三島ダムハザードマップについて
このマップは、三島ダムの貯水池の水位が、万一決壊した場合、下流に流出した場合の浸水範囲を示しています。浸水の深さや到達時間、避難場所等を示しています。水の浸透は、非定常的な浸透であり、浸水の深さや到達時間は、実際の浸水状況とは異なる場合があります。このマップは、避難準備や避難の目安としておくとともに、万一の時には早急の避難を心がけましょう。

ハザードマップの作成条件等
マップに示した浸水範囲は、浸水深度、浸水の到達時間、万一決壊した場合の浸水範囲を示しています。浸水の深さや到達時間、避難場所等を示しています。水の浸透は、非定常的な浸透であり、浸水の深さや到達時間は、実際の浸水状況とは異なる場合があります。このマップは、避難準備や避難の目安としておくとともに、万一の時には早急の避難を心がけましょう。



お問い合わせ先 君津市総合防災課
TEL 0439-661324



凡例

- 行政界
- 指定避難場所
- 急傾斜地
- 崩壊危険箇所
- 河川域(小糸川)
- 主要道路

浸水深

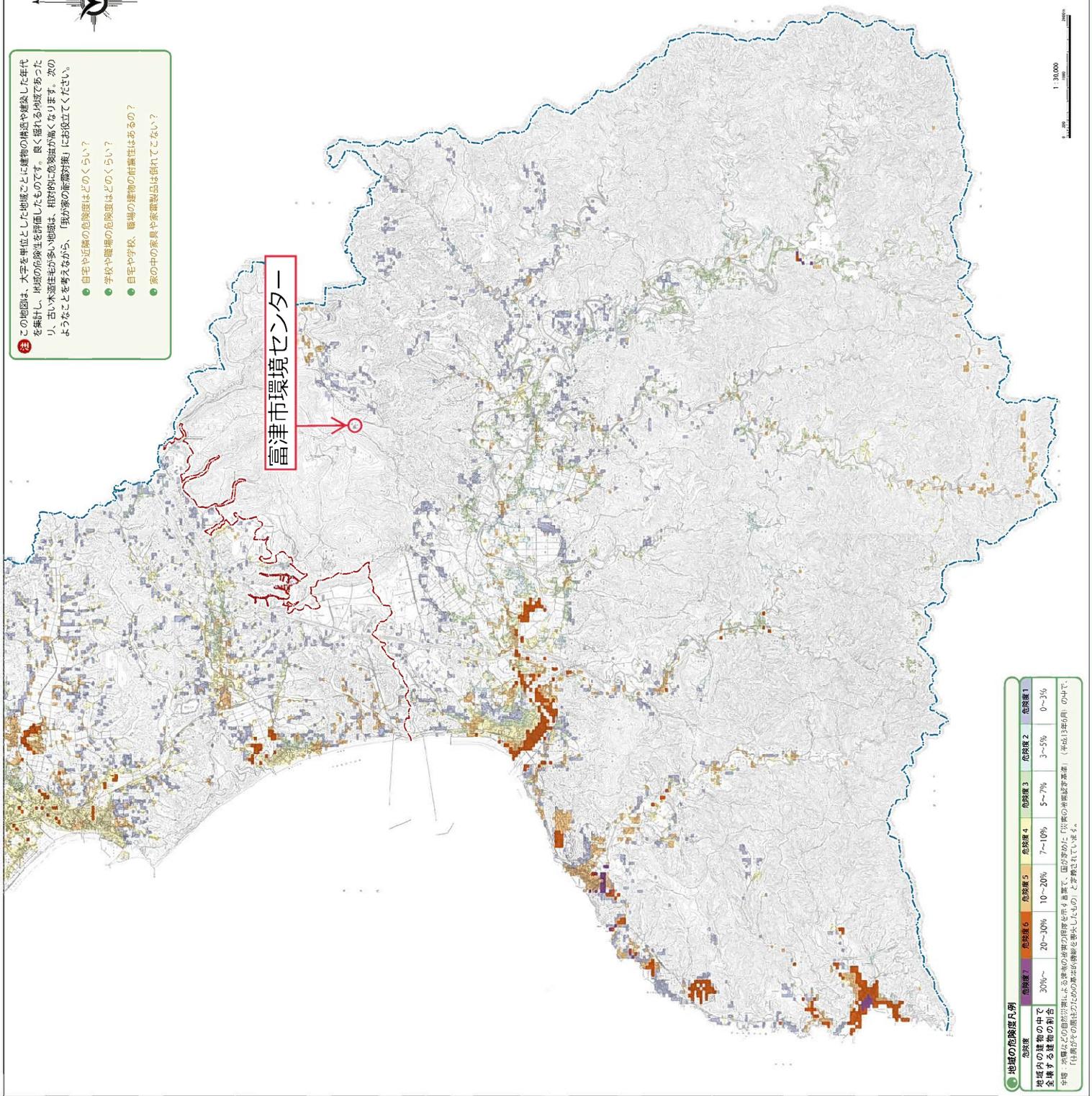
- 0.5m未満の区域
- 0.5m ~ 1.0m未満の区域
- 1.0m ~ 2.0m未満の区域
- 2.0m ~ 5.0m未満の区域
- 5.0m以上の区域



注 この地図は、大字を単位とした地域ごとに建物の構造や建設した年代を統計し、地域の危険度を評価したものです。良く揺れる地域であったり、古い木造住宅が多い地域は、相対的に危険度が高くなります。次のようなことを考えながら、「我が家の耐震対策」にお役立てください。

- 自宅や近隣の危険度はどのくらい？
- 学校や職場、職場の建物の耐震性はあるの？
- 自宅や学校、職場の建物の耐震性はどのくらい？
- 家の中の家具や家電製品は倒れてこない？

富津市環境センター



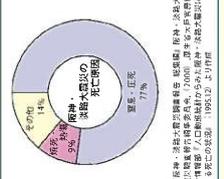
地域の危険度凡例

危険度	危険度1	危険度2	危険度3	危険度4	危険度5	危険度6	危険度7
危険度の割合	0~3%	3~5%	5~7%	7~10%	10~20%	20~30%	30%~
市内の建物のうち全数とする建物の割合	0~3%	3~5%	5~7%	7~10%	10~20%	20~30%	30%~

※注：地震発生時の被害想定は、過去の地震調査結果（平成13年以降）の中で、危険度が最も高い地域による被害の被害想定に基づき算出されています。

地域の危険度マップ（天羽地区）

この地図は、地域の揺れによる建物被害の危険度分布を相対的に示したもので、「揺れやすさマップ」の揺れによって建物が全壊すると予想される割合を「危険度」として表示したものです。



皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

地域の危険度マップで建物被害発生危険度分布を把握

「地域の危険度マップ」は、大字ごとに分布する建物の建設年代や構造を統計し、その割合と50mメッシュ単位の揺れやすさをもとに算出される建物の危険度を表示したものです。危険度の割合が大きくなるほど地域の建物が倒壊する危険度が高くなります。

揺れやすさマップ
 <地域の揺れやすさ>
 メッシュごとの揺れやすさ

地域の危険度マップ
 <建築物の危険度>
 メッシュごとの建物が全壊すると予想される割合

建築年代や構造を考慮した建物分布

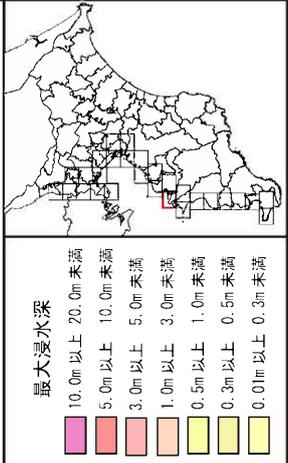
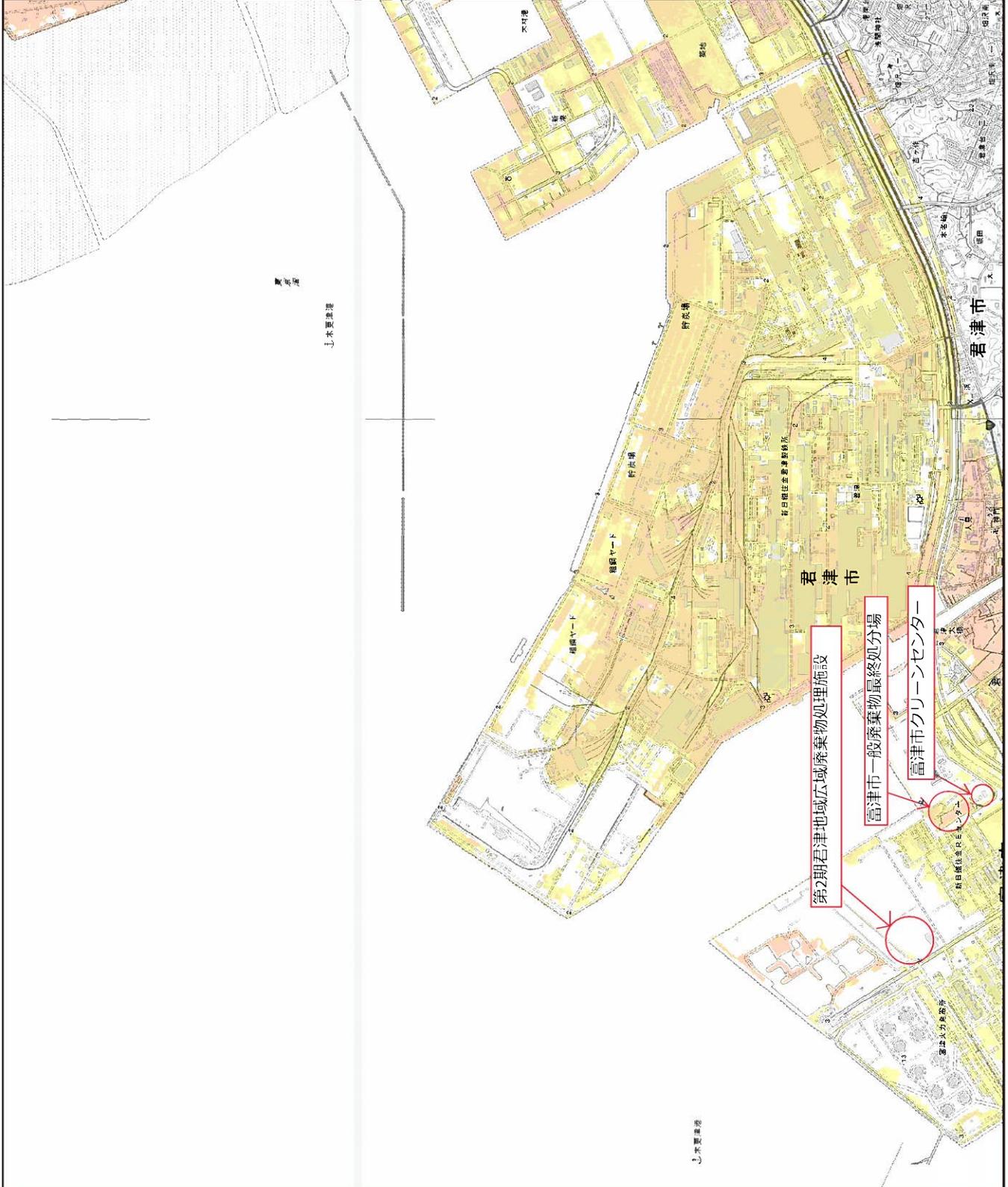
住まいの耐震性を確保しましょう

- **地震による死傷者の多くは、建物の倒壊や家具の転倒による被害です。建物の耐震性を確保することは、地震による死傷者を減らすことにつながります。また、地震後の避難、救助活動にも有効となりますので、建物の耐震診断を行な、診断結果をもとに耐震改修や建て替えを検討しましょう。**
- **木造住宅の耐震診断**
 木造住宅の耐震性は、主に3つの「チェックポイント」があるといわれています。
 - 耐震設計基準（昭和46年施行）に基づき設計されていますか？
 - 耐震設計基準を満たしている場合は、問題ありません。
 - 住宅の構造に大きな欠陥を指摘したことがありますか？
 - 住宅が傾いているのが気になりますか、壁に斜めひび割れが入っている、腐りや大きな変位があるなど、耐震に關する基本的な住宅の性質に問題ありませんか？
 - 耐震性の判断には建築の専門知識が必要となります。
 - 自立した能力がなくても、耐震診断を受けることが可能です。
- **マンションの耐震診断**
 地震によって発生したマンションでは、地震、建て替えを巡って住戸相互の合意形成がスムーズに行かないことがあります。良好な関係を維持するためにも、早期に耐震診断・耐震補強に取り組むことが重要です。

家具や家電製品の地震対策も忘れずに

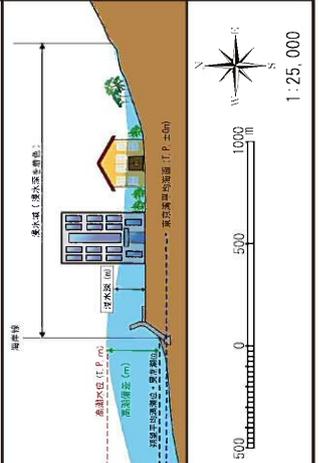
- **室内の安全性を確保しましょう**
 - 耐震器具などで、家具や家電製品を固定する。
 - 食器棚の取付け止めのため、引け戸の取付止めるか滑り止めを置く工夫をする。
 - 浴室には家具や家電製品をなるべく置かない。
 - 前後左右の足元には、滑り止めのマットやクローゼットの設置を検討する。
 - 家具の中心は、重いものを下へ、軽いものを上へ置く。
 - カラスには耐震防止フィルムを貼る。



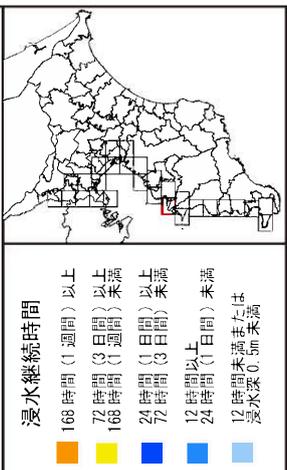
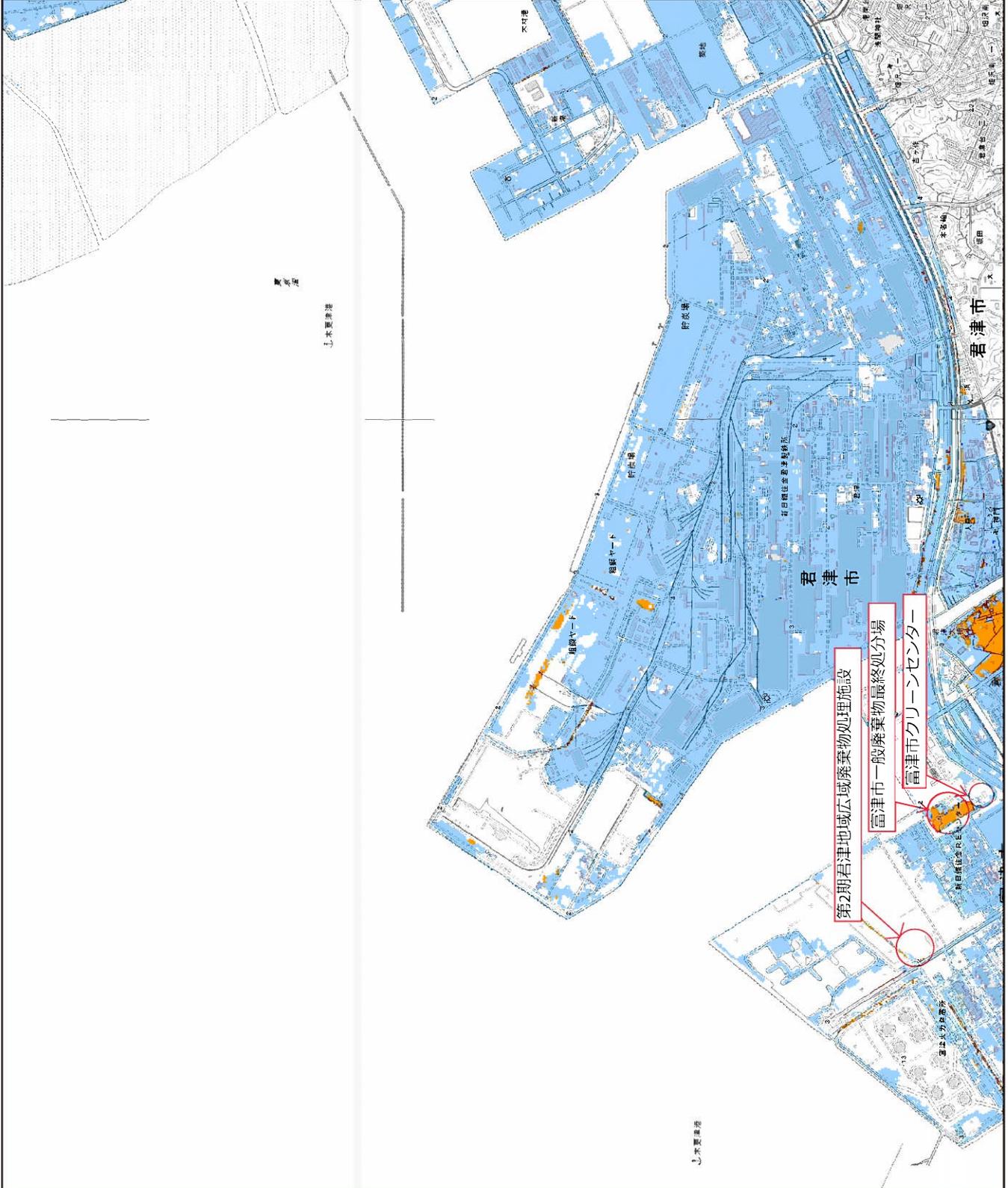


1. 説明文
 (1) この図は、東京湾沿岸〔千葉県区間〕について、水防法の規定により定められた想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 (2) この高潮浸水想定区域図は、平成29年3月時点の「東京湾沿岸〔千葉県区間〕」の海岸保全施設等の整備状況を勘案して、想定最大規模の台風に伴う高潮により沿岸および河川からの氾濫が生じた場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) 想定最大規模の台風は、現在の科学的知見を基に、過去の台風として設定したものであり、これよりも大きな台風が発生する可能性がないというものではありません。
 (4) このシミュレーションの実地にあたっては、シミュレーションの前提となる台風の観測値から今後発生が想定されるルートの中から高潮水位が最大となるルートを選定し、これより他に波浪が大きくなるルートを選定し、風が吹いた場合や、局所的な地形の凹凸や建築物の影響のほか、構造物等に因する計算条件との差異などにより、想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合や、この高潮浸水想定区域外においても浸水が発生する場合があります。
 (5) 高潮浸水想定では、高潮による河川内や湖沼内の水位変化を図化していませんが、高潮の遡上等により、実際に水位が変化することがあります。

2. 基本事項等 千葉県 千葉県 千葉県
 (1) 作成主体 千葉県 千葉県 千葉県
 (2) 作成年月 平成30年11月
 (3) 対象となる沿岸 東京湾沿岸〔千葉県区間〕(美浜区間) 県民館～洲崎
 (4) 前提となる外力 台風規模 中心気圧：910hPa
 最大旋回風速半径：75km
 移動速度：73km/h



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平29情報、第1768号)



1. 説明文

(1) この図は、東京湾沿岸〔千葉県区間〕について、水防法の規定により定められた想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域、浸水した場合に想定される継続時間を表示した図面です。

(2) この高潮浸水想定区域図は、平成29年3月時点の「東京湾沿岸〔千葉県区間〕の海岸保全施設等の整備状況を勘案して、想定最大規模の台風に伴う高潮により沿岸および河川からの氾濫が生じた場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) 想定最大規模の台風は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に襲撃した台風の観測値から今後発生が想定される台風として設定したものであり、これよりも大きな台風が発生する可能性がないというものではありません。

(4) このシミュレーションの実施にあたっては、シミュレーションの前提となる台風を捉える規模の台風による氾濫や、内水による氾濫等を考慮していません。また、稼動のルートの中から高潮水位が最大となるルートを選定しており、これより他に波浪が大きくなるルートを通る台風のほか、構造物等に関する計算条件との差異などにより、想定される浸水継続時間と異なる場合があります。

(5) 高潮浸水想定では、高潮による河川内や湖沼内の水位変化を図化してはいますが、高潮の遡上等により、実施には水位が変化することがあります。

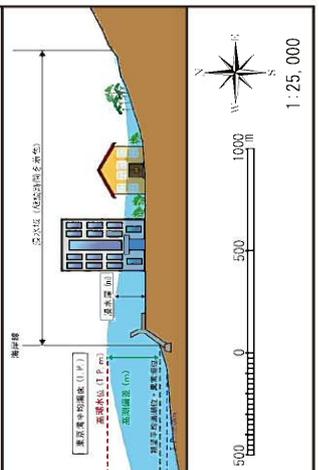
2. 基本事項等

(1) 作成主体 千葉県

(2) 作成年月 平成30年11月

(3) 対象となる沿岸
・東京湾沿岸〔千葉県区間〕
〔実施区間〕
 東京都～洲崎

(4) 前提となる外力
台風規模 中心気圧 : 910hPa
最大旋衝風速半径 : 75km
移動速度 : 73km/h

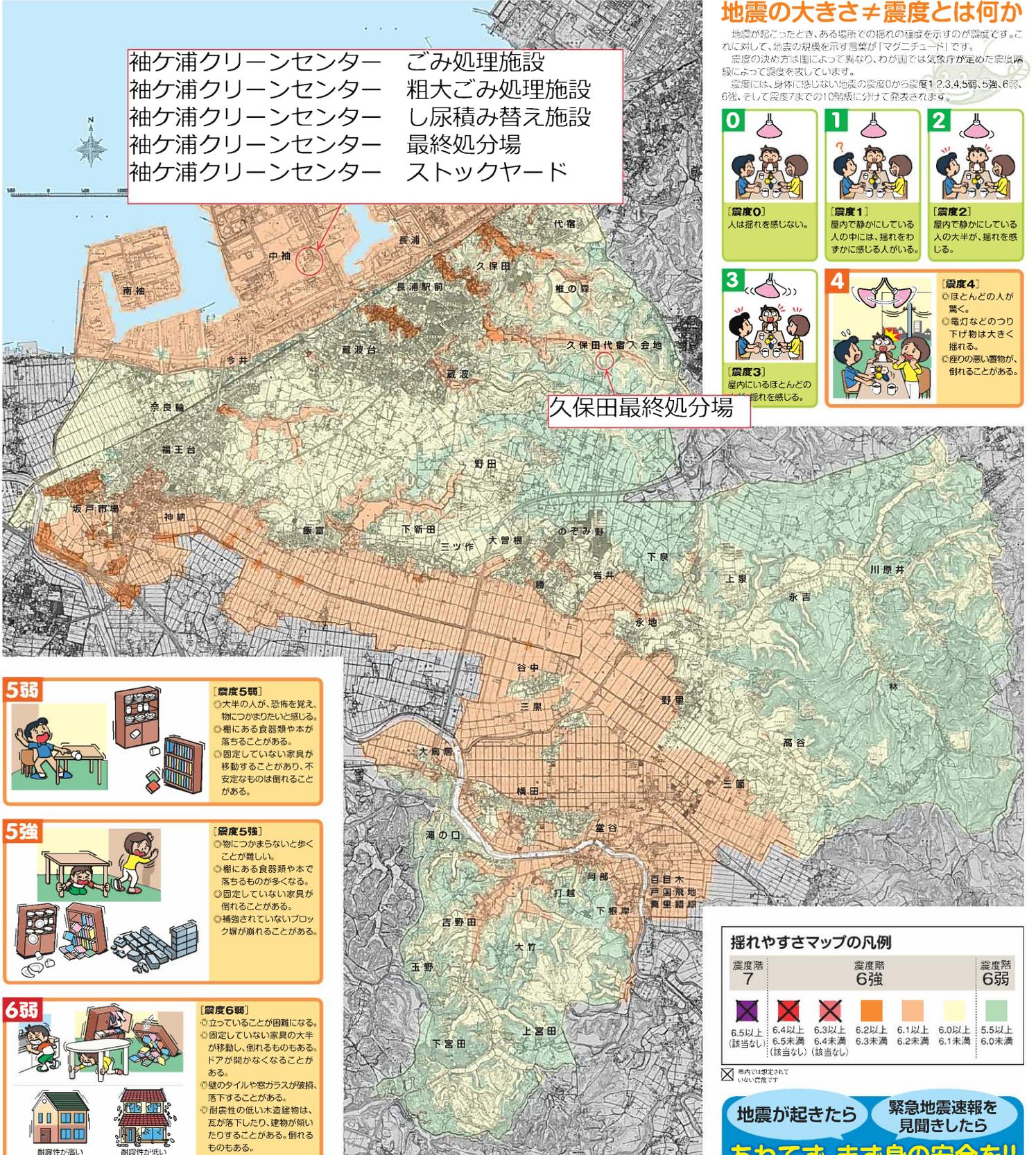


揺れやすさマップ



(注) 揺れやすさマップは、袖ヶ浦市域に影響のある海溝型の地震、活断層の地震、その他の地震について、それぞれ震度分布を作成し、50メートルメッシュごとに震度の最大値を表現しています。
 全域が同時にこの震度になることを表現しているものではありません。

袖ヶ浦クリーンセンター ごみ処理施設
 袖ヶ浦クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
 袖ヶ浦クリーンセンター し尿積み替え施設
 袖ヶ浦クリーンセンター 最終処分場
 袖ヶ浦クリーンセンター ストックヤード



地震の大きさ≠震度とは何か

地震が起こったとき、ある場所での揺れの程度を示すのが震度です。これに対して、地震の規模を示す言葉が「マグニチュード」です。
 震度の決め方は国によって異なり、わが国では気象庁が定めた震度階級によって震度を表しています。
 震度には、身体に感じない地震の震度0から震度1, 2, 3, 4, 5弱, 5強, 6弱, 6強, そして震度7までの10階級に分けて発表されます。

0

【震度0】
人は揺れを感じない。

1

【震度1】
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

2

【震度2】
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

3

【震度3】
屋内にいるほとんどの揺れを感じる。

4

【震度4】

- ◎ほとんどの人が驚く。
- ◎電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- ◎座の悪い置物が、倒れることがある。

5弱

【震度5弱】

- ◎大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。
- ◎棚にある食器類や本が落ちることがある。
- ◎固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

5強

【震度5強】

- ◎物につかまらなさと歩くことが難しい。
- ◎棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- ◎固定していない家具が倒れることがある。
- ◎補強されていないブロック塀が崩れることがある。

6弱

【震度6弱】

- ◎立つていることが困難になる。
- ◎固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- ◎壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- ◎耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

6強

【震度6強】

- ◎はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- ◎固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- ◎耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- ◎大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

7

【震度7】

- ◎耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- ◎耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- ◎耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

揺れやすさマップの凡例

震度階	震度階	震度階
7	6強	6弱
6.5以上	6.4以上	6.3以上
(該当なし)	6.5未満	6.4未満
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)
6.2以上	6.1以上	6.0以上
6.3未満	6.2未満	6.1未満
6.0以上	5.5以上	5.0以上
6.0未満	6.0未満	6.0未満

※ 南東は震度定まらない震度です

地震が起きたら 緊急地震速報を見聞きしたら

あわてず、まず身の安全を!!

- ◎頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- ◎あわてず外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- ◎揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- ◎あわてた行動、けがのもと
- ◎運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- ◎近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- ◎海岸でくらくたきたら高台へ

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

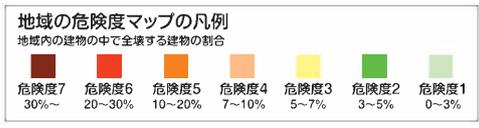
地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、字や町丁を単位とした地域ごとに分布する建物の特性（建物の構造と建築年次）に基づき、揺れやすさマップに示した揺れの大きさによる建物全壊率（地域内の全ての建物の中で揺れにより全壊する建物の割合）

を評価し、取りまとめたものです。

これは、過去の地震被害における全壊建物のほとんどが、建築基準法改正前の昭和56年以前に建築された木造建物であることに基いています。したがって、古い木造建物が多い地域で、揺れが大きいほど相対的に危険度が高くなります。

なお、この地域の危険度マップは、地震による個々の建物の危険度を表したのではなく、各地域の平均的な建物被害の危険性を表示したものです。



行政機関連絡先

市役所	坂戸市場1-1	62-2111
長浦行政センター	蔵波513-1	62-5711
平川行政センター	横田115	75-3111
袖ヶ浦消防本部	福王台4-10-7	64-0119
長浦消防署	長浦580-146	62-9728
平川消防署	横田213	75-3116

地域の危険度マップとは？

地域の危険度マップは、地震の揺れによる建物被害発生危険度分布を相対的に示したもので、「揺れやすさマップ」で示した揺れによって建物に被害が生じる割合を「危険度」として表したものです。

ここでいう「危険度」は、50mメッシュ単位で分割した地域に建っている建物の中で、全壊する建物の割合により設定されています。危険度の数値が大きくなるほど地域内の建物を受ける被害が大きくなります。

揺れやすさマップ (地域の揺れやすさ) → **地域の危険度マップ** (建物被害の危険度)

メッシュごとの建物数 (建築年代や構造も考慮) → メッシュごとの建物を受ける被害の程度

◆地震による死亡やケガの原因

阪神・淡路大震災での死者のうち、約8割は地震直後の家内、建物による圧死といわれています。

国土庁「阪神・淡路大震災の調査報告書」国土院「阪神・淡路大震災調査報告書」国土院「阪神・淡路大震災調査報告書」国土院「阪神・淡路大震災調査報告書」

皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

「全壊」とは？

「全壊」とは、台風や地震などの自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を指します。具体的には平成13年6月に国によって定められた「災害の被害認定基準」の中で「住居がその居住のための基本的機能を喪失したもの」と定義されています。

全壊	半壊	一部被害	無被害
住宅の全壊もしくは一部の高が全て倒壊している。	外壁や柱の破損が1/20以上ある。	居住のための基本的な機能の一部を失った状態を指します。	被害が及んでいない状態を指します。
居住のための基本的な機能を失った状態を指します。			

お問い合わせ 袖ヶ浦市役所 TEL.62-2111 (代)
総務部総務課防災対策室・都市建設部建築住宅課
袖ヶ浦市ホームページ <http://www.city.sodegaura.chiba.jp/>



鴨川市防災マップ

天津小湊地区

Kamogawa City Disaster prevention Map

平成29年2月改定



津波による浸水区域

津波浸水区域は、千葉県が実施した「平成23年度東日本大震災千原町津波調査報告書」のうち、沿岸に10mの津波(津波高10m程度)が発生した場合に予想される浸水区域を示したものです。
※沿岸に10mの津波が発生した時の目安となる浸水区域です。津波の発生条件によっては、津波が到達しない場合、または想定を越えて津波が押し寄せる場合もあります。

地図の見方

津波による浸水区域
 鴨川市の各町区界の津波が押し寄せた場合に予想される浸水区域

危険箇所
 ● 危険箇所(津波浸水箇所)
 ● 上下水道の断水箇所
 ● 土砂災害警戒区域
 ● 特別防災区域

凡例
 ● 津波一時避難ビル
 ● 津波指定緊急避難場所
 ● 風水害指定緊急避難場所
 ● 指定避難所
 ● 支所・出張所
 ● 消防団
 ● 消防団駐所
 ● 警察署
 ● 警察駐在所
 ● 警備倉庫
 ● 医療機関
 ● 漁港
 ● 公共電話(新24時間対応)
 ● 国 道(旧道を含む)
 ● 主要地方道(旧道を含む)
 ● 県 道
 ● 鉄 道

地区名	施設名	海抜(m)	所在地	電話番号(04)	指定緊急避難場所	指定避難所	特別防災区域	指定避難所
天津地区	神明山	10	〒2954 7094-0733		●	●	●	●
	白雲寺	9	〒2950 7094-0132		●	●	●	●
	白雲寺	14	〒2953 7094-0537		●	●	●	●
	白雲寺	9	〒2952 7094-0399		●	●	●	●
	飯町公民館	6	〒20092 7094-0092		●	●	●	●
	飯町コミュニティセンター	4	〒2918 7094-0181		●	●	●	●
	天津消防団	12	〒2916 7094-0111		●	●	●	●
	飯町コミュニティセンター	13	〒2916 7094-0116		●	●	●	●
	飯町コミュニティセンター	16	〒2916 7094-0199		●	●	●	●
	わんははハウス	27	〒2957 7094-0175		●	●	●	●
小湊地区	大浜神社	25	〒29454-1 7095-2822		●	●	●	●
	大浜神社	13	〒29454 7095-2822		●	●	●	●
	大浜神社	15	〒29456 7095-2818		●	●	●	●
	小湊小学校	6	〒29123 7095-2016		●	●	●	●
	大浜神社	30	〒29165 7095-2016		●	●	●	●
	飯町コミュニティセンター	4	〒29165 7095-2003		●	●	●	●
	飯町コミュニティセンター	7	〒29165 7095-2021		●	●	●	●
	飯町コミュニティセンター	13	〒29165 7095-2120		●	●	●	●
	飯町コミュニティセンター	9	〒29165 7095-2120		●	●	●	●
	飯町コミュニティセンター	28	〒29110-1 7095-2038		●	●	●	●
津波地区	西条ふれあい館	206	〒29356 7094-0104		●	●	●	●
	津波地区	319	〒29321-1 7094-0525		●	●	●	●
	津波地区	266	〒29356 7094-0104		●	●	●	●
	津波地区	520	〒29122 7094-0122		●	●	●	●
	津波地区	520	〒29122 7094-0122		●	●	●	●

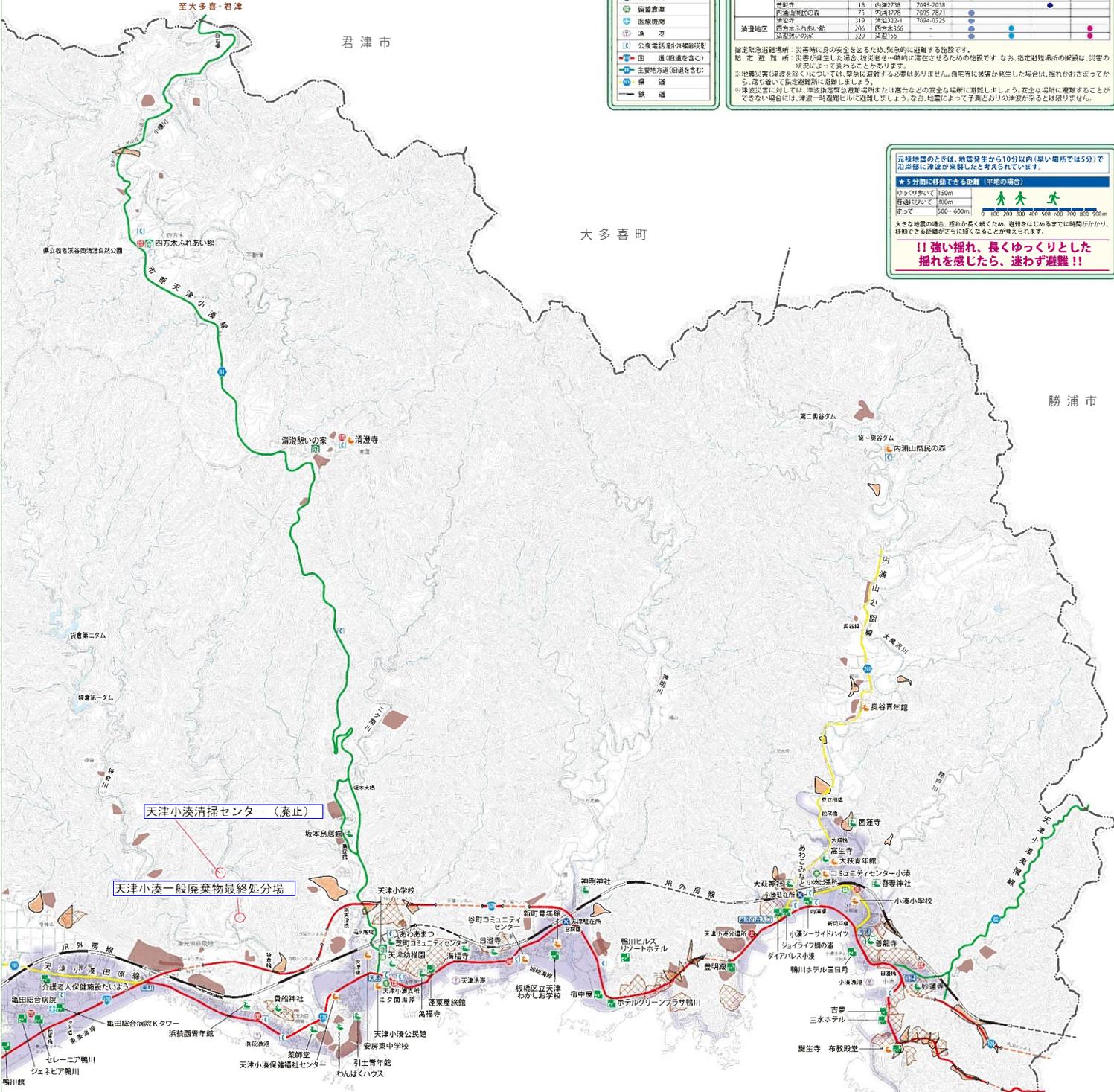
指定緊急避難場所：災害時に身の安全を図るため、緊急時に避難できる施設です。
指定避難所：災害が発生した場合、被災者を一時的に滞在させるための施設です。なお、指定避難所の開設は、災害の状況によって変わることがあります。
※地震災害(津波を除く)については、緊急に避難する必要はありません。自宅等に被害が発生した場合は、揺れがおさまってから、落ち着いて指定避難所に避難しましょう。
※津波災害に対しては、津波指定緊急避難場所またはお近くの安全な場所に避難しましょう。安全な場所に避難することができない場合は、津波一時避難ビルに避難しましょう。なお、地震によって予測と実際の津波が異なる場合があります。

元来地震のときは、地震発生から10分以内(早い場合は5分)で沿岸部に津波が襲来したと考えられています。

※5分以内(移動できる距離(平地の場合))
 ● ゆっくり歩いて 150m
 ● 急いで歩いて 300m
 ● 走って 500~600m

大きな地震の場合、揺れが長く続くため、避難をはじめるまでに時間がかかり、移動できる距離がさらに短くなることを考えられます。

!! 強い揺れ、長くゆっくりとした揺れを感じたら、迷わず避難 !!



津波一時避難ビル

津波警報が発せられたときに安全な場所に避難することができない場合、緊急的に避難するビルです。

地区名	施設名	用途	所在地	電話	海抜(避難エリア)	構造	規模(1階/2階)
小湊	三ツ井	住宅	〒29182-2 7095-2111	0477-79700	SR	RC	7.27
	三ツ井	住宅	〒29182-2 7095-2111	0477-79700	SR	RC	6.91
	飯町三日月	ホテル	〒29123 7095-2111	1076(3階)	SR	RC	5.77
	飯町コミュニティセンター	コミュニティセンター	〒29165 7095-2003	11階	SR	RC	3.09
	ジョイパレス小湊	ホテル	〒29165 7095-2016	5階	SR	RC	4.41
	ジョイパレス小湊	マンション	〒29165 7095-2016	17階(9階以下)	SR	RC	-
	飯町	住宅	〒2916 7095-2381	1階	RC	RC	3.00
	飯町	住宅	〒2916 7095-2381	1階	RC	RC	3.34
	飯町	住宅	〒2916 7095-2381	1階	RC	RC	3.00
	飯町	住宅	〒2916 7095-2381	1階	RC	RC	3.34
天津	飯町コミュニティセンター	コミュニティセンター	〒29165 7095-2003	11階	SR	RC	1.85(一部)
	飯町コミュニティセンター	コミュニティセンター	〒29165 7095-2003	11階	SR	RC	1.85(一部)
	飯町コミュニティセンター	コミュニティセンター	〒29165 7095-2003	11階	SR	RC	1.85(一部)

「鴨川市安全・安心メール」の配信サービス

地震や津波、台風などの自然災害情報、日常生活に関する情報などの緊急情報を携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせします。

【登録方法】

●携帯電話
 1. QRコードから
 2. QRコードを読み取り専用アプリをダウンロード
 3. 登録完了

●パソコン
 1. 登録入力
 2. 入力内容を確認
 3. 登録完了

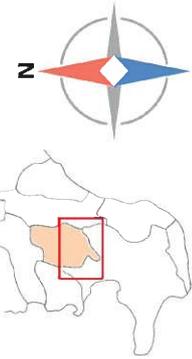
●登録メールの配信をされている方は、配信業者である「ガイガール」からメールを配信できるように「@s-g.m.jp」のドメインを登録できるように設定をお願いします。



南房総市 防災マップ

1 / 12,000

三芳地区(南部)



この「南房総市防災マップ」は、市内の7地区を富津地区全域、他の6地区を2つ(南北または東西)に区切った計13の地域について、各種の災害で被害が予測される場所や災害時の避難所などの情報を重ね合わせて作成しました。

また、裏面には、持出品のチェック欄や過去に発生した災害の記録などの学習情報をまとめました。

避難所(場所)	
避難所(場所) 広域避難所 津波避難ビル (※沿海岸のみ)	
観測所(雨量・水位) 防災備蓄倉庫 消防本部・分署等 警察署・交番等 緊急消防援助隊 進出拠点 活動拠点 ヘリコプター臨時着降場	
自衛隊受入施設	
急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険箇所 土砂災害警戒区域 土石流危険渓流 地すべり防止区域	

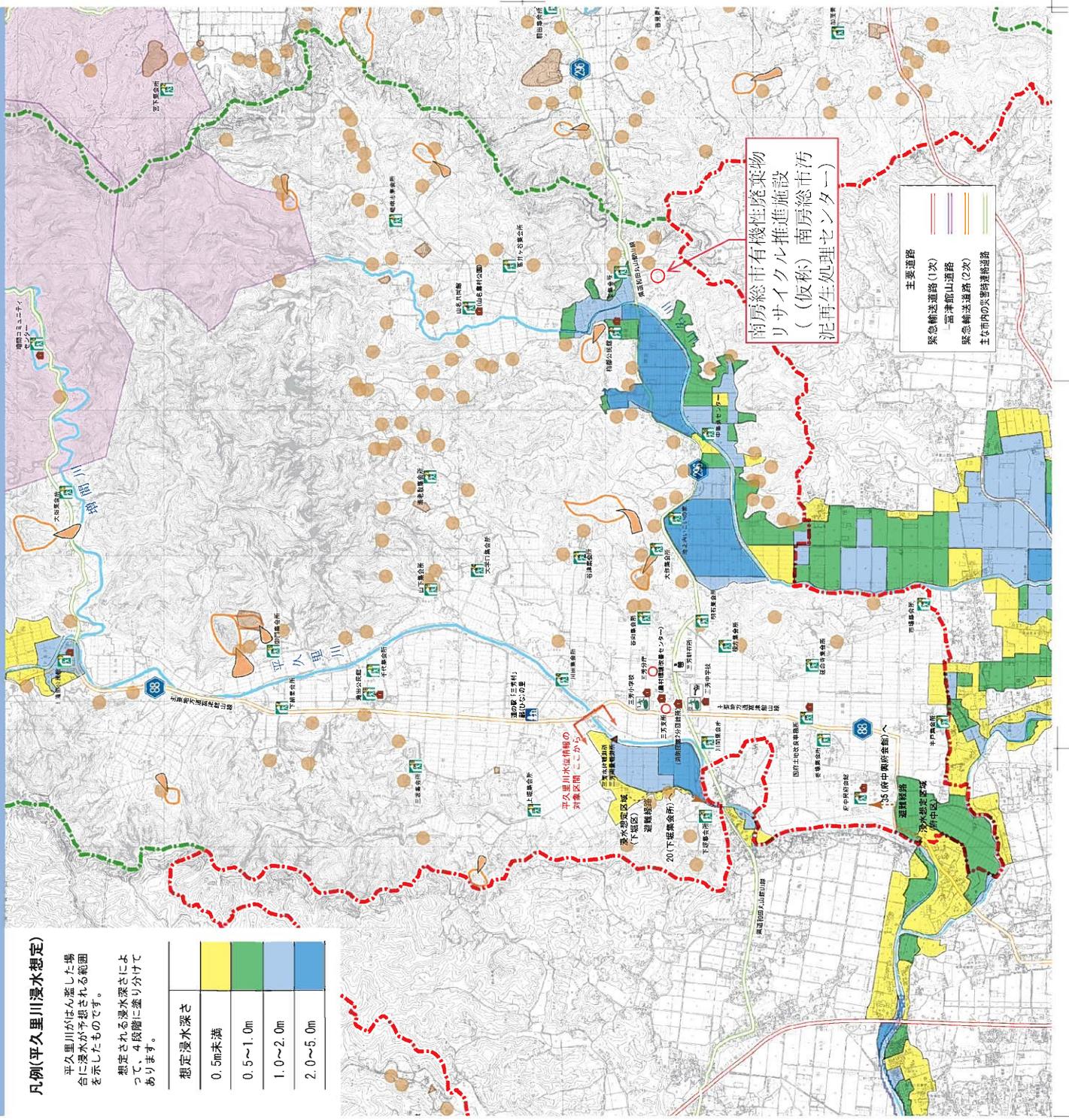
凡例(共通)

凡例(平久里川浸水想定)

平久里川がはん濫した場合に浸水が予想される範囲を示したものです。

想定される浸水深さによって、4段階に塗り分けてあります。

想定浸水深さ	
0.5m未満	
0.5~1.0m	
1.0~2.0m	
2.0~5.0m	



南房総市有機性廃棄物リサイクル推進施設(仮称)南房総市汚泥再生処理センター

南房総市 防災マップ

1 / 12,000

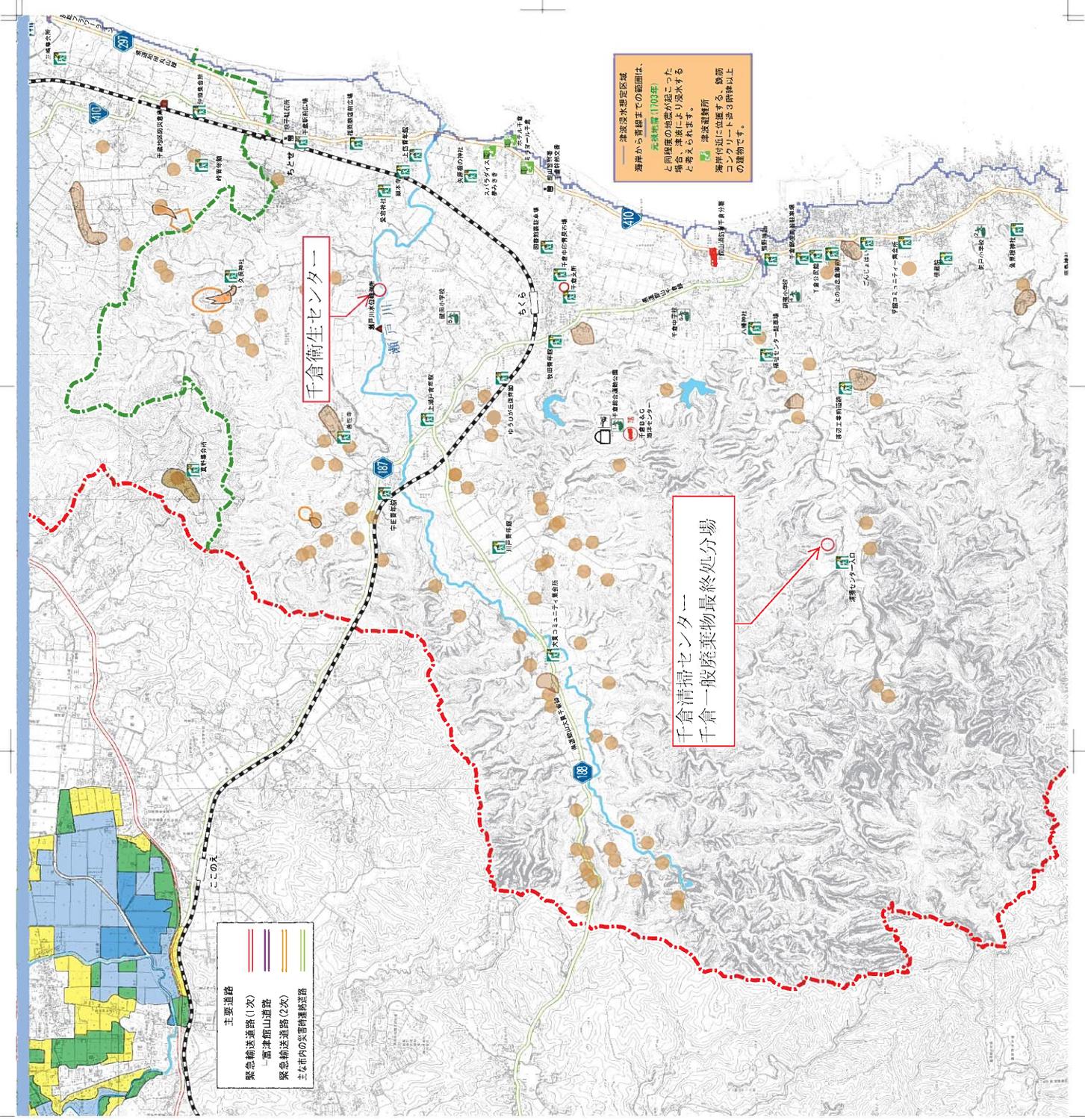
千倉地区(北部)



この「南房総市防災マップ」は、市内の7地区を富浦地区全域、他の6地区を2つ(南北または東西)に区切った計13の地域について、各種の災害で被害が予測される場所や災害時の避難所などの情報を重ね合わせて作成しました。
また、裏面には、特出品のチェック欄や過去に発生した災害の記録などの学習情報をもとめました。

避難施設	避難所(場所)	危険箇所
<ul style="list-style-type: none"> 避難所 広域避難所 津波避難ビル 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所(雨量・水位) 防災備蓄倉庫 消防本部・分署等 警察署・交番等 緊急消防援助隊 ヘリコプター臨時避難着陸場 自衛隊受入施設 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険箇所 土砂災害警戒区域 土石流危険渓流 地すべり防止区域

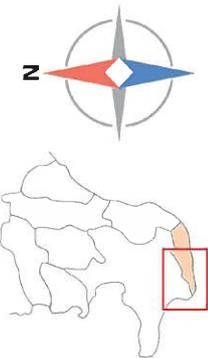
凡例(共通)



南房総市 防災マップ

1 / 12,000

白浜地区(西部)

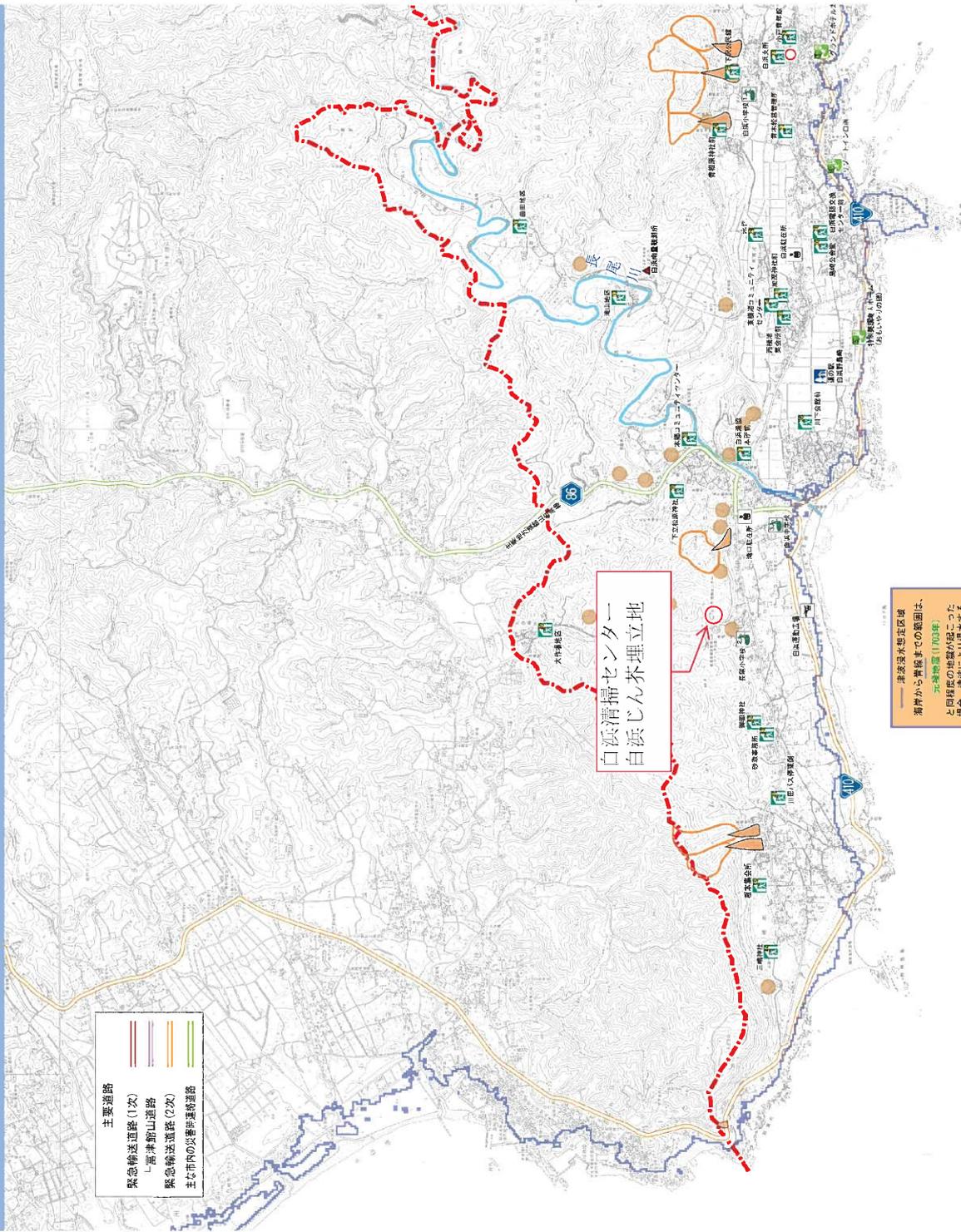


この「南房総市防災マップ」は、市内の7地区を富浦地区全域、他の6地区を2つ(南北または東西)に区切った計13の地域について、各種の災害で被害が予測される場所や災害時の避難所などの情報を重ね合わせて作成しました。

また、裏面には、持出品のエフェック構や過去の発生した災害の記録などの写真情報をまよめました。

避難施設	避難所(場所)	関連施設	危険箇所
<ul style="list-style-type: none"> 避難所(場所) 広域避難所 津波避難ビル (※※無部のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所(雨量・水位) 防災備蓄倉庫 消防本部・分署等 警察署・交番等 緊急消防援助隊 ヘルicopta-臨時避難着場 自衛隊受入施設 	<ul style="list-style-type: none"> 進出拠点 活動拠点 緊急消防援助隊 臨時避難着場 ヘルicopta-臨時避難着場 自衛隊受入施設 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険箇所 土砂災害警戒区域 土石流危険渓流 地すべり防止区域

凡例(共通)

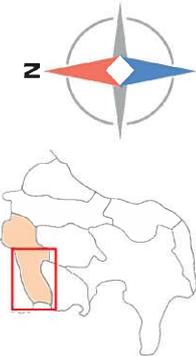


津波浸水想定区域
海岸から奥陸までの範囲は、海岸からの距離が短かった場所ほど浸水する恐れがあります。
津波避難ビル
海岸付近に位置する、鉄筋コンクリート造3階以上建物の建物です。

南房総市 防災マップ

1 / 12,000

富山地区(西部)

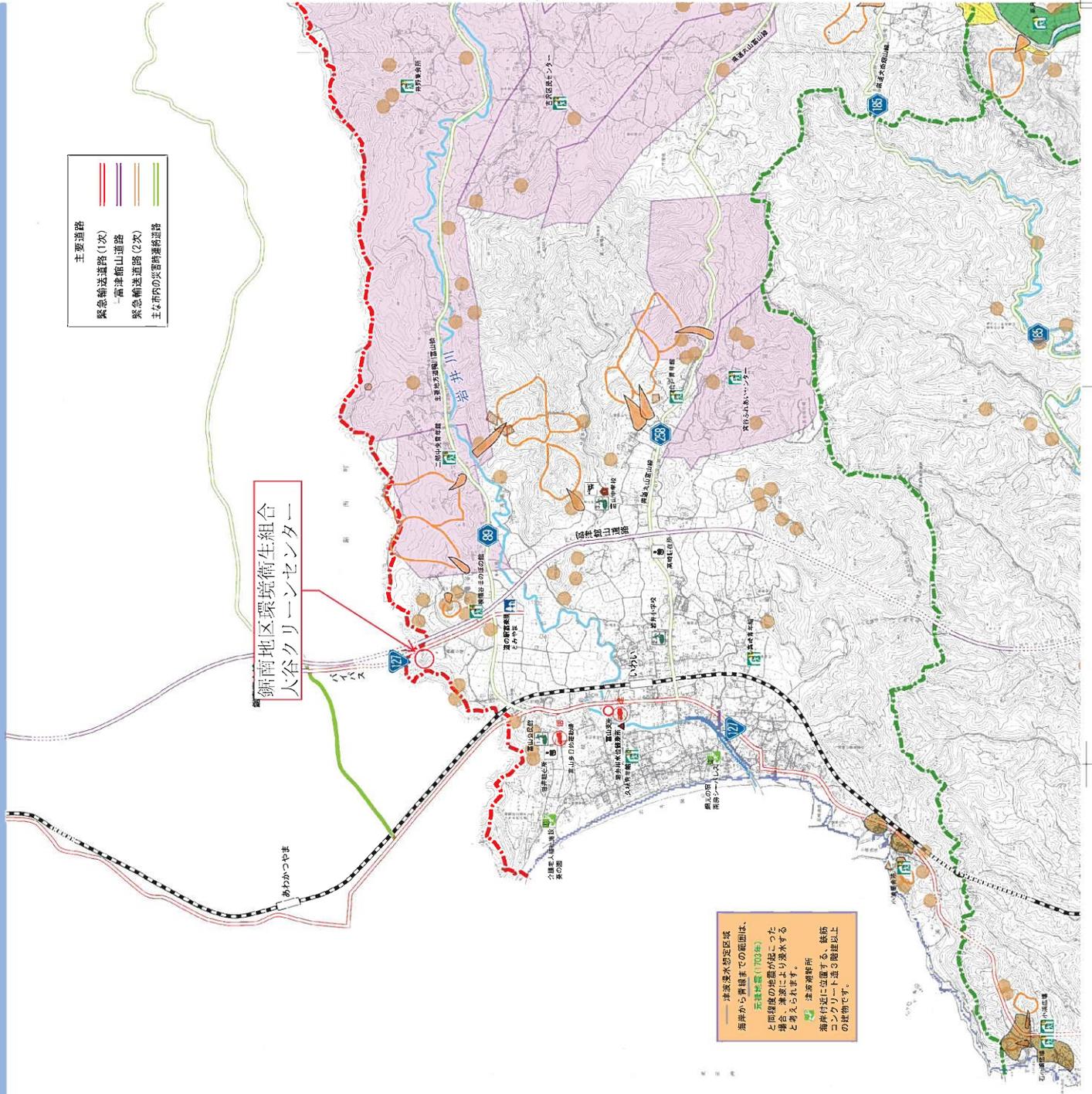


この「南房総市防災マップ」は、市内の7地区を高津地区全域、他の6地区を2つ(南北または東西)に区切った計13の地域について、各種の災害で被害が予測される場所や災害時の避難所などの情報を重ね合わせて作成しました。

また、裏面には、特出品のチェック欄や過去に発生した災害の記録などの学習情報をまとめました。

避難所(場所)	避難所(備前)	避難所(備後)	危険箇所
広域避難所 津波避難ビル(※浴槽類のみ)	観測所(雨量・水位) 防災備蓄倉庫 消防本部・分署等 警察署・交番等 緊急消防援助隊 ヘリコプター臨時着降場 自衛隊受入施設	避難所(100名) 避難所(50名) 避難所(20名) 避難所(10名) 避難所(5名) 避難所(3名) 避難所(2名) 避難所(1名)	急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険箇所 土砂災害警戒区域 土石流危険渓流 地すべり防止区域

凡例(共通)



地震だ！津波だ！すぐに高台へ逃げろ！



地震時は土砂災害にも注意

ハザードマップには、地震時や大雨時に土砂災害の恐れのある土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）と土石流危険渓流も表示しています。

地震時には急な崖や沢沿いに近づかないようにしましょう。

●土石流
山腹や川底の石などが大雨により激しく流下する現象です。



●急傾斜地の崩壊
地震や大雨などの影響により斜面が崩れ落ちる現象です。



イラスト出典：NPO法人土砂災害防止広聴センター

マップ上で色が付いている部分は、標高を示しています。日頃から高い場所を確認して、いざという時に備えましょう。

鋸南町津波ハザードマップ

この津波ハザードマップには、県の想定した浸水予測図を基にして、鋸南町で最も浸水区域が大きい元禄型地震による津波と、津波避難のための浸水区域（津波警報レベル10mの津波を想定）を表示しています。

また、地震時に高台に迅速に避難できるように、沿岸部の地形を標高で色分けしました。沿岸近くで大きな揺れを感じた場合や、町内に津波注意報や津波警報が発せられた場合は、すぐに高台や避難所に避難し、自らの安全を守る行動をしてください。

ハザードマップは常に見えるところに貼り、日頃から、自宅周辺の高い場所や低い場所を確認し、家族や地域で共有するようにしましょう。

なお、ハザードマップに示された範囲以外でも、浸水が発生する恐れがありますので、注意して下さい。平成28年3月 鋸南町

津波浸水想定区域

元禄地震による津波浸水範囲（青ライン）

1703年に発生した元禄地震はマグニチュード8級の大地震で、大規模な津波が発生したとされており、今後、同程度の地震が発生した場合、最大で4.5mの高さの津波が予想されています。

津波警報レベル10mを想定した津波浸水範囲（赤ライン）

県では、平成25年から運用されている、新しい津波警報レベル（10m）に合わせた浸水予測を公表しています。

津波到達時間

津波到達時間（元禄地震による津波）の目安（第一波）

元名	8.3分
吉浜	7.7分
勝山	5.8分 鋸南町で最も早い

津波の特徴

津波は地震等で海水が上下に変動することで引き起こされ、海水そのものが塊となって動くため、通常の波に比べてすさまじい破壊力を持っています。



- 津波は海底が浅くなるにつれて、スピードは遅くなりますが、波の高さは高くなります。
- 津波は繰り返し襲ってくるため、避難を続ける。

津波から命を守るために

●自らの命は自ら守る

津波から命を守るためには、海の近くで地震があったらすぐに避難することが大原則です。

●津波避難の注意点

より高いところを目指して逃げろ！津波警報を見たり聞いたりしたら直ちに逃げろ！（津波警報が発せられた場合は、津波の到来が近いと想定されます。）



津波避難ビル

津波避難ビルとは、津波が発生した際に、住民や来訪者が緊急的に避難できるように、町が施設と協定を締結し、指定しています。

津波警報・注意報の分類と取るべき行動

予想される津波の高さ	想定される被害	とるべき行動	想定される被害
特別警報 10m超 (10mの高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する	木造家屋が全壊・流失
警報 5m (5mの高さ)	高	津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が発せられるまで、安全な場所から離れないうち逃げろ	人は津波による流れに巻き込まれる
注意報 3m (1mの高さ)	高い	ここから安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう	標高の低い所には津波が襲い、浸水被害が発生する
津波注意報 1m (20cmの高さ)	まだ低い	海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れる	人は津波による流れに巻き込まれる
		津波注意報が発せられるまで、海に入ったまま近づいたりしない	警報いまだが流失し、小型船舶が転覆する

気象庁資料を転載

凡例

- 広域避難場所および避難所
- 一時避難場所
- 鋸南町役場
- 医療機関
- 津波警報10m浸水想定区域（避難対策用）
- 元禄地震浸水想定区域（計画対象）
- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- 土石流危険渓流

凡例

- 標高
- ～2m
 - ～4m
 - ～6m
 - ～8m
 - ～10m
 - ～12m
 - ～14m
 - ～16m
 - ～18m
 - ～20m
 - 20m以上

堤ヶ谷クリーンセンター

防災メモ

- 防災関係機関
- 鋸南町役場
0470-55-2111
0470-55-1342 (FAX)
 - 安房郡消防本部鋸南分署
0470-55-3250
 - 鋸山警察署
0470-23-0110
 - 災害用伝言ダイヤル (NTT)
171
- 防災情報 (インターネット)
- 気象庁 (地震情報)
<http://www.jma.go.jp/jp/quake/>
 - 気象庁 (津波情報)
<http://www.jma.go.jp/jp/tsunami/>
 - 国土交通省 (災害・防災情報)
<http://www.mlit.go.jp/saiga/index.html>
 - 鋸南町
<http://www.town.kyonan.chiba.jp/kyonan/>
 - 千葉県 (防災ポータルサイト)
<http://www.chiba.pref.chiba.jp/portal/>
 - 鋸南町防災安心メール
<https://www.town.kyonan.chiba.jp/kyonan/mailmag/>
- 上記ホームページより配信を希望するメールアドレスを入力して登録してください。

1:12,000 0 100 200 400 600 800 1,000 m

木更津市国土強靱化地域計画
(基本計画編)

令和3年3月

千葉県木更津市

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

<強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）>

<1>下水道機能の確保

○下水道BCPの策定（再掲）

大規模災害の発生による下水道機能が低下した場合、その機能の早期復旧を目的として「木更津市下水道BCP（業務継続計画）」を平成26年度に策定した。今後は、業務の変化に応じてBCPの維持改善を図る必要がある。

○下水道施設の耐震、耐津波対策

下水道施設の耐震化等を伴う工事を実施している。

今後についても、大規模地震による汚水処理施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する必要がある。

○下水道施設の戦略的維持管理・更新

下水道施設の老朽化に起因する被害拡大を防止するためのストックマネジメント計画については、現在未策定である。

当該計画を策定し、それに基づいた点検・調査・改築を図る必要がある。

<2>浄化槽の整備

○合併処理浄化槽の普及・啓発

合併処理浄化槽設置に対する補助金交付事業等により、普及・啓発を行っている。

公共用水域の汚濁の原因となっている生活雑排水を適正に処理するため、今後も、合併処理浄化槽の普及・啓発を図る必要がある。

<3>災害廃棄物処理対策

○一般廃棄物処理施設の老朽化対策

木更津、君津、富津、袖ヶ浦の4市は、4市と民間3社が共同出資して設立した(株)かずさクリーンシステムで一般廃棄物の処理を行っているが、同施設の事業期間が平成38年度末までであり、次期処理施設の整備に向け「(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想」を策定し整備に取り組んでいる。

重点

①行政機能/消防等/ 防災教育等	②住宅 都市	③保健医療 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通 物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケ ーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化 対策

<リスクへの対応方策>

<1>下水道機能の確保

○下水道BCPの策定【施策分野 ②】（再掲）

平成26年度に策定した、大規模な災害発生による下水道施設機能が低下した場合の機能の維持・早期復旧を目的とした「木更津市下水道BCP（業務継続計画）」の維持改善を図る。

○下水道施設の耐震、耐津波対策【施策分野 ②】

下水道施設において、災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐震化等を図る。また、終末処理場施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する。

○下水道施設の戦略的維持管理・更新【施策分野 ②、⑭】

下水道施設の老朽化に起因する被害拡大を防止するため、ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき点検・調査・改築を図る。

<2>浄化槽の整備

○合併処理浄化槽の普及・啓発【施策分野 ⑩】

公共用水域の汚濁の原因となっている生活雑排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽の普及・啓発を図る。

<3>災害廃棄物処理対策

○一般廃棄物処理施設の老朽化対策【施策分野 ⑩、⑭】

（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業を推進する。

君津市国土強靱化地域計画

令和3年3月

千葉県君津市

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

<強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）>

<全体の現状評価>

大規模自然災害発生時に備え、下水道 BCP の策定や、老朽化が進む下水道施設に対して、維持管理を進める必要がある。

浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。

<具体的な課題>

<1> 下水道機能の確保

- ・大規模地震等が発生した場合において、下水道施設が被災した場合でも速やかに下水機能を維持・回復する必要があることから、業務継続計画を策定するとともに、更に実効性を高めるために必要に応じて見直しを図る必要がある。（再掲）
- ・下水道施設の老朽化による被害拡大を防止するため、ストックマネジメント計画に基づいた維持管理を推進する必要がある。

<2> 浄化槽の整備

- ・古くから設置されている単独処理浄化槽について、災害に強い新しい合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

<アンケート結果>

大規模自然災害時に想定されるライフライン等への不安について聞いたところ、「トイレ（下水道）の長期間にわたる使用停止」を不安、やや不安と回答した割合は約9割であり高い割合であった。

重点

①福祉・保健・医療分野	②防災・生活安心・環境分野	③経済・都市基盤分野	④教育・文化分野	⑤市民参加・行財政分野	⑥リスクコミュニケーション	⑦人材育成	⑧官民連携	⑨老朽化対策	
<リスクへの対応方策>									
<1> 下水道機能の確保							自助	共助	公助
○ 下水道BCPの策定〔君津富津広域下水道組合〕【施策分野 ③】（再掲） 大規模地震等が発生した場合において、下水道施設が被災した場合でも速やかに下水機能を維持・回復する必要があることから、業務継続計画を策定するとともに、更に実効性を高めるために必要に応じて見直しを図る。							○	○	○
○ 下水道施設の維持管理・更新〔君津富津広域下水道組合〕 【施策分野 ③、⑨】 下水道施設の老朽化による被害拡大を防止するため、ストックマネジメント計画に基づいた維持管理を推進する。							○	○	○
<2> 浄化槽の整備									
○ 浄化槽の整備促進〔環境衛生課〕【施策分野 ②】 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。							○	○	○

①福祉・保健・医療分野	②防災・生活安心・環境分野	③経済・都市基盤分野	④教育・文化分野	⑤市民参加・行政分野	⑥リスクコミュニケーション	⑦人材育成	⑧官民連携	⑨老朽化対策	
<リスクへの対応方策>									
<1> 災害廃棄物処理対策							自助	共助	公助
○一般廃棄物処理施設の防災機能の向上〔環境衛生課〕【施策分野 ②】 新たなし尿処理施設の整備にあたっては、大地震動や風水害等に対する安全性の目標値を設定したうえで設計し、施設の強靱化を図る。									○
○災害廃棄物処理の支援体制の構築〔環境衛生課〕【施策分野 ②】 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。								○	○
○災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携〔厚生課〕 【施策分野 ②、⑧】 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、君津市社会福祉協議会と連携して市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。								○	○
<2> 連携体制の強化									
○受援体制の整備〔危機管理課〕【施策分野 ②、⑤】(再掲) 市外からの救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するため、訓練等を踏まえ体制を強化していく。								○	○

● サンプスギ林再生・資源循環促進事業（農林整備課）

森林の健全な育成を促進するため、非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林について、公益的機能の回復及び被害拡大防止のため、伐採、伐採跡地への植栽、被害木の運搬に対して支援を行うとともに、森林資源の循環に努める。

指標	現状	目標
森林施業実施面積	23.83ha（R2年度）	43.03ha（R8年度）

● 災害に強い森づくり事業（農林整備課）

森林の健全な育成を促進するため、重要インフラ施設周辺の被害森林の施業について、森林従事者が実施する更新伐等に対して支援を行うとともに、森林資源の循環に努める。

指標	現状	目標
森林施業実施面積	0.14ha（R2年度）	1.34ha（R8年度）

（2）境界情報の保全

○ 地籍調査の促進

● 地籍調査事業（管理課）【再掲】

地籍調査により地籍を明確にすることで、災害からの早期復旧、境界紛争の防止、土地取引・公共事業の円滑化、課税の適正化、まちづくり計画の基礎資料とする。

指標	現状	目標
地籍調査完了工区数	4工区（R2年度）	9工区（R8年度）

目標8：地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（1）災害廃棄物処理対策

○ 一般廃棄物処理施設の防災機能の向上

● 衛生センター整備事業（環境衛生課）

市内で発生するし尿・浄化槽汚泥を将来にわたり安定的に処理するため、資源循環型社会の構築に配慮した汚泥再生処理センターの整備を実施する。

指標	現状	目標
し尿処理施設整備の進捗率	70%（R2年度）	100%（R4年度）

● 衛生センター整備事業（放流管の改修）（環境衛生課）

新施設の処理水は既設の放流設備に接続し、河川放流することとなるが、放流管の経年劣化による老朽化が考えられることから、劣化診断や整備計画等を検討のうえ、改修等を行う必要がある。

指標	現状	目標
放流管の改修	検討	実施

富津市
国土強靱化地域計画

令和 3年 3月

富 津 市

リスクシナリオ	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
---------	-----	----------------------

ア 下水道ストックマネジメントの推進 **【君津富津広域下水道組合】**

○下水道施設の老朽化による被害拡大を防止するため、ストックマネジメント計画に基づいた維持管理を推進する。

イ 下水道 BCP の策定 **【君津富津広域下水道組合】**

○大規模地震等が発生した場合において、下水道施設が被災した場合でも速やかに下水道機能を維持・回復する必要があることから、下水道BCP（業務継続計画）を策定するとともに、更に実効性を高めるために必要に応じて見直しを図る。

ウ し尿処理対策の推進 **【市民部】**

○し尿処理対策を適正に推進するために、運転管理者及びプラント業者間でマニュアルを作成する。また、施設等が停止してしまった場合に備えて、近隣市で協定を結ぶ。

エ 合併処理浄化槽の設置促進 **【市民部】**

- 引き続き、単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換する場合には補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の設置の促進を図る。
- 災害時における収集運搬について、許可業者へ確認する。

オ 感染症対応体制の整備 **【健康福祉部】**

- 重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築、人材の養成等に努める。
- 避難所における感染症拡大防止のため、避難所の区分けや個室スペース等の確保、受付窓口や健康観察等での感染兆候の確認による早期発見に努める。

カ 予防接種の促進 **【健康福祉部】**

○各種の病原体に対して免疫を持たない乳幼児に予防接種を行い、感染・発病・重症化予防に努め、感染症のまん延の予防、健全な育成を図るとともに、抵抗力の弱い高齢者に対しては、重症化を予防し健康な生活が送れるようインフルエンザ・肺炎球菌予防接種を行う。

■ 重要業績指標 (KPI) ■

指標名	現状	目標等	所管課	備考
合併処理浄化槽設置補助金の交付件数	7基 (令和元年度)	30基 (令和5年度)	環境保全課	エ
定期等予防接種者数	14,751人 (令和元年度)	予防接種者数の増	健康づくり課	カ

リスクシナリオ	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
---------	-----	---------------------

ア 下水道ストックマネジメントの推進【再掲】 **【君津富津広域下水道組合】**

○下水道施設の老朽化による被害拡大を防止するため、ストックマネジメント計画に基づいた維持管理を推進する。

イ 下水道BCPの策定【再掲】 **【君津富津広域下水道組合】**

○大規模地震等が発生した場合において、下水道施設が被災した場合でも速やかに下水道機能を維持・回復する必要があることから、下水道BCP（業務継続計画）を策定するとともに、更に実効性を高めるために必要に応じて見直しを図る。

ウ し尿処理対策の推進【再掲】 **【市民部】**

○対策ができるように、運転管理業者及びプラント業者間でマニュアルを作成する。また、施設等が停止してしまった場合に備えて、近隣市で協定を結ぶ。

エ 合併処理浄化槽の設置促進【再掲】 **【市民部】**

○引き続き、単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換する場合には補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の設置の促進を図る。

○災害時における収集運搬について、許可業者へ確認する。

■ 重要業績指標（KPI） ■

指標名	現状	目標等	所管課	備考
合併処理浄化槽設置補助金の交付件数【再掲】	7基 (令和元年度)	30基 (令和5年度)	環境保全課	エ

リスクシナリオ	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
---------	-----	--------------------

ア 道路法面防災等の推進【再掲】 **【建設経済部】**

○「富津市法面長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕を行う。

イ 地下構造物の耐震化、点検、修復等 **【建設経済部】**

○引き続き、占有者に対して適切な指導を行っていく。

ウ 多重型道路ネットワークの整備【再掲】 **【建設経済部】**

○行政拠点へのアクセス向上や地域住民の避難経路、緊急車両の通行空間を確保、交通分散化による混雑緩和、近隣市との移動の円滑化機能を有するため、計画的に道路の整備を推進する。

資料編

リスクシナリオ 掲載箇所 (ページ)		施策分野																	
		行政	都市	水道	保健	文教	情報	産業	交通	農林水	地域	環境	リスク	老朽化					
リスクシナリオ 掲載箇所 (ページ)	脆弱性評価																		
2-6:被災地における疫病・感染症等の大規模発生																			
災害時医薬品等の確保	○医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る必要がある。	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-5 (33)	
下水道ストックマネジメントの推進	○下水道施設の老朽化による被害拡大を防止する必要がある。	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-6 (34) 6-3 (43)	
下水道 BCP の策定	○大規模地震等が発生した場合において、下水道施設が被災した場合でも速やかに下水道機能を維持・回復する必要がある。	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-6 (34) 6-3 (43)	
し尿処理対策の推進	○停電時の対策として、事務がでさる程度の発電機を常備している。ただし、現在施設が停止してしまつた場合のマニュアル等が作成されていないため、作成する必要がある。さらに、近隣市で協定を結ぶ必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-6 (34) 6-3 (43)	
合併処理浄化槽の設置促進	○浄化槽設置促進事業(補助金)により、合併処理浄化槽の設置を促進している。また、このことに関する情報提供を市ホームページで行っている。 ○し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成 12 年の浄化槽法改正により新設が原則的に禁止されたが、依然として多数が残存し、老朽化が進んでいるため、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。また、浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-6 (34) 6-3 (43)	

リスクナンバ・取組名	脆弱性評価	施策分野										リスクナンバ 掲載箇所 (ページ)		
		行政	都市	水道	保健	文教	情報	産業	交通	農林水	地域		環境	リスク
応急給水体制の整備 [再掲]	○広報紙及びかさ水道広域連合企業団のホームページなどで災害に備えて飲料水の備蓄や生活用水の確保について呼びかけを行っている。 ○かさ水道広域連合企業団と富津市で、応急給水等に係る確認書の取り交わしを行ったので、非常時における応急給水体制の整備を進めていく必要がある。	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-1 (26) 6-2 (42)
		-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-1 (26) 6-2 (42)
水道事業相互応援 体制等の整備[再 掲]	○県及び日本水道協会などと水道事業相互応援協定は締結している。 ○関係機関との災害時連絡先を常に整理しておく必要がある。	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-1 (26) 6-2 (42)
6-3: 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止														
下水道ストックマネジ メントの推進[再掲]	○下水道施設の老朽化による被害拡大を防止する必要がある。	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-6 (34) 6-3 (43)
下水道 BCP の策定 [再掲]	○大規模地震等が発生した場合において、下水道施設が被災した場合でも速やかに下水道機能を維持・回復する必要がある。	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2-6 (34) 6-3 (43)
し尿処対策の推進 [再掲]	○停電時の対策として、事務ができてきた程度の発電機を常備している。ただし、現在施設が停止してしまった場合のマニュアル等が作成されていないため、作成する必要がある。さらに、近隣市で協定を結ぶ必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	2-6 (34) 6-3 (43)
合併処理浄化槽の 設置促進[再掲]	○浄化槽設置促進事業(補助金)により、合併処理浄化槽の設置を促進している。また、このことに関する情報提供をホームページで行っている。 ○し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成 12 年の浄化槽法改正により新設が原則的に禁止されたが、依然として多数が残存し、老朽化が進んでいるため、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。また、浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	2-6 (34) 6-3 (43)

11 環境

No.	施策名	掲載箇所		掲載ページ	所管部署		事業名	事業の概要や具体的な箇所等	取組主体
		リムクテナオ	掲載箇所		市民部	環境保全課			
1	災害廃棄物処理体制の整備	8-1		48	市民部	環境保全課			市
2	災害廃棄物を仮置きするストックヤードの整備	8-1		48	市民部	環境保全課			
3	ごみ焼却能力の確保	8-1		48	市民部	環境保全課			
4	し尿処理対策の推進	2-6 6-3		34 43	市民部	環境保全課			
5	合併処理浄化槽の設置促進	2-6 6-3		34 43	市民部	環境保全課	合併処理浄化槽の設置促進事業	合併処理浄化槽設置のため単独浄化槽やくみ取り便所を撤去し、配管工事をする場合に、一定の金額を合併処理浄化槽設置補助金に乗せして補助し、合併処理浄化槽の設置を促進する。	市
6	有害物質流出対策の推進	7-1 7-3		45 46	市民部	環境保全課	水質汚濁対策事業	工場・事業場からの排水水による公害防止等を目的として、環境の保全に関する協定に基づき、各工場等の排水について調査を実施し、協定値の超過や過去の調査結果と比べて異常値が認められた場合には、原因の究明、改善及び指導等を行う。	市
7	広域火葬体制の整備	2-7		36	市民部	環境保全課	広域火葬場整備事業	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市による広域火葬場の整備を行い、4市広域によるスケールメリットを活かした効率的・効果的な火葬場の共同運営を行う。	市
8	被災動物(犬・猫)への適切な対応	2-7		36	市民部	環境保全課	畜犬登録・狂犬病予防事業	狂犬病の発生予防を目指すため、犬を飼育する市民に対し犬の登録、予防注射等を実施する。また、犬・猫等の適正飼育推進を目指し、飼育者のマナー向上を図る。	市

富津市国土強靱化地域計画

発行：令和3年3月

編集：富津市 総務部防災安全課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443

電話：0439-80-1266 FAX：0439-80-1350

袖ヶ浦市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

袖ヶ浦市

【給水体制整備】

- 上水道事業者と応急給水等に係る確認書の取り交わしを行い、非常時における応急給水体制の整備を進めているが、災害の被害想定に応じた給水用資機材の数量の検証が行えていない。そのため、災害時に迅速かつ確に応急給水活動を実施できる体制の整備及び BCP の策定を推進する必要がある。
- 災害時の応急給水情報などの広報活動の充実を図る必要がある。

<現在の主な取組>

- ・かずさ水道広域連合企業団と本市で、応急給水等に係る確認書の取り交わしを行い、非常時における応急給水体制の整備を進めている 等

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の維持・強化】

- 下水道施設において、ストックマネジメント計画、総合地震対策計画に基づき、災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐震化、長寿命化等を図るとともに、下水道 BCP に基づき、継続供給体制の構築を図る必要がある。
- 防災拠点、避難所に仮設トイレを配備、高齢者等の要配慮者が使用しやすい災害用マンホールトイレの整備を推進する必要がある。

<現在の主な取組>

- ・ストックマネジメント計画、総合地震対策計画（第Ⅲ期）、下水道 BCP 策定
- ・上記に基づく、維持管理、耐震化等
- ・マンホール蓋交換工事（浮上飛散防止対策） 等

【合併浄化槽の整備促進】

- 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い新しい合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

<現在の主な取組>

- ・合併浄化槽整備にかかる補助金交付 等

【一般廃棄物処理への対応】

- 一般廃棄物を処理するため、第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備を推進する必要がある。

<現在の主な取組>

- ・ごみ処理施設長寿命化事業 等

6-4) 基幹的交通から地域交通網まで、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止

【道路ネットワークの形成】

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通機能を確保するため、緊急輸送道路の整備促進や都市計画道路の整備推進が必要である。

<現在の主な取組>

- ・都市計画道路の整備、広域幹線道路の整備促進 等

【道路施設等の冠水対策】

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障とな

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の維持・強化】

- 下水道施設において、災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐震化等を図るとともに、下水道 BCP に基づき、継続供給体制の構築を図る。
- 防災拠点、避難所に仮設トイレを配備、高齢者等の要配慮者が使用しやすい災害用マンホールトイレの整備を推進する。
- 災害廃棄物処理計画に基づき、し尿の適切な搬送・管理、適処理を行う。

強靱化に関する取組・具体的指標		現状値		目標値
下水道施設の維持・強化	各計画に基づく維持管理等の推進	実施中	⇒	継続
マンホール蓋交換工事		12%	⇒	100%

【合併浄化槽の整備促進】

- 補助金の周知を図り、老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い新しい合併処理浄化槽への転換を促進する。

【一般廃棄物処理への対応】

- 一般廃棄物を処理するため、第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備を推進する。

強靱化に関する取組・具体的指標		現状値		目標値
一般廃棄物処理への対応	第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備	事業中	⇒	供用開始

6-4) 基幹的交通から地域交通網まで、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止

【道路ネットワークの形成】

- 緊急輸送道路は、避難や救急・救命活動、支援物資の輸送等について重要な役割を果たすことから、都市計画道路を含む幹線道路の整備・促進を図る。

強靱化に関する取組・具体的指標		現状値		目標値
道路ネットワークの形成	都市計画道路の整備率	84.9%	⇒	86.7%

【道路施設等の冠水対策】

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水対策を行う。

強靱化に関する取組・具体的指標		現状値		目標値
道路施設等の老朽化等対策	舗装修繕事業 市道中袖南袖線	0%	⇒	100%

【道路施設等の老朽化等対策】

- 道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、橋梁の耐震化を着実に推進する。

強靱化に関する取組・具体的指標		現状値		目標値
道路施設の老朽化対策	橋梁長寿命化修繕事業（点検・計画策定）	23%	⇒	100%
道路施設の老朽化対策	橋梁長寿命化修繕事業（修繕の必要な橋梁数）	5 橋	⇒	0 橋

館山市国土強靱化地域計画

令和3年10月

館山市

5 環境共生

① 海岸防災林の整備			
リスクシナリオ	1-2	担当課	農水産課
推進方針	市は、県が実施している津波対策軽減効果を考慮した植栽活動を支援する。		
② 埋立事業者への指導・監督強化			
リスクシナリオ	1-4	担当課	環境課
推進方針	市は、『館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』の的確な運用と事業者への指導・監督強化により、土壌汚染や災害発生の未然防止に努める。		
③ 災害時電力の確保			
リスクシナリオ	2-4, 4-1	担当課	危機管理課、環境課
推進方針	市は、公共施設への太陽光発電システム等の導入等により、停電時等の電力確保を図る。		
④ ごみ及びし尿収集運搬体制の確立			
リスクシナリオ	2-7, 6-6	担当課	環境課
推進方針	市は、市民（利用者）の衛生的な生活環境の確保のため、発災後もごみ及びし尿等の継続的な収集が可能となる体制の確立を推進する。		
⑤ 合併処理浄化槽への転換促進			
リスクシナリオ	2-7	担当課	下水道課
推進方針	市は、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い、合併処理浄化槽への転換を促進する。		
⑥ 火葬体制の構築			
リスクシナリオ	2-7	担当課	環境課、社会福祉課、高齢者福祉課
推進方針	現在安房郡市広域市町村圏事務組合では長狭火葬場と安房聖苑の2施設を運営しているが、大規模自然災害により多くの死者が発生し、域内の火葬能力だけでは遺体の処理を行う事が不可能になる恐れがあるため、国・県等とも連携し、引き続き火葬体制の構築を検討する。		
⑦ 電力施設の安全確保整備			
リスクシナリオ	6-1	担当課	危機管理課、都市計画課
推進方針	市は、関係機関と連携し、館山変電所等の施設や、無電柱化の促進や電気工作物の適切な維持管理、耐震性等の向上に努める必要があることから、電気事業者に働きかける。		
⑧ ガス施設の安全確保整備			
リスクシナリオ	6-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、ガス施設の適切な維持管理、耐震性等の向上を促進するため、関係機関に適切な要請を行う。		
⑨ 広域供給体制の構築			
リスクシナリオ	6-2, 6-5	担当課	環境課（三芳水道企業団）
推進方針	市は、千葉県及び関係市町と協力し、南房総地域・九十九里地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合を促進するとともに、広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも市民に水を供給できる水道の整備を推進する。		

⑩ 水道施設の耐震化			
リスクシナリオ	6-2	担当課	環境課（三芳水道企業団）
推進方針	市は、被災しても速やかに復旧できる水道施設とするため、重要施設の耐震化、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を図るとともに、関係機関と連携した早期復旧体制の構築に努める。		

⑪ 汚水処理施設の適正管理			
リスクシナリオ	6-3	担当課	下水道課
推進方針	市は、災害時に長期の汚水処理機能の停止を防ぐため、平時から下水道処理施設の適切な維持管理を進める。		

⑫ 下水道施設の耐震化・更新			
リスクシナリオ	6-3	担当課	下水道課
推進方針	市は、継続的かつ安定した汚水処理機能が確保できるように処理場・管渠の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら施設の耐震化を進める。		

⑬ 水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利活用等の取組の推進			
リスクシナリオ	6-5	担当課	環境課（三芳水道企業団）、下水道課
推進方針	限られた水資源を有効活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水・下水道再生水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。		

⑭ 衛生センターの適切な維持管理			
リスクシナリオ	6-6	担当課	環境センター
推進方針	市は、発災後も継続的にし尿の効率的、効果的な処理を行うため、平時から衛生センターの設備・機器の定期点検や補修を実施し、適正な維持管理と施設の延命化に努める。		

⑮ 清掃センターの適切な維持管理			
リスクシナリオ	6-6	担当課	環境センター
推進方針	市は『館山市清掃センター長寿命化総合計画』に基づき、日常の適正な運転管理と定期点検整備を実施するとともに、延命化対策工事を実施していくことにより、清掃センターのさらなる長期活用、ごみの適正処理を図る。		

⑯ ごみの減量化			
リスクシナリオ	6-6	担当課	環境課
推進方針	市は、家庭系ごみの適正搬出と分別、事業系ごみの適正搬出を促進し、さらなるごみの減量化・再資源化に取り組む。		

⑰ 森林・里山の保全			
リスクシナリオ	7-6	担当課	農水産課
推進方針	市は、松くい虫のまん延を防止するため、保安林などの松林を重点的・計画的に防除するなど、森林機能の保全を図る。		

⑱ 粗大ごみ処理施設の適切な維持管理			
リスクシナリオ	8-1	担当課	環境センター、環境課
推進方針	市は、粗大ごみ処理施設の適正な維持管理により、粗大ごみの効率的な処理や資源リサイクルの推進に努める。		

⑲ 最終処分場の適切な維持管理			
リスクシナリオ	8-1	担当課	環境センター、環境課
推進方針	市は、ガレキ類等の安定した最終処分を図るとともに、周辺環境の保全のため、適正な浸出水処理と施設の機能確保に努める。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等		KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
②	埋立事業者への指導・監督強化	—	—	—
③	地球温暖化対策事業	—	—	—
④	し尿収集運搬事業	—	—	—
⑤	合併処理浄化槽普及事業	合併処理浄化槽への転換補助基数	8基	150基※1
⑨	県内水道の統合・広域化の推進	用水供給事業者の統合	統合協議会 準備会議	統合
		安房地域の水道事業統合	統合協議会 設置準備	統合
⑩	基幹構造物耐震化	配水池耐震化率	17.4%	25.4%
⑫	下水道施設の改築	ストックマネジメント計画の推進	17%	100%
⑭	衛生センター運営事業	処理能力	100kℓ/日	100kℓ/日
⑮	清掃センター運営事業	焼却能力	65t/日	80t/日
	清掃センター長寿命化対策事業			
⑯	ごみ減量化・再資源化事業	1人1日あたりごみ排出量	1,266g/ 人・日	1,090g/ 人・日
	環境美化推進事業			
⑰	森林・里山保全整備事業	—	—	—
⑱	粗大ごみ処理施設運営事業	処理能力	50t/日	50t/日
⑲	最終処分場運営事業	水処理能力	35m ³ /日	35m ³ /日

※1 5ヵ年累計値

鴨川市国土強靱化地域計画

令和3年2月

鴨 川 市

河川改修事業	河川改修工事延長	m	24	314
--------	----------	---	----	-----

10 環境

(公衆トイレの適正管理)

- 大規模災害発災後には帰宅困難になった観光客等による使用需要が見込まれることから、観光公衆トイレについては、観光客等が快適に利用できるよう、適切な維持管理を行う。

(火葬場の整備)

- 災害時に発生が想定される大量の遺体への対応により地域の衛生状態の悪化を防ぐ観点から、安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的に火葬場を運営し、その適切な維持管理を行う。

(汚水処理機能の確保)

- 合併処理浄化槽の設置・普及を促進し、生活排水の分散・適正処理を促進する。

(し尿処理機能の維持、向上)

- 処理施設が老朽化しているため主要施設の維持管理に努めつつ、処理施設の更新を計画的に実施するとともに、災害時のバックアップ体制の構築を図る。

(ごみ処理機能の維持、向上)

- ごみ処理広域化への移行を見据えつつ、現清掃センターの安定稼働を図るため、計画的な補修・修繕を行うとともに、収集車両を計画的に更新する。
- 本市を含め、君津4市、南房総市、鋸南町の6市1町で、ごみ処理広域化事業を推進し、広域化によるスケールメリットを生かした効率的なごみ処理を実施するとともに、優れた公害防止能力を有する最新の施設を整備し、環境に配慮したごみ処理の実現を目指す。
- ごみ処理広域化に向けて安定的にごみ処理を行うため、収集運搬体制を見直し、中継施設を整備・運用する。また、資源物については、ストックヤードを整備し、ごみの減量化に向けたリサイクル体制を強化する。
- 災害ごみの一時保管場所の確保を図る。

【重要業績指標】

事業名	取組指標	単位	現状値	目標値
家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水処理人口普及率	%	46.4	53.4

(2) 横断的施策分野

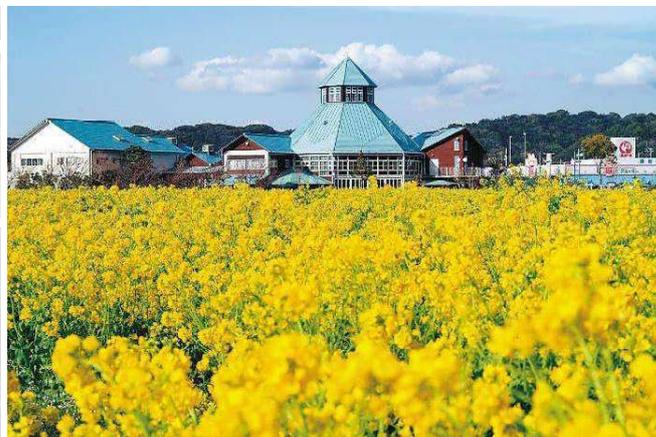
1 リスクコミュニケーション

(災害情報伝達手段の整備)

- 防災行政無線による放送内容を受信可能な防災ラジオの普及を促進し、防災情報伝達の確実性向上を図る。
- 防災行政無線の難聴地域の調査及び地域からの要望に基づき、防災行政無線子局の整備を進める。
- 地域防災拠点等との通信を確保するための手段の整備を図る。

南房総市 国土強靱化地域計画

令和3年3月 南房総市



目次

第1章 総論	1
1 計画の策定主旨.....	1
2 計画の位置づけ及び構成.....	2
3 本市の地域特性.....	4
4 基本目標及び事前に備えるべき目標.....	10
第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の評価・分析	11
1 想定されるリスク.....	11
2 リスクシナリオの設定.....	18
3 強靱化施策分野の設定.....	20
4 脆弱性の分析・評価.....	23
第3章 施策分野別の推進方針	18
施策分野1 保健・医療・福祉.....	18
施策分野2 産業・雇用.....	20
施策分野3 教育・文化・スポーツ.....	23
施策分野4 警察・消防.....	24
施策分野5 環境・エネルギー.....	27
施策分野6 建設・住宅・水道.....	29
施策分野7 道路・交通.....	31
施策分野8 移住促進・市民参加・行財政.....	33
施策分野9 少子高齢化対策.....	37
重要業績指標(KPI)一覧.....	38
対応方策の重点化.....	39
第4章 計画の進捗管理	40
1 計画の推進体制.....	40
2 計画の進行管理.....	40
別記1 脆弱性の分析・評価の結果	42
別記2 リスクシナリオと施策のマトリクス	56

施策分野5 環境・エネルギー

(1) 自立・分散型エネルギーシステムの導入支援（再生可能エネルギーなど）

- 災害に強く、持続可能な地域づくりに向け、住宅用省エネルギー設備の設置を促す補助金交付等により、再生可能エネルギーの普及を図る。
- 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。

(2) 災害時のエネルギー供給のための体制整備

- ライフライン施設について、災害発生後直ちに機能回復ができるよう、被害軽減のための対策を講じる。
- LP ガス関係団体等との応援協定に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設等の選定を行うなど、体制を整備する。

(3) 有害物質等対策の推進（工場への立入調査、啓発）

- 毒物劇物取扱施設への立入検査体制の整備・強化や、耐震対策、応急措置体制について安房郡市広域市町村事務組合の安房郡市消防本部と連携し、事業者への助言等を行う。
- ガス、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、ガス、危険物等を取り扱う事業者への法令遵守への徹底を図る。
- 市内公共水域において、油等の流出事故が発生した場合に、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、農水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化するため、平常時から国・県等の各機関との連携を密にし、広域的な防災活動体制の確立を図る。

(4) 災害廃棄物処理体制の整備（廃棄物処理施設の耐震化、体制の強化）

- 災害時に一般廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に実施できるよう、様々な災害に対応する廃棄物処理施設の整備や、処理体制の強化・充実を図る。
- 災害廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に実施できるよう、国の災害廃棄物対策指針、災害廃棄物処理計画や協定等に基づく災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図る。



災害廃棄物仮置き場
(市役所本庁東側駐車場)

(5) 汚水処理施設等の防災対策の推進

- 震災時においても、施設の機能が果たせるよう、耐震化等の整備や、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能維持に努める。
- 災害発生時においても、し尿処理の機能を維持するため、老朽化の進む千倉衛生センター・堤ヶ谷クリーンセンターの両施設を統合した汚泥再生処理センターの整備を進める。

(6) 浄化槽の管理体制の整備

- 合併浄化槽の設置を促進し、災害時における生活排水対策や公衆衛生対策を進める。

重要業績指標 (KPI)

成果指標	現状値	目標値 [R7年度]	担当課
住宅用省エネルギー設備設置費補助金制度 補助 件数	15件 [H30年度]	20件	環境保全課

施策分野5 環境・エネルギー

(1) 自立・分散型エネルギーシステムの導入支援（再生可能エネルギーなど）

- 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

(2) 災害時のエネルギー供給のための体制整備

- ライフライン施設について、災害発生後直ちに機能回復ができるよう、被害軽減のための対策を講じる必要がある。
- LP ガス関係団体等との応援協定に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設等の選定を行うなど、体制を整備する必要がある。

(3) 有害物質等対策の推進（工場への立入調査、啓発）

- 毒物劇物取扱施設への立入検査体制の整備・強化や、耐震対策、応急措置体制について、安房郡市広域市町村事務組合の安房郡市消防本部と連携し、事業者への助言等を行う必要がある。
- ガス、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、ガス、危険物等を取り扱う事業者への法令遵守への徹底を図る必要がある。
- 市内公共水域において、油等の流出事故が発生した場合に、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、農水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化するため、平常時から国・県等の各機関との連携を密にし、広域的な活動体制の確立を行う必要がある。

(4) 災害廃棄物処理体制の整備（廃棄物処理施設の耐震化、体制の強化）

- 災害時において発生する一般廃棄物を適切に処理するため、廃棄物処理施設の適正管理や災害時の処理体制の強化・充実を図る必要がある。
- 災害廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に実施できるよう災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図る必要がある。

(5) 汚水処理施設等の防災対策の推進

- 現在、本市には比較的小規模な家庭雑排水処理施設が1箇所あり、震災時においてもこれらの施設の機能を果たし、公衆衛生の維持を図るため、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める必要がある。
- 老朽化の進む千倉衛生センター・堤ヶ谷クリーンセンターの両施設を統合した汚泥再生処理センターの整備を行う必要がある。

(6) 浄化槽の管理体制の整備

- 合併浄化槽の設置を促進し、災害時における生活排水対策や公衆衛生対策を進める必要がある。

施策分野6 建設・住宅・水道

(1) 住宅密集地の環境整備（土地区画整理、狭あい道路整備）

- 木造密集住宅地の延焼火災の拡大を防止するため、土地区画整理事業や狭あい道路の整備促進事業により、防災上危険な住宅密集地を解消し、安全なまちづくりを進める必要がある。
- 要配慮者等の視点も踏まえ、避難路、避難所等の整備や配置を計画するなど、きめ細かな対応からの災害に備えた市街地の形成を図る必要がある。

(2) 適正な土地利用の推進

- 土砂災害等を未然に防ぐため、総合的な土地利用の検討と適正な土地利用の誘導を図る必要がある。

(3) 住宅・建築物の耐震化

- 民間住宅の耐震化率は約71.8%(2020年1月1日現在)、民間特定建築物の耐震化率は約69.6%(2019年3月時点)となっており、引き続き耐震診断・改修を促進するとともに、避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要がある。

(4) 空き家対策の推進

- 総住宅数は19,700戸、うち空き家数は5,300戸(空き家率26.9%)(2018年)であり、空き家の倒壊、火災発生や落下物等による被害を防ぐため、活用可能なものも含めて、空き家の実態を把握し、所有者の意向等を踏まえつつ、空き家の対策を検討する必要がある。

南房総市
国土強靱化地域計画
(施策編)

令和4年3月
南房総市

施策分野5 環境・エネルギー

対応方策	対応方策に係る事業		
	事業	期間	事業
●自立・分散型エネルギーシステムの導入支援(再生可能エネルギーなど)	住宅用省エネルギー設備設置費補助金制度	—	環境保全課
●災害時のエネルギー供給のための体制整備	各種団体との協定締結	—	消防防災課
●災害廃棄物処理体制の整備(廃棄物処理施設の耐震化、体制の強化)	ごみ処理広域化事業	令和2年度 ～令和8年度	環境保全課
●汚水処理施設等の防災対策の推進	し尿処理施設建設事業	令和2年度 ～令和5年度	環境保全課
●浄化槽の管理体制の整備	合併処理浄化槽設置整備事業	—	環境保全課